CZ-4-3
1200404246274

第十三回国会制定法

（附　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定）

参議院法制局

第十三回国会制定法

（附　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定）

参議院法制局

国会図書館
ZIIN
K 3016

321.915
C243

凡例

一、本書は、第十三回国会(常会)(昭和二十六年十二月十日から昭和二十七年七月三十一日まで)を通過した法律三百十六件(内閣提出二四四件、衆議院議員提出六一件、参議院議員提出一一件)及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて登載した。

三、公布番号順の目次、五十音順の件名索引及び部門別索引を掲載した。

目次、件名索引及び本文中各件名の下に(衆法)又は(参法)とあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものであることを示しておる。

国立国会
27.11.14
図書館
K 3606

目次

国家公務員法等の一部を改正する法律（昭二六・一二・二二公布）（衆法）……一
財閥同族支配力排除法を廃止する法律（昭二六・一二・二二公布）……一
新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律（昭二六・一二・二二公布）……二
宮内庁法の一部を改正する法律（昭二六・一二・二二公布）……二
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律（昭二七・二・一九公布）（衆法）……二
皇室経済法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九公布）……三
皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九公布）……四
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律（昭二七・三・五公布）……四
企業合理化促進法（昭二七・三・一四公布）（衆法）……九
国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・二一公布）……一三
連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律（昭二七・三・二二公布）……一三
郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二七・三・二五公布）（衆法）……一三
真珠養殖事業法（昭二七・三・二七公布）……一三
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・二七公布）……一四
私立学校振興会法（昭二七・三・二七公布）……一六
国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二七・三・二七公布）……一六

昭和二十六年
○法律第三百十四号
○法律第三百十五号
○法律第三百十六号
○法律第三百十七号

昭和二十七年
○法律第　一　号
○法律第　二　号
○法律第　三　号
○法律第　四　号
○法律第　五　号
○法律第　六　号
○法律第　七　号
○法律第　八　号
○法律第　九　号
○法律第　十　号
○法律第十一　号
○法律第十二　号

○法律第十三号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律（昭二七・三・二八公布）……二二
○法律第十四号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・三・二八公布）……二三
○法律第十五号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・三・二八公布）……二三
○法律第十六号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・三・二八公布）……二四
○法律第十七号　塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律（昭二七・三・二八公布）……二四
○法律第十八号　昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・三・二八公布）（衆法）……二五
○法律第十九号　住宅緊急措置令等の廃止に関する法律（昭二七・三・二九公布）……二六
○法律第二十号　閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律（昭二七・三・二九公布）……二八
○法律第二十一号　郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……二九
○法律第二十二号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……三一
○法律第二十三号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭二七・三・三一公布）……三六
○法律第二十四号　商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭二七・三・三一公布）……三八
○法律第二十五号　森林火災国営保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）（衆法）……四〇
○法律第二十六号　松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……四一
○法律第二十七号　農林漁業資金融通法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……四二
○法律第二十八号　漁船損害補償法（昭二七・三・三一公布）（衆法）……四二
○法律第二十九号　漁船損害補償法施行法（昭二七・三・三一公布）（衆法）……五八
○法律第三十号　失業保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六〇
○法律第三十一号　船員保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六〇
○法律第三十二号　新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二七・三・三一公布）……六二
○法律第三十三号　輸出信用保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六三
○法律第三十四号　郵便為替法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六六
○法律第三十五号　海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭二七・三・三一公布）……六七
○法律第三十六号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）（衆法）……六七
○法律第三十七号　特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六八
○法律第三十八号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六八
○法律第三十九号　農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……六九
○法律第四十号　経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……七〇
○法律第四十一号　外務公務員法（昭二七・三・三一公布）……七一
○法律第四十二号　連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭二七・三・三一公布）……七三
○法律第四十三号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・三・三一公布）……七七
○法律第四十四号　在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭二七・三・三一公布）……七八
○法律第四十五号　財産税等収入金特別会計法を廃止する法律（昭二七・三・三一公布）……八一
○法律第四十六号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……八三
○法律第四十七号　漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……八四
○法律第四十八号　漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・三一公布）……八四
○法律第四十九号　農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……八五
○法律第五十号　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・三一公布）……八六
○法律第五十一号　農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……八六
○法律第五十二号　資金運用部預託金利率の特例に関する法律（昭二七・三・三一公布）……八六
○法律第五十三号　所得税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……八七
○法律第五十四号　法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一一七
○法律第五十五号　相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一一八
○法律第五十六号　物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二二
○法律第五十七号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二二

○法律第五十八号　通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二三
○法律第五十九号　資産再評価法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二四
○法律第六十号　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二六
○法律第六十一号　租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一二七
○法律第六十二号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一公布）……一三三
○法律第六十三号　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一公布）……一三四
○法律第六十四号　一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭二七・四・一公布）……一三五
○法律第六十五号　日本専売公社法の一部を改正する法律（昭二七・四・一公布）……一三五
○法律第六十六号　日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一公布）……一三六
○法律第六十七号　国民貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭二七・四・一公布）……一三九
○法律第六十八号　船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律（昭二七・四・一公布）……一三九
○法律第六十九号　昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・四・一公布）（衆法）……一四〇
○法律第七十号　捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭二七・四・一公布）……一四一
○法律第七十一号　屋外広告物法の一部を改正する法律（昭二七・四・五公布）……一四三
○法律第七十二号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・五公布）……一四四
○法律第七十三号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・七公布）……一四五
○法律第七十四号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・四・七公布）……一四五
○法律第七十五号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・四・七公布）……一四五
○法律第七十六号　農業改良助長法の一部を改正する法律（昭二七・四・七公布）……一四五
○法律第七十七号　小型機船底びき網漁業整理特別措置法（昭二七・四・七公布）……一四六
○法律第七十八号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・九公布）……一四七
○法律第七十九号　教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭二七・四・九公布）……一四八
○法律第八十号　国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭二七・四・九公布）……一五三
○法律第八十一号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律（昭二七・四・一一公布）……一五三
○法律第八十二号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・四・一一公布）……一五五
○法律第八十三号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一一公布）（衆法）……一五五
○法律第八十四号　夏時刻法を廃止する法律（昭二七・四・一一公布）（衆法）……一五六
○法律第八十五号　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭二七・四・一二公布）……一五六
○法律第八十六号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・一二公布）……一五六
○法律第八十七号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・一二公布）……一五八
○法律第八十八号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・一二公布）……一五八
○法律第八十九号　十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・四・一二公布）（衆法）……一六〇
○法律第九十号　商品取引所法の一部を改正する法律（昭二七・四・一二公布）……一六一
○法律第九十一号　日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律（昭二七・四・一二公布）……一六二
○法律第九十二号　統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律（昭二七・四・一五公布）……一六四
○法律第九十三号　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七・四・二一公布）……一六四
○法律第九十四号　公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭二七・四・二一公布）……一六四
○法律第九十五号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二三公布）……一七一
○法律第九十六号　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二七・四・二五公布）（衆法）……一八九

○法律第九十七号　海上保安庁法の一部を改正する法律（昭二七・四・二六公布）……一九一
○法律第九十八号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……一九六
○法律第九十九号　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九六
○法律第百一号　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九七
○法律第百二号　特許法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九九
○法律第百三号　道路運送車両法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇〇
○法律第百四号　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇二
○法律第百五号　平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇八
○法律第百六号　住民登録法施行法（昭二七・四・二八公布）（衆法）……二〇九
○法律第百七号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一〇
○法律第百八号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一二
○法律第百九号　特別調達資金設置令の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二一三
○法律第百十号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一三
○法律第百十一号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一四
○法律第百十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一七
○法律第百十三号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二〇
○法律第百十四号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二一
○法律第百十五号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二二三
○法律第百十六号　総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭二七・四・二八公布）……二二五
○法律第百十七号　公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二六
○法律第百十八号　町村職員恩給組合法（昭二七・四・二八公布）……二二七
○法律第百十九号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二八
○法律第百二十号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う厚生省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三〇
○法律第百二十一号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法（昭二七・四・二八公布）……二三一
○法律第百二十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三二
○法律第百二十三号　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三二
○法律第百二十四号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三三
○法律第百二十五号　外国人登録法（昭二七・四・二八公布）……二三四
○法律第百二十六号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三九
○法律第百二十七号　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七・四・三〇公布）……二四一
○法律第百二十八号　法務府設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）……二五二
○法律第百二十九号　医療法の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）（参法）……二五二
○法律第百三十号　森林法等の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）（衆法）……二五二

○法律第九十七号　海上保安庁法の一部を改正する法律（昭二七・四・二六公布）……一九一
○法律第九十八号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……一九六
○法律第九十九号　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九六
○法律第百一号　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九七
○法律第百二号　特許法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……一九九
○法律第百三号　道路運送車両法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇〇
○法律第百四号　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇二
○法律第百五号　平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二〇八
○法律第百六号　住民登録法施行法（昭二七・四・二八公布）（衆法）……二〇九
○法律第百七号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一〇
○法律第百八号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一二
○法律第百九号　特別調達資金設置令の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二一三
○法律第百十号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一三
○法律第百十一号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一四
○法律第百十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二一七
○法律第百十三号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二〇
○法律第百十四号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二一
○法律第百十五号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八公布）……二二三
○法律第百十六号　総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭二七・四・二八公布）……二二五
○法律第百十七号　公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二六
○法律第百十八号　町村職員恩給組合法（昭二七・四・二八公布）……二二七
○法律第百十九号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二二八
○法律第百二十号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う厚生省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三〇
○法律第百二十一号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法（昭二七・四・二八公布）……二三一
○法律第百二十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三二
○法律第百二十三号　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三二
○法律第百二十四号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三三
○法律第百二十五号　外国人登録法（昭二七・四・二八公布）……二三四
○法律第百二十六号　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八公布）……二三九
○法律第百二十七号　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七・四・三〇公布）……二四一
○法律第百二十八号　法務府設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）……二五二
○法律第百二十九号　医療法の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）（参法）……二五二
○法律第百三十号　森林法等の一部を改正する法律（昭二七・五・一公布）（衆法）……二五二

主要農作物種子法（昭二七・五・一公布）……二五四
補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭二七・五・二公布）（参法）……二五五
信用金庫法の一部を改正する法律（昭二七・五・二公布）（衆法）……二五五
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・五・七公布）（衆法）……二五六
急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七・五・七公布）（衆法）……二五七
米穀の政府買入価格の特例に関する法律（昭二七・五・七公布）（衆法）……二五七
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・五・七公布）……二五九
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭二七・五・七公布）……二六〇
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律（昭二七・五・一三公布）（衆法）……二六四
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七・五・一五公布）……二六四
優生保護法の一部を改正する法律（昭二七・五・一七公布）（参法）……二六七
塩専売法の一部を改正する法律（昭二七・五・一七公布）……二六九
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二七・五・一九公布）（衆法）……二六九
国民健康保険再建整備資金貸付法（昭二七・五・二〇公布）……二七〇
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭二七・五・二〇公布）……二七三
当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭二七・五・二〇公布）……二七三
地方財政法の一部を改正する法律（昭二七・五・二三公布）……二七四
統計報告調整法（昭二七・五・二四公布）……二七七
国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・二六公布）（衆法）……二七九
警察予備隊令の一部を改正する等の法律（昭二七・五・二七公布）……二八〇
木船運送法（昭二七・五・二七公布）……二八〇
麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律（昭二七・五・二八公布）……二八五

○法律第百三十一号
○法律第百三十二号
○法律第百三十三号
○法律第百三十四号
○法律第百三十五号
○法律第百三十六号
○法律第百三十七号
○法律第百三十八号
○法律第百三十九号
○法律第百四十号
○法律第百四十一号
○法律第百四十二号
○法律第百四十三号
○法律第百四十四号
○法律第百四十五号
○法律第百四十六号
○法律第百四十七号
○法律第百四十八号
○法律第百四十九号
○法律第百五十号
○法律第百五十一号
○法律第百五十二号
○法律第百五十三号
○法律第百五十四号
○法律第百五十五号
○法律第百五十六号
○法律第百五十七号
○法律第百五十八号
○法律第百五十九号
○法律第百六十号
○法律第百六十一号
○法律第百六十二号
○法律第百六十三号
○法律第百六十四号
○法律第百六十五号
○法律第百六十六号
○法律第百六十七号
○法律第百六十八号
○法律第百六十九号
○法律第百七十号
○法律第百七十一号
○法律第百七十二号
○法律第百七十三号
○法律第百七十四号
○法律第百七十五号
国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二七・五・二八公布）……二八八
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二八公布）（衆法）……二八八
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭二七・五・二九公布）……二八九
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九公布）……二八九
最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九公布）……二九二
食糧管理法の一部を改正する法律（昭二七・五・二九公布）……二九二
国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・五・三一公布）（参法）……二九四
耐火建築促進法（昭二七・五・三一公布）（衆法）……二九四
設備輸出為替損失補償法（昭二七・五・三一公布）……三〇一
石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭二七・五・三一公布）……三〇三
地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律（昭二七・六・二公布）……三〇九
国民貯蓄債券法（昭二七・六・二公布）……三一〇
気象業務法（昭二七・六・二公布）……三一二
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二七・六・三公布）……三一八
信用金庫法施行法の一部を改正する法律（昭二七・六・三公布）（衆法）……三二三
文部省設置法の一部を改正する法律（昭二七・六・六公布）……三二四
道路整備特別措置法（昭二七・六・六公布）……三二七
特定道路整備事業特別会計法（昭二七・六・六公布）……三二八
港湾法の一部を改正する法律（昭二七・六・七公布）（衆法）……三二九
会社更生法（昭二七・六・七公布）……三二九
破産法及び和議法の一部を改正する法律（昭二七・六・七公布）……三三五
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七・六・一〇公布）……三三六九
地方公務員法の一部を改正する法律（昭二七・六・一〇公布）……三七〇

○法律第百七十六号　宅地建物取引業法（昭二七・六・一〇公布）（衆法）……三七一
○法律第百七十七号　ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律（昭二七・六・一〇公布）……三七五
○法律第百七十八号　船舶安全法の一部を改正する法律（昭二七・六・一〇公布）……三八一
○法律第百七十九号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭二七・六・一〇公布）……三八一
○法律第　百八十　号　道路法（昭二七・六・一〇公布）（衆法）……三八三
○法律第百八十一号　道路法施行法（昭二七・六・一〇公布）（衆法）……四〇四
○法律第百八十二号　外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律（昭二七・六・一二公布）……四〇七
○法律第百八十三号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・六・一二公布）……四〇七
○法律第百八十四号　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭二七・六・一二公布）……四二七
○法律第百八十五号　図書館法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二公布）……四三四
○法律第百八十六号　農産物検査法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二公布）……四三四
○法律第百八十七号　長期信用銀行法（昭二七・六・一二公布）（衆法）……四三五
○法律第百八十八号　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二七・六・一三公布）……四四〇
○法律第百八十九号　貴金属管理法の一部を改正する法律（昭二七・六・一三公布）……四四〇
○法律第　百九十　号　昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭二七・六・一四公布）……四四三
○法律第百九十一号　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭二七・六・一四公布）……四四四
○法律第百九十二号　工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四公布）……四四六
○法律第百九十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四公布）……四四八
○法律第百九十四号　農業災害補償法臨時特例法（昭二七・六・一四公布）……四四九
○法律第百九十五号　貸付信託法（昭二七・六・一四公布）……四五一
○法律第百九十六号　水産資源保護法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四公布）（衆法）……四五四
○法律第百九十七号　海上警備隊の職員の給与等に関する法律（昭二七・六・一六公布）……四五四
○法律第百九十八号　関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六公布）……四六二
○法律第百九十九号　造船法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六公布）（衆法）……四六六
○法律第　二百　号　放送法の一部を改正する法律（昭二七・六・一七公布）（衆法）……四六七

○法律第二百一号　外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭二七・六・一八公布）……四六七
○法律第二百二号　農業共済基金法（昭二七・六・二〇公布）……四六八
○法律第二百三号　道路交通取締法の一部を改正する法律（昭二七・六・二〇公布）……四七五
○法律第二百四号　道路交通事業抵当法（昭二七・六・二〇公布）（参法）……四七六
○法律第二百五号　恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭二七・六・二〇公布）……四七九
○法律第二百六号　緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・六・二一公布）……四八〇
○法律第二百七号　ユネスコ活動に関する法律（昭二七・六・二一公布）……四八〇
○法律第二百八号　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二七・六・二三公布）……四八四
○法律第二百九号　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律（昭二七・六・二三公布）……四八六
○法律第二百十号　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭二七・六・二五公布）……四八六
○法律第二百十一号　訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭二七・六・二五公布）（衆法）……四八七
○法律第二百十二号　漁船乗組員給与保険法（昭二七・六・二五公布）（衆法）……四八八
○法律第二百十三号　外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・六・二六公布）……四九二
○法律第二百十四号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭二七・六・二六公布）……四九二
○法律第二百十五号　公益事業令の一部を改正する法律（昭二七・六・二七公布）（衆法）……四九三
○法律第二百十六号　地方税法の一部を改正する法律（昭二七・六・二八公布）……四九三
○法律第二百十七号　国土総合開発法の一部を改正する法律（昭二七・六・二八公布）……五〇三
○法律第二百十八号　南方連絡事務局設置法（昭二七・六・三〇公布）……五〇六
○法律第二百十九号　国有財産特別措置法（昭二七・六・三〇公布）……五〇八
○法律第二百二十号　自転車競技法等の一部を改正する法律（昭二七・六・三〇公布）……五一一
○法律第二百二十一号　国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・六・三〇公布）……五一六
○法律第二百二十二号　児童福祉法の一部を改正する法律（昭二七・七・一公布）……五一六
○法律第二百二十三号　外資に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・七・一公布）……五一七
○法律第二百二十四号　日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭二七・七・一公布）……五二九
○法律第二百二十五号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭二七・七・四公布）……五三一

○法律第二百二十六号　離島航路整備法（昭二七・七・四公布）（衆法）……五三二
○法律第二百二十七号　昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭二七・七・一五公布）（衆法）……五三四
○法律第二百二十八号　製塩施設法（昭二七・七・一五公布）……五三四
○法律第二百二十九号　農地法（昭二七・七・一五公布）……五三九
○法律第二百三十号　農地法施行法（昭二七・七・一五公布）……五五九
○法律第二百三十一号　航空法（昭二七・七・一五公布）……五六三
○法律第二百三十二号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七・七・一五公布）……五九〇
○法律第二百三十三号　連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律（昭二七・七・一六公布）……五九〇
○法律第二百三十四号　閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二七・七・一六公布）……五九一
○法律第二百三十五号　耕土培養法（昭二七・七・一六公布）（衆法）……五九二
○法律第二百三十六号　水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二七・七・一六公布）……五九五
○法律第二百三十七号　航空機製造法（昭二七・七・一六公布）……五九五
○法律第二百三十八号　農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律（昭二七・七・一八公布）（衆法）……六〇〇
○法律第二百三十九号　旅行あつ旋業法（昭二七・七・一八公布）（参法）……六〇〇
○法律第二百四十号　破壊活動防止法（昭二七・七・二一公布）……六〇五
○法律第二百四十一号　公安調査庁設置法（昭二七・七・二一公布）……六一一
○法律第二百四十二号　公安審査委員会設置法（昭二七・七・二一公布）……六一一
○法律第二百四十三号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭二七・七・二二公布）……六一七
○法律第二百四十四号　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律（昭二七・七・二三公布）（衆法）……六一八
○法律第二百四十五号　警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭二七・七・二三公布）……六一九
○法律第二百四十六号　国会職員法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三〇公布）（衆法）……六二一
○法律第二百四十七号　市の警察維持の特例に関する法律（昭二七・七・三一公布）（衆法）……六二五

○法律第二百四十八号　栄養改善法（昭二七・七・三一公布）（参法）……六二五
○法律第二百四十九号　電波法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六二八
○法律第二百五十号　日本電信電話公社法施行法（昭二七・七・三一公布）……六三二
○法律第二百五十一号　法制局設置法（昭二七・七・三一公布）……六四一
○法律第二百五十二号　国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六四七
○法律第二百五十三号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六四八
○法律第二百五十四号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五〇
○法律第二百五十五号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五二
○法律第二百五十六号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五三
○法律第二百五十七号　消防組織法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五四
○法律第二百五十八号　調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五五
○法律第二百五十九号　行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……六五六
○法律第二百六十号　自治庁設置法（昭二七・七・三一公布）……六五七
○法律第二百六十一号　自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・三一公布）……六六〇
○法律第二百六十二号　経済審議庁設置法（昭二七・七・三一公布）……六六五
○法律第二百六十三号　資源調査会設置法（昭二七・七・三一公布）……六七一
○法律第二百六十四号　保安庁法（昭二七・七・三一公布）……六七四
○法律第二百六十五号　保安庁職員給与法（昭二七・七・三一公布）……六七五
○法律第二百六十六号　海上公安局法（昭二七・七・三一公布）……六八八
○法律第二百六十七号　法務府設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七〇二
○法律第二百六十八号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七〇五
○法律第二百六十九号　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一公布）……七二三
○法律第二百七十号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七二八
○法律第二百七十一号　文化財保護法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七四〇
○法律第二百七十二号　……七四五

○法律第二百七十三号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七四六
○法律第二百七十四号　農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七四九
○法律第二百七十五号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七五二
○法律第二百七十六号　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一公布）……七六二
○法律第二百七十七号　工業技術庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七六三
○法律第二百七十八号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七六四
○法律第二百七十九号　郵政省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七七三
○法律第二百八十号　郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一公布）……七七六
○法律第二百八十一号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七八〇
○法律第二百八十二号　建設省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七八一
○法律第二百八十三号　電源開発促進法（昭二七・七・三一公布）（衆法）……七八三
○法律第二百八十四号　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二七・七・三一公布）……七八九
○法律第二百八十五号　昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律（昭二七・七・三一公布）……七九二
○法律第二百八十六号　法廷等の秩序維持に関する法律（昭二七・七・三一公布）（衆法）……七九二
○法律第二百八十七号　労働基準法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七九四
○法律第二百八十八号　労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……七九七
○法律第二百八十九号　地方公営企業労働関係法（昭二七・七・三一公布）……八〇五
○法律第二百九十号　日本電信電話公社法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）（衆法）……八〇八
○法律第二百九十一号　事業者団体法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一公布）……八〇九
○法律第二百九十二号　地方公営企業法（昭二七・八・一公布）……八一〇
○法律第二百九十三号　消防法の一部を改正する法律（昭二七・八・一公布）（衆法）……八一六
○法律第二百九十四号　特定中小企業の安定に関する臨時措置法（昭二七・八・一公布）（衆法）……八一六
○法律第二百九十五号　臨時石炭鉱害復旧法（昭二七・八・一公布）……八二一
○法律第二百九十六号　未復員者給與法等の一部を改正する法律（昭二七・八・五公布）（参法）……八三九
○法律第二百九十七号　公営住宅法の一部を改正する法律（昭二七・八・五公布）（参法）……八三九
○法律第二百九十八号　接收貴金属等の数量等の報告に関する法律（昭二七・八・五公布）……八四〇
○法律第二百九十九号　輸出取引法（昭二七・八・五公布）……八四一
○法律第三百号　警察法の一部を改正する法律（昭二七・八・七公布）……八四六
○法律第三百一号　国際電信電話株式会社法（昭二七・八・七公布）……八四六
○法律第三百二号　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七・八・八公布）……八五〇
○法律第三百三号　義務教育費国庫負担法（昭二七・八・八公布）（衆法）……八五一
○法律第三百四号　産業教育振興法の一部を改正する法律（昭二七・八・八公布）（衆法）……八五一
○法律第三百五号　日本赤十字社法（昭二七・八・一四公布）（衆法）……八五二
○法律第三百六号　地方自治法の一部を改正する法律（昭二七・八・一五公布）……八五九
○法律第三百七号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭二七・八・一六公布）（衆法）……九〇四
○法律第三百八号　公職選挙法の一部を改正する法律に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・八・一六公布）（衆法）……九一六
○法律第三百九号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・八・一六公布）……九一七
○法律第三百十号　地方制度調査会設置法（昭二七・八・一八公布）……九二五
○法律第三百十一号　国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法（昭二七・八・二五公布）……九二六
○法律第三百十二号　伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律（昭二七・九・二二公布）（衆法）……九二七

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定（昭二七・四・二八公布）

件名索引(五十音順)

(註) ○印は、第十三回国会を通過した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令又は法律としての効力を有するものと措置された命令を示す。

例えば

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二七―法一一)とあるのは、昭和二七年法律第一一号(私立学校振興会法)によつて、印紙税法(明三二―法五四)が一部改正されたことを示す。

△外国人の財産取得に関する政令(昭二四―政五一)―存続―(昭二七―法八八)とあるのは、昭和二七年法律第八八号(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律)によつて、外国人の財産取得に関する政令(昭二四―政五一)が、日本国との平和條約の最初の効力発生の日(昭和二七年四月二八日)以後も法律としての効力を有するものと措置されたことを示す。

(あ)

○新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律(昭二七・三・三一・法三二)……六三

(い)

○伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律(昭二七・九・二二・法三二)(衆法)……九二七

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・六・一三・法一八八)(衆法)……四四〇

○医療法の一部を改正する法律(昭二七・五・二・法二二九)(参法)……二三三

○一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律(昭二七・四・一・法六四)……一三五

○一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・六・一二・法一八三)……四〇七

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二六―法三一四)……一

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二七―法二六七)……九二四

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二七―法二七〇)……九二九

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二七―法二六八)……九一〇

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二七―法二七〇)……九二九

△一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭二五―法二九九)の一部改正(昭二六―法三一四)……一

△イースト・エイシヤ・ミッションの財産に関する件(昭二二―大・司令四)廃止(昭二七―法四三)……八〇

△印刷庁特別会計及びアルコール專売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭二四―法六四)の一部改正(昭二七―法二七〇)……九二八

△印刷庁特別会計法(昭二二―法三六)の一部改正(昭二七―法二七〇)―改題「印刷局特別会計法」……九二八

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二七―法一一)……三

△一般職の職員の給與に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二七―法二五一)……七七

△印紙税法(明三二—法五四)の一部改正
(昭二七—法六六)……一三六
△印紙税法(明三二—法五四)の一部改正
(昭二七—法一〇二)……四七四
△印紙税法(明三二—法五四)の一部改正
(昭二七—法二五一)……六四三
△印紙税法(明三二—法五四)の一部改正
(昭二七—法二九五)……八三九
△印紙税法(明三二—法五四)の一部改正
(昭二七—法三〇五)……八五八

(う)

○運輸省設置法の一部を改正する法律(昭二七・七・三一・法二七八)……七六四
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法二四)……四〇
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法三五)……六七
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法七〇)……一四三
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法一〇二)……二〇三
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法一五一)……二八五
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭二七—法一三二)……五八七
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正……五八八
△運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭二四—運令六八)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二三)……三七
△栄養改善法(昭二七・七・三一・法二四八)(参法)……六〇四
○塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律(昭二七・三・二八・法一七)……二四
△塩田等災害復旧事業費補助法(昭二五—法二五七)廃止(昭二七—法四)……五三八
△栄養士法(昭二二—法二四五)の一部改正(昭二七—法二四八)……一四三

(お)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭二七・三一・法二六九)……七六〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一四四)……一四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六)……一八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法四三)……八一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法四四)……八二
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法六六)……一三八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法九五)……一八八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一一六)……三三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六一)……三〇三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六四)……三一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一九)……五一〇
○大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の一部改正(昭二七・七・三一・法二七〇)……七一八
△大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二七—法二七〇)の一部改正(昭二七—法二七二)……七四五
○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭二七・六・一〇・法一〇五)……四七九
△運輸省設置法(昭二七—法二三九)……六〇四
△運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭二五—法二五五)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四六
△運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭二四—運令六八)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二三)……三七
△栄養士法(昭二二—法二四五)の一部改正(昭二七—法二四八)……一四三

(え)

○栄養改善法(昭二七・七・三一・法二四八)(参法)……六〇四
○塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律(昭二七・三・二八・法一七)……二四
△塩田等災害復旧事業費補助法(昭二五—法二五七)廃止(昭二七—法四)……五三八
△栄養士法(昭二二—法二四五)の一部改正(昭二七—法二四八)……一四三

(お)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭二七・七・三一・法二六九)……七六〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一四四)……一四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六)……一八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法四三)……八一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法四四)……八二
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法六六)……一三八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法九五)……一八八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一一六)……三三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六一)……三〇三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一六四)……三一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭二七—法一九)……五一〇
○大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令に関する法律(昭二七・七・三一・法二七〇)……七一八
△大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二七—法二七〇)の一部改正(昭二七—法二七二)……七四五
○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭二七・六・一〇・法一〇五)……四七九
△恩給法の特例に関する件(昭二二—勅六八)の一部改正(昭二七—法一〇五)……四七九
△恩給法の特例に関する件(昭二二—勅六八)—昭和二八年三月三一日まで有効—(昭二七—法一〇五)……四七九

(か)

○屋外広告物法の一部を改正する法律(昭二七・四・五・法七一)……一四三
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)の一部改正(昭二七—法一〇六)……三一
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)存続(昭二七—法一三七)……二六〇
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)の一部改正(昭二七—法二六八)……四五四
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一五三)……二八八
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一四六)……六二四
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一五二)……六四八
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法二六六)……六九五
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一〇
△恩給法の特例に関する件(昭二二—勅六八)の一部改正(昭二七—法一〇五)……七二
△恩給法の特例に関する件(昭二二—勅六八)の一部改正(昭二七—法一〇五)……七九
△恩給法の特例に関する件(昭二二—勅六八)—昭和二八年三月三一日まで有効—(昭二七—法一〇五)……四七九
○屋外広告物法の一部を改正する法律(昭二七・四・五・法七一)……一四三
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)の一部改正(昭二七—法一〇六)……三一
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)存続(昭二七—法一三七)……二六〇
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭二三—政三〇六)の一部改正(昭二七—法二六八)……四五四
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一五三)……二八八
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一四六)……六二四
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法一五二)……六四八
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法二六六)……六九五
△恩給法(大一二—法四八)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一〇
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二七—法二六七)……七四
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二七—法二七八)……七九
○開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇・法一〇五)……四七九
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二七—法二七八)……七九
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二七・三・二七・法一〇)……一六
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭二七・七・四・法二二五)……五三一
○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・六・二七・法二二三)……四九二
△外国為替資金特別会計法(昭二六—法五六)の一部改正(昭二七—法二六八)……四九二
△会社更生法(昭和二七・六・七・法一七二)……三九
△会社更生法(昭二七—法一七二)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三
△会社更生法(昭二七—法一七二)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七九
○外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭二七・六・一八・法二〇一)……四六七
○外国人登録法(昭二七・四・二八・法一二五)……二四
△外国人登録法(昭二七—法一二五)の一部改正(昭二七—法二六七)……七五
△外国人登録法(昭二七—法一二五)の一部改正(昭二七—法二六八)……七七
○外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律(昭二七・六・一二・法一八二)……四〇七
○海上公安局法(昭二七・七・三一・法二七)……五一七
○海上保安庁法の一部を改正する法律(昭二七・七・一・法二二三)……五一七
△外資に関する法律(昭二五—法一六三)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三六
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部を改正する法律(昭二七—法二六七)……七四
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二七—法二七八)……七九
○開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇・法一〇五)……四七九
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭二七・七・四・法二二五)……五三一
○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・六・二七・法二二三)……四九二
△外国為替資金特別会計法(昭二六—法五六)の一部改正(昭二七—法二六八)……四九二
△会社更生法(昭和二七・六・七・法一七二)……三九
△会社更生法(昭二七—法一七二)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三
△会社更生法(昭二七—法一七二)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七九
○外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭二七・六・一八・法二〇一)……四六七
○外国人登録法(昭二七・四・二八・法一二五)……二四
△外国人登録法(昭二七—法一二五)の一部改正(昭二七—法二六七)……七五
△外国人登録法(昭二七—法一二五)の一部改正(昭二七—法二六八)……七七
○外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律(昭二七・六・一二・法一八二)……四〇七
○海上公安局法(昭二七・七・三一・法二七)……五一七
○海上保安庁法の一部を改正する法律(昭二七・七・一・法二二三)……五一七
△外資に関する法律(昭二五—法一六三)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三六
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部を改正する法律(昭二七—法二六七)……七四
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭二七—法二七八)……七九

△関税法（明三二―法六一）の一部改正（昭二七―法一六七）……六
△会計法の一部を改正する法律（昭二四―法二四）の一部改正（昭二七―法四）……八
○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭二七・六・二五・法二一〇）……一四
△会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭二三―政四〇二）附則第五條、第七條及び第九條―存続―（昭二七―法一三七）……二六〇
△会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（昭二六―政二四七）附則第八項―存続―（昭二七―法四三）……七九
△会社の証券保有制限等に関する勅令（昭二一―勅五六七）廃止（昭二七―法四三）……八〇
△海事代理士法（昭二六―法三二）の一部改正（昭二七―法一五一）……二六五
△海事代理士法（昭二六―法三二）の一部改正（昭二七―法二四六）……六三四
△海事仲裁等に関する法律（昭二三―法二一一）廃止（昭二七―法二九一）……八一〇
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭二七―法二二六）……五三四
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭二七―法九七）……一九六
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭二七―法一五一）……七七一
△解散団体財産売却理事会令（昭二三―政二八五）廃止（昭二七―法二四〇）……六一〇
△外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭二四―政二七二）廃止（昭二七―法八六）……一五八
△外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六―政二三三）廃止（昭二七―法二三一）……七二八
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）の一部改正（昭二七―法八八）……一五八
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）―存続―（昭二七―法八六）……一五八
△学校施設の確保に関する政令（昭二四―政三四）―存続―（昭二七―法八六）……一五八
△学校施設の確保に関する政令（昭二四―政三四）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△貸金業等の取締に関する法律（昭二四―法一七〇）の一部改正（昭二七―法六六）……一三八
△株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭二三―大・法令三）廃止（昭二七―法四三）……八〇
△官庁営繕法（昭二六―法一八一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△監獄法（明四一―法二八）の一部改正（昭二七―法二八六）……七九四
（き）
○企業合理化促進法（昭二七・三・一四・法五）（衆法）……九
△企業合理化促進法（昭二七―法五）の一部改正（昭二七―法二七〇）……一三八
△解散団体の管理及び処分等に関する政令（昭二三―政二三八）廃止（昭二七―法二四〇）……六一〇
△外資に関する法律の一部を改正する法律（昭二七―法一九五）……四五四
○外務公務員法（昭二七・三・二一・法四一）……七三八
○外務公務員法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法三八）……六九
△外務省設置法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭二七―法四一）……七六
△外務省設置法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭二七―法一二六）……二四一
△外務省設置法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭二七―法二六八）……七一九
○貸付信託法（昭二七・六・一四・法一九五）……四五一
△貸付信託法（昭二七―法一九五）の一部改正（昭二七―法二二三）……五二八
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法六一）……一三三
△関税定率法（明四三―法五四）の一部改正（昭二七―法三〇五）……八五八
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二六―法一一〇）の一部改正（昭二七―法一四九）……一三四
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六・法一九八）……四六三

△解散団体の管理及び処分等に関する政令（昭二三―政二三八）廃止（昭二七―法二四〇）……六一〇
△外資委員会設置法（昭二五―法一六四）廃止（昭二七―法二六九）……一五八
△外国映画の調査等に関する省令（昭二一―内令三二）廃止（昭二七―法八六）……一五八
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法二二八）の一部改正（昭二七―法二七〇）……七三五
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法二二八）の一部改正（昭二七―法二九）……八四六
△外国為替管理委員会設置法（昭二四―法二二九）廃止（昭二七―法一六九）……七一八
△外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭二五―政三五）附則第二項―存続―（昭二七―法四三）……七九
△外国自動車譲受規則（昭二六―通・運令一）―昭和二七年六月三〇日まで有効―（昭二七―法二三）……三七
△外国人出資の報告に関する件（昭二一―大令一二〇）廃止（昭二七―法四三）……八〇
△外国人登録令（昭二二―勅一〇七）廃止（昭二七―法二二五）……二三八
△外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭二四―政二七二）廃止（昭二七―法八六）……一五八
△外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六―政二三三）廃止（昭二七―法二三一）……七二八
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）の一部改正（昭二七―法八八）……一五八
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）―存続―（昭二七―法八六）……一五八
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△外国人の商号に関する臨時措置令（昭二五―政一二）廃止（昭二七―法二三七）……二六〇
△外国人の著作権の調査に関する省令（昭二二―内令四）廃止（昭二七―法八六）……一五八
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四―政三一一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四―政三一一）―存続―（昭二七―法八八）……一五〇
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四―政三一一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七九四
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四―政三一一）の一部改正（昭二七―法二七〇）……一三八

部改正（昭二七—法六一）……一三
△企業合理化促進法（昭二七—法五）の一部改正（昭二七—法一八一）……四〇六
○気象業務法（昭二七・六・二・法一六五）……三三
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二五一）……六四七
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二六七）……七〇五
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二七八）……七七二
○貴金属管理法の一部を改正する法律（昭二七・六・一三・法一八九）—改題「金管理法」……四四〇
△金管理法（昭二五—法一二八）の一部改正（昭二七—法二七〇）……七三二
○義務教育費国庫負担法（昭二七・八・八・法三〇三）（衆法）……八五一
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九・法一五四）（衆法）……二六八
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・三一・法四八）……八五
○漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法四七）……八四
○漁船損害補償法（昭二七・三・三一・八）（衆法）……四二
△企業合理化促進法（昭二七—法五）の一部改正（昭二七—法一八一）……四〇六
○気象業務法（昭二七・六・二・法一六五）……三三
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二五一）……六四七
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二六七）……七〇五
△気象業務法（昭二七—法一六五）の一部改正（昭二七—法二七八）……七七二
○貴金属管理法の一部を改正する法律（昭二七・六・一三・法一八九）—改題「金管理法」……四四〇
△金管理法（昭二五—法一二八）の一部改正（昭二七—法二七〇）……七三二
○義務教育費国庫負担法（昭二七・八・八・法三〇三）（衆法）……八五一
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九・法一五四）（衆法）……二六八
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・三一・法四八）……八五
○漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法四七）……八四
○漁船損害補償法（昭二七・三・三一・八）（衆法）……四二
○漁船損害補償法施行法（昭二七・三・三一・法二九）（衆法）……六二三
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七—法二六—法二九七）の一部改正（昭二七—法一一五）……三三五
○漁船乗組員給与保険法（昭二七・六・二五・法二一二）（衆法）……四八八
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七・七・法一三五）（衆法）……二五七
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七—法一三五）の一部改正（昭二七—法二六二）……六五二
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七—法一三五）の一部改正（昭二七—法二八四）……六五三
○教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭二七・四・九・法七九）……一五三
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二六〇）……六五七
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八・法一一五）……三三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二五四）……六五〇
△行政機関職員定員法（昭二七—法一四九）の一部改正（昭二七—法一八四）……七九〇
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭二七—法一六八）……三四
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二三一）……五七
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二三一）の一部改正（昭二七—法一一五）……三三五
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法一一五）……三三五
○漁船乗組員給与保険法（昭二七・六・二五・法二一二）（衆法）……四八八
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七・七・法一三五）（衆法）……二五七
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七—法一三五）の一部改正（昭二七—法二六二）……六五二
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七—法一三五）の一部改正（昭二七—法二八四）……六五三
○教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭二七・四・九・法七九）……一五三
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二六〇）……六五七
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八・法一一五）……三三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二五四）……六五〇
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭二七—法一四九）……七九〇
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二三一）……五七
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法一一五）……三三五
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法一八一）……四〇六
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法二四一）……六二三
△寄留法（大三—法二七）廃止（昭二七—法一〇六）……三二一
△議院事務局法（昭二二—法八三）の一部改正（昭二七—法二四六）……六二四
△議院法制局法（昭二三—法九二）の一部改正（昭二七—法二四六）……六二四
△旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭二六—法二八九）の一部改正（昭二七—法九五）……一八九
△旧軍港市転換法（昭二五—法二二〇）の一部改正（昭二七—法一四九）……七九〇
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三—法七四）廃止（昭二七—法二一九）……五二〇
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）の一部改正（昭二七—法四三）……七二
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）—存続—（昭二七—法四三）……七九
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭二七—法二六二）……六六七
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭二七—法三〇八）……九七
△漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭二一—勅五二九）廃止（昭二七—法七四）……一四五
△漁船の操業区域の制限に関する政令（昭二四—政三〇六）廃止（昭二七—法七四）……一四五
△漁船保険法（昭一二—法二三）廃止（昭二七—法二九）……五八
△供託法（明三三—法二五）の一部改正（昭二七—法二六八）……七三
△教育委員会法（昭二三—法一七〇）の一部改正（昭二七—法九二）……一六四
△教育委員会法（昭二三—法一七〇）の一部改正（昭二七—法九八）……一九六
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭二七—法二三一）……四二
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭二七—法二四一）……六二三
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法一一五）……三三五
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法一八一）……四〇六
△行政機関職員定員法（昭二七—法二九七）の一部改正（昭二七—法二四一）……六二三
△寄留法（大三—法二七）廃止（昭二七—法一〇六）……三二一
△議院事務局法（昭二二—法八三）の一部改正（昭二七—法二四六）……六二四
△議院法制局法（昭二三—法九二）の一部改正（昭二七—法二四六）……六二四
△旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭二六—法二八九）の一部改正（昭二七—法九五）……一八九
△旧軍港市転換法（昭二五—法二二〇）の一部改正（昭二七—法一四九）……七九〇
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三—法七四）廃止（昭二七—法二一九）……五二〇
△旧日本占領地域に本店を有する会社の

本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）の一部改正（昭二七—法四三）……七八
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）—存続—（昭二七—法四三）……七九
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四—政二九一）の一部改正（昭二七—法一八七）……四三八
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭二七—法二六二）……六六七
△漁業法（昭二四—法二六七）の一部改正（昭二七—法三〇八）……九七
△漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭二一—勅五二九）廃止（昭二七—法七四）……一四五
△漁船の操業区域の制限に関する政令（昭二四—政三〇六）廃止（昭二七—法七四）……一四五
△漁船保険法（昭一二—法二三）廃止（昭二七—法二九）……五八
△供託法（明三三—法二五）の一部改正（昭二七—法二六八）……七三
△教育委員会法（昭二三—法一七〇）の一部改正（昭二七—法九二）……一六四
△教育委員会法（昭二三—法一七〇）の一部改正（昭二七—法九八）……一九六
△教育委員会法（昭二三—法一七〇）の一部改正（昭二七—法一九四）……一九六
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四—政五二二）廃止（昭二七—法四三）……一八九
△国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭二四—法一七六）の一部改正（昭二七—法二五一）……六四五
△国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令（昭二五—政二五）—存続—（昭二七—法七二）……一四四
△国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭二五—法一四）の一部改正（昭二七—法九五）……一八九
△国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・二三・法六）……一三
△国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭二七—法一九四）の一部改正（昭二七—法二六八）—新題名「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」……七〇
△軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令（昭二一—勅二八三）附則第二項及び第三項—存続—（昭二七—法四三）……七九
△軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに関する件（昭二一—勅一一二）廃止（昭二七—法四三）……八〇
△軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭二一—大令七三）廃止（昭二七—法四三）……八〇
△経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法四〇）……七一
△経済安定本部設置法（昭二四—法一六四）の一部改正（昭二七—法二三）……三六
△空中写真の利用等に関する政令（昭二五—政三〇二）—存続—（昭二七—法九八）……一九六
△くす使用制限規則（昭二五—農令八二）—昭和二七年六月三〇日まで有効—（昭二七—法二三）……三七
△経済安定本部設置法（昭二四—法一六四）の一部改正（昭二七—法二三）……三六
△経済安定本部設置法（昭二四—法一六

四）の一部改正（昭二七―法二八三）……七九七
○経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二七・七・三一・法二八四）……七八九
○経済審議庁設置法（昭二七・七・三一・法二八三）……六七一
○警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭二七・七・二九・法二四五）（衆法）……六一九
○警察法の一部を改正する法律（昭二七・八・七・法三〇〇）……八四六
△警察法（昭二二―法一九六）の一部改正（昭二七―法一六八）……七三一
○警察予備隊令の一部を改正する等の法律（昭二七・五・二七・法一五〇）……二八〇
△警察予備隊令（昭二五―政二六〇）―当分の間存続―（昭二七―法一五〇）……二八〇
△警察予備隊令（昭二五―政二六〇）の一部改正（昭二七―法二六五）……六八八
△警察予備隊令（昭二五―政二六〇）廃止（昭二七―法二六五）……六八八
△警察予備隊令（昭二五―政二六〇）の一部改正（昭二七―法一五〇）……二八〇
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二八二）……七八一
△建設省設置法（昭二三―法一九九）の一部改正（昭二七―法二八〇）……七八〇
△建設省設置法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二七―法一八一）……七八一
△建設省設置法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二七―法一七六）……三七五
△建設省設置法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二七―法一八一）……四〇五
△建設省設置法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二七―法一八四）……四三四
△けい船予備員の給與に充てるべき補助金の交付に関する政令（昭二五―政二八一）廃止（昭二七―法七二）……一四四
△刑事訴訟法（昭二三―法一三一）の一部改正（昭二七―法二四〇）……六二一
△刑事訴訟法（昭二三―法一三一）の改正（昭二七―法二六八）……四三四
△刑事補償法（昭二五―法一）の一部改正（昭二七―法一〇八）……三七
△計量法（昭二六―法二〇七）の一部改正（昭二七―法二五一）……三〇一
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭二七―法二五一）の一部改正（昭二七―法八一）……四〇六
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭二七―法二五八）……六五六
△検疫法（昭二六―法二〇一）の一部改正（昭二七―法二〇一）……四六八
△検疫法（昭二六―法二〇一）の一部改正（昭二七―法二〇一）……八四九
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭二七―法一六九）……三二六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭二七―法一七六）……三七五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭二七―法一八一）……四〇五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭二七―法一八四）……四三四
△競馬法（昭二三―法一五八）の一部改正（昭二七―法二六二）……六六六
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三一
△建設業法（昭二四―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法一八四）……四三四
△建設用石油製品割当規則（昭二四―建令二九）―昭和二七年六月三〇日まで有効―（昭二七―法二三）……三七
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭二七―法一六〇）……三〇一
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭二七―法八一）……四〇六
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭二七―法二五八）……六五六
△検疫法（昭二六―法二〇一）の一部改正（昭二七―法二〇一）……四六八
△検疫法（昭二六―法二〇一）の一部改正

△検察官の俸給等に関する法律（昭二三―法七六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三三
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法一五五）……二六九
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法二六五）……六六八
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法二六八）……七一〇
△検察庁法（昭二二―法六一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三九
（乙）
○小型機船底びき網漁業整理特別措置法（昭二七・四・七・法七七）……一四七
○工業技術庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二七七）……九六三
○工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四・法一九二）……四四六
○公安審査委員会設置法（昭二七・七・二一・法二四二）……六二五
△公安審査委員会設置法（昭二七―法四二）の一部改正（昭二七―法二六八）……九三〇
○公安調査庁設置法（昭二七・七・二一・法二四一）……六二一
△公安調査庁設置法（昭二七―法二四一）……七二四
△検察官の俸給等に関する法律（昭二三―法七六）の一部改正（昭二七―法二六七）……七三三
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法一五五）……四九三
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法二六五）……四〇六
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二七―法二六八）……七一〇
△検察庁法（昭二二―法六一）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三九
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法二五一）……六四五
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法二六二）……六六七
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法一八九）……八〇八
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法三〇六）……九〇三
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・八・一六・法三〇八）（衆法）……九二六
○公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭二七・四・二一・法九四）……一三〇
○公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭二七・四・二八・法一一七）……三二六
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九・法三）……四
○皇室経済法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九・法二）……三
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・一・法二七三）……七四六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭二七―法二一七）……二三〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭二七―法一四一）……二六九
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭二七―法一四四）……二七二

○工業技術庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二七七）……九六三
○工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四・法一九二）……四四六
○公安審査委員会設置法（昭二七・七・二一・法二四二）……六二五
△公安審査委員会設置法（昭二七―法四二）……八
○公安調査庁設置法（昭二七・七・二一・法二四一）……六二一
△公安調査庁設置法（昭二七―法二四一）……七二四
○公益事業令の一部を改正する法律（昭二七・六・二七・法二一五）（衆法）……四四六
△公益事業令（昭二五―政三四三）の一部改正（昭二七―法一八一）……八〇八
△公益事業令（昭二五―政三四三）の一部改正（昭二七―法二五一）……六五六
△公益事業令（昭二五―政三四三）の一部改正（昭二七―法二六六）……九〇三
△公益事業令（昭二五―政三四三）の一部改正（昭二七―法二八三）……九二六
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律（昭二七・六・二一五法二〇九）（衆法）……四八六
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭二六―法九七）の一部改正（昭二七―法二六二）……七一〇
○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六三）……一三四
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭二七―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法九四）……一七一
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法二五一）……六四五
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法二六二）……六六七
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法二六六）……七一〇
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭二七―法三〇六）……九〇三
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・八・一六・法三〇八）（衆法）……九二六
○公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭二七・四・二一・法九四）……一三〇
○公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭二七・四・二八・法一一七）……三二六
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九・法三）……四
○皇室経済法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九・法二）……三
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・一・法二七三）……七四六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭二七―法一四一）……二三〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭二七―法一四四）……二七二

△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二七—法二四八)……六二八

○航空機製造法(昭二七・七・一六・法二三七)……五九五

△航空機製造法(昭二七—法二三七)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二

○航空法(昭二七・七・一五・法二三一)……五六三

△航空法(昭二七—法二三一)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七二

○耕土培養法(昭二七・七・一六・法二三五)(衆法)……五九二

○港湾法の一部を改正する法律(昭二七・六・七・法一七一)(衆法)……三二八

△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四六

○国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二七・五・三一・法一五九)(参法)……二九四

○国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二七・六・三〇・法二二一)……五一六

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二五三)……六四八

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法四〇)……七二

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法七〇)……一四三

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法一一六)……二三五

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二四一)……六二三

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二四二)……六一七

○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭二七・四・九・法八〇)……一五三

△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭二七—法一七四)……三六九

△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭二七—法二五八)……六五五

△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二一

△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三一

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・四・九・法七八)……一四八

△国家公務員等の旅費に関する法律(昭二五—法一一四)の一部改正(昭二七—法一五三)……二八八

△国家公務員等の旅費に関する法律(昭二五—法一一四)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三

△国家公務員等の旅費に関する法律(昭二五—法一一四)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三一

△国家公務員等の旅費に関する法律(昭二五—法一一四)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇

○国家公務員法等の一部を改正する法律(昭二六・一二・二一・法三一四)(衆法)……一

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法四一)……七六

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法九七)……一九六

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二〇七)……四八三

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二五二)……六四八

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二五八)……六五五

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二六五)……六八八

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二六七)……七〇四

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法三六)(衆法)……六七

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・八・一六・法三〇九)……九一七

△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭二五—法一七九)の一部改正(昭二七—法二六二)……六七〇

○国会職員法等の一部を改正する法律(昭二七・七・三〇・法二四六)(衆法)……六三一

○国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律(昭二七・四・二八・法九九)……一九六

△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭二七—法四二)……七七

△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭二七—法六六)……一三九

△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四五

○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇・法一七九)……三八一

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭二七・六・一四・法一九一)……四四四

△国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭二七—法一九一)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三六

○国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭二七・三・三一・法二三)……三六

△国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭二七—法二三)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九一

○国際電信電話株式会社法(昭二七・八・七・法三〇一)……八四六

○国土総合開発法の一部を改正する法律(昭二七・六・二八・法二一七)……五〇三

△国土総合開発法(昭二五—法二〇五)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇

○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二七・三・二七・法一二)……二三

△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭二七・五・二八・法一五三)……二八八

△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二三

△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三五

△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇

○国民健康保険再建整備資金貸付法(昭二七・五・二〇・法一四四)……二七〇

○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭二七・四・一・法六七)……一三九

○国民貯蓄債券法(昭二七・六・二・法一六四)……三一〇

○国有財産特別措置法(昭二七・六・三〇・法二一九)……五〇八

△国有財産特別措置法(昭二七—法二一九)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九二

△国有財産特別措置法(昭二七—法二一九)の一部改正(昭二七—法三〇五)……八五八

○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法二二)……三一

○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二七・五・二六・法一四九)(衆法)……二七九

○国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法(昭二七・八・二五・法三一一)……九二六

△小型自動車競走法(昭二五—法二〇八)の一部改正(昭二七—法二二〇)……五一五

△小切手法(昭八—法五七)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二三

△戸籍法(昭二二—法二二四)の一部改正(昭二七—法一〇六)……二一一

△戸籍法(昭二二—法二二四)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二

△工鉱業関係会社の事業報告書に関する件(昭二〇—農・商令一)廃止(昭二七—法八七)……一五九

△工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件(昭二〇—閣・文・農・商・運令一)廃止(昭二七—法八二)……一五五

△工業標準化法(昭二四—法一八五)の一部改正(昭二七—法二七七)……七六四

△公共企業体労働関係法(昭二三—法二五七)の一部改正(昭二七—法二八八)—改題「公共企業体等労働関係法」……七九九

△公共企業体労働関係法の施行に関する

法律(昭二四—法八三)の一部改正（昭二七—法二八八）……八〇五
△公証人法(明四一—法五三)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三
△公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律（昭二六—法二六八)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件（昭二二—内令二五)廃止(昭二七—法一四)……一三
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭二四—法二七)の一部改正(昭二七—法四)……八
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭二四—法二七)の一部改正(昭二七—法四二)……七七
△公認会計士法(昭二三—法一〇三)の一部改正(昭二七—法二四六)……六二四
△公認会計士法(昭二三—法一〇三)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三三
△更生緊急保護法(昭二五—法二〇三)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一五
△皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件（昭二二—大・内令一)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△厚生年金保険法(昭一六—法六〇)の一部改正(昭二七—法二六六)……六九六
△厚生年金保険法(昭一六—法六〇)の一部改正(昭二七—法三〇六)……九〇四
△航海の制限等に関する件（昭二〇—運令四〇)の一部改正(昭二七—法七二)……一四四
△航海の制限等に関する件（昭二〇—運令四〇)—存続—(昭二七—法七二)……一四四
△航海の制限等に関する件（昭二〇—運令四〇)の一部改正(昭二七—法二六七)……七〇四
△航空機等に関する措置に関する件（昭二〇—商・文・運令一)廃止(昭二七—法二三七)……五九九
△航空機の出入国等に関する政令（昭二七—政六五)廃止(昭二七—法二三一)……五八八
△航路標識法(昭二四—法九九)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七二
△港域法(昭二三—法一七五)の一部改正(昭二七—法二六七)……七〇四
△港則法(昭二三—法一七四)の一部改正(昭二七—法二六七)……七〇四
△港湾荷役力及び船舶等造修能力の確保昂上に関する件(昭二〇—厚・運令一)廃止(昭二七—法七二)……一四四
△鉱業抵当法(明三八—法五五)の一部改正(昭二七—法一九二)……四四六
△鉱山保安法(昭二四—法七〇)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二
△国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二六—法三三三)の一部改正(昭二七—法二五一）……六四六
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一)の一部改正(昭二七—法四一)……七六
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一)の一部改正(昭二七—法一五三)……二八八
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭二五—法一四二)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四五
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四—法二〇〇)の一部改正(昭二七—法一七四)……三六九
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四—法二〇〇)の一部改正(昭二七—法二六六)……六九五
△国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭二四—法一一七）の一部改正(昭二七—法二五一)……六四五
△国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭二四—法一一七）の一部改正(昭二七—法二五二)……六四八
△国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭二四—法一一七）の一部改正(昭二七—法二六六)……六九六

△国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭二四—法一一七）の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇
△国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭二六—法二八）の一部改正（昭二七—法二五一）……六四六
△国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭二五—政二二）の一部改正（昭二七—法四三)……七八
△国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭二五—政二二)—存続—（昭二七—法四三)……七九
△国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭二五—政二二)の一部改正（昭二七—法二六八)……七三三
△国税徴収法(明三〇—法二一)の一部改正(昭二七—法六一)……一三三
△国税徴収法(明三〇—法二一)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二二
△国籍法(昭二五—法一四七)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三
△国土調査法(昭二六—法一八〇)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九一
△国内航空運送事業令（昭二五—政三二七)廃止(同令附則第二項但書を除く)(昭二七—法二三一)……五八六
△国民学校等において使用する教科用図書の提出に関する件(昭二一—文令八)廃止(昭二七—法八六)……一五八
△国有財産法(昭二三—法七三)の一部改正(昭二七—法二一九)……五一〇
△国有財産法(昭二三—法七三)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三
△国有林野法(昭二六—法二四六)の一部改正(昭二七—法一三〇)……二五四

（さ）

○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法五七）……一三三
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法六〇)……一三六
○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・五・二九・法一五七)……二九二
○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律(昭二七・五・二九・法一五五)……二八九
△裁判所職員定員法（昭二六—法二九八）の一部改正(昭二七—法一五五)……二八九
○在外公館等借入金の返済の実施に関する法律(昭二七・三・三一・法四四)……八一
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七・四・二一・法九三)……一六四
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七—法九三)の一部改正(昭二七—法一九〇)……四四四
○在外公館の名称及び位置を定める法律(昭二七・四・二一・法八五)……一五六
○財産税等収入金特別会計法を廃止する法律(昭二七・三・三一・法四五)……八三
○財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律(昭二七・三・五・法四)……四
△財政法（昭二二—法三四）の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三
○財閥同族支配力排除法を廃止する法律(昭二六・一二・二一・法三一五)……一
○産業教育振興法の一部を改正する法律(昭二七・八・八・法三〇四)(衆法)……八五一
△砂糖需給調整規則(昭二四—農令四二)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二二三)……三七
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二—法一三六)の一部改正(昭二七—法二六二)……六六六
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二

―法一三六）の一部改正（昭二七―法三〇八）……九一六
△裁判官彈劾法（昭二二―法一三七）の一部改正（昭二七―法二四六）……六二四
△裁判所法（昭二二―法五九）の一部改正（昭二七―法二六八）……七一九
△在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭二三―大令六五）廃止（昭二七―法四三）……八〇
△在外公館等借入金整理準備審査会法（昭二四―法一七三）の一部改正（昭二七―法四四）……八三
△在外公館等借入金の返済の準備に関する法律（昭二六―法五四）の一部改正（昭二七―法四四）……八三
△財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭二五―政七）廃止（昭二七―法一三七）……二六〇
△財閥標章の使用の禁止等に関する政令（昭二五―政八）廃止（昭二七―法八七）……一五九

（し）

○市の警察維持に関する特例に関する法律（昭二七・七・三一・法二四七）（衆法）……六三五
○私立学校振興会法（昭二七・三・二七・法一一）……一六
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三一・法二五七）……六五四
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
○資金運用部預託金利率の特例に関する法律（昭二七・三・三一・法五二）……八六
○資源調査会設置法（昭二七・七・三一・法二六四）……六七四
○資産再評価法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法五九）……四三三
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二七―法一八七）……四七四
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二七―法二六二）……五八七
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭二七―法二六八）……五二六
○自治庁設置法（昭二七・七・三一・法二一）……五二
△自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・三一・法二六二）……五二六
○自転車競技法等の一部を改正する法律（昭二七・六・三〇・法二二〇）（参法）……五二
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭二七―法二六二）……五二六
○主要農作物種子法（昭二七・五・一・法一三一）……二五四
△自転車競技法等の一部を改正する法律（昭二七―法二二〇）の一部改正（昭二七―法二六二）……七六二
○事業者団体法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二九一）……八〇九
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二七―法二三三）……三八
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二七―法二九）……五九
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二七―法一八四）……四三三
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二七―法二〇二）……四七四
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二七―法二三一）……五八七
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭二七・七・一・法二二二）……五二六
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭二七―法二九）……五二
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭二七―法三〇五）……八五七
○塩専売法の一部を改正する法律（昭二七・五・一七・法一四二）……二六九
○失業保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法三〇）……六〇
○主要農作物種子法（昭二七・五・一・法一三一）……二五四

○住宅緊急措置令等の廃止に関する法律（昭二七・三・二九・法一九）……二六
○住民登録法施行法（昭二七・四・二八・法一〇六）（衆法）……三〇
○所得税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法五三）……八七
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一一）……三三
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一八）……三六
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一九五）……四五三
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一〇二）……四七四
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一〇二）……五三一
△所得税法（昭二七―法二四）……五三一
△所得税法（昭二七―法二七）の一部改正（昭二七―法一七）……六四四
△所得税法（昭二七―法二二）の一部改正……六四四

（昭二七―法一六八）……七三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭二七・八・一・法二九五）……八三九
○消防組織法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二五八）……八五八
○消防法の一部を改正する法律（昭二七・八・一・法二九三）（衆法）……八五八
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭二七―法二五八）……八五八
○商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭二七・三・三一・法二四）……一四〇
○商品取引所法の一部を改正する法律（昭二七・四・一二・法九〇）……七四
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法四六）……七九二
△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭二七・七・一五・法二三七）（衆法）……七九二
○昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・三・三一・法一八）（衆法）……二五
△食糧管理法の一部を改正する法律（昭二七・五・二九・法一五八）……二五
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭二七・三・三一・法一八）（衆法）……二五
○昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・四・一・法六九）（衆法）……二四〇
○昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律（昭二七・七・三一・法二八五）……七九二
○昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭二七・三・二正・法九）（衆法）……一四

○森林火災国営保険法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法二五)(衆法)……四〇
○森林法等の一部を改正する法律(昭二七・五・一・法一三〇)(衆法)……二五三
○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律(昭二六・一二・二一・法三一六)……一二

△司法試験法(昭二四—法一四〇)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三〇
△司法書士法(昭二五—法一九七)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三〇
△死産の届出に関する規程(昭二一—厚令四二)の一部改正(昭二七—法二二〇)……二三一
△死産の届出に関する規程(昭二一—厚令四二)—存続—(昭二七—法一二〇)……二三一
△指定外国証券の報告に関する政令(昭二六—政二五九)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△指定消費者用石油製品配給規則(昭二五—通令六〇)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二三三)……三七
△資金運用部資金法(昭二六—法一〇〇)の一部改正(昭二七—法二六二)……六七一
△資金運用部資金法(昭二六—法一〇〇)の一部改正(昭二七—法二八三)……七八八
△資金運用部資金法(昭二六—法一〇〇)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇
△歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五—法二四六)の一部改正(昭二七—法一八八)……四四〇
△自作農創設特別措置特別会計法(昭二一—法四四)の一部改正(昭二七—法二三〇)……五六三
△自作農創設特別措置法(昭二一—法四三)廃止(昭二七—法二三〇)……五五九
△自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭二五—政二八八)廃止(昭二七—法二三〇)……五五九
△自動車抵当法(昭二六—法一八七)の一部改正(昭二七—法一〇二)……二〇二
△自動車特別使用収用規則(昭二〇—運令二三)廃止(昭二七—法七二)……一四四
△自動車の登録等に関する省令(昭二二—内令八)廃止(昭二七—法七二)……一四四
△自動車用石油製品割当規則(昭二六—運令一〇六)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二三三)……三七
△出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭二二—司・厚令一)廃止(昭二七—法一三七)……二六〇
△出入国管理令(昭二六—政三一九)の一部改正(昭二七—法一二六)……二三九
△出入国管理令(昭二六—政三一九)—存続—(昭二七—法一二六)……二四一
△出入国管理令(昭二六—政三一九)の一部改正(昭二七—法二六七)……七〇五
△出入国管理令(昭二六—政三一九)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一七
△社会教育法(昭二四—法二〇七)の一部改正(昭二七—法一六八)……三三四
△社会保険診療報酬支払基金法(昭二三—法一二九)の一部改正(昭二七—法一二七)……二五〇
△首都建設法(昭二五—法二一九)の一部改正(昭二七—法二八二)……七八二
△酒税法(昭一五—法三五)の一部改正(昭二七—法六一)……一三二
△宗教法人法(昭二六—法一二六)の一部改正(昭二七—法二七一)……七四四
△衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭二二—内令二三)廃止(昭二七—法一四)……一三
△住宅金融公庫法(昭二五—法一五六)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三三
△住宅緊急措置損失補償委員会官制(昭二〇—勅六九六)廃止(昭二七—法一九)……二六
△住民登録法(昭二六—法二一八)の一部改正(昭二七—法一二五)……二三八
△住民登録法(昭二六—法二一八)の一部

改正(昭二七—法二六八)……七三三
△重要産業団体令を廃止する等の勅令(昭二一—勅四四六)附則第三項及び第四項—存続—(昭二七—法八七)……一五九
△重要物資在庫緊急調査令(昭二三—政六五)廃止(昭二七—法八七)……一五九
△銃砲刀剣類等所持取締令(昭二五—政三三四)—存続—(昭二七—法一三)……三
△ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭二四—政四六)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△少年院法(昭二三—法一六九)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一七
△少年法(昭二三—法一六八)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一六
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ基ク生糸等数量報告等ニ関スル件及び昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件を廃止する省令(昭二二—商、農令七)附則第二項—存続—(昭二七—法八七)……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件に基く絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件(昭二一—商令一七)廃止(昭二七—法八七)……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に関する件(昭二一—内令二)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く昭和二十二年勅令第一号第八條に対する特例に関する命令(昭二二—閣・内令五)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関するに件に基く特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令(昭二五—通令五五)附則第二項—存続—(昭二七—法八七)……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生ゴム、ニッケル地金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件(昭二一—商令一〇)廃止(昭二七—法八七)……一五九
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令(昭二三—総・農令一二)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令(昭二四—総・農令一)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令(昭二四—総・農令二)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十二年勅令第一号の特例に関する勅令(昭二二—勅六一)廃止(昭二七—法九四)……一七〇
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二—法一三八)の一部改正(昭二七—法二三三)……三八
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二—法一三八)の一部改正(昭二七—法二五九)……五九

△昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭二六—法三〇八)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四六
△昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律(昭二六—法四九)廃止(昭二七—法三二一)……六三
△消防用指定生産資材及び石油製品の割当の権限の一部の委任に関する総理府令(昭二四—総令一六)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二二三)……三七
△商工組合中央金庫法(昭一一—法一四)の一部改正(昭二七—法一八七)……四三九
△商法(明三二—法四八)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三
△証券投資信託法(昭二六—法一九八)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三
△証券取引法(昭二三—法二五)の一部改正(昭二七—法二七〇)……七三一
△食品衛生法(昭二二—法二三三)の一部改正(昭二七—法二四八)……六二七
△食糧確保のための臨時措置に関する政令(昭二四—政三八四)廃止(昭二七—法七三)……一四五
△植物防疫法(昭二五—法一五一)の一部改正(昭二七—法二六)……四二
△植物防疫法(昭二五—法一五一)の一部改正(昭二七—法三九)……七一
△植物防疫法の一部を改正する法律(昭二六—法二四三)の一部改正(昭二七—法三九)……七一
△職業安定法(昭二二—法一四一)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七一
△職業安定法(昭二二—法一四一)の一部改正(昭二七—法二八四)……七八九
△身体障害者福祉法(昭二四—法二八三)の一部改正(昭二七—法二二二)……五一七
△真珠又は真珠製品の取引の禁止等に関する件を廃止する省令(昭二三—商令四五)附則第二項—存続—(昭二七—法八七)……一五九
△人権擁護委員法(昭二四—法一三九)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二〇

(す)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二七・七・一六・法二三六)(参法)……五九五
○水産資源保護法の一部を改正する法律(昭二七・六・一四・法一九六)(衆法)……四五四
△スタンダード・ブランヅ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッドウエル・エンド・コンパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令(昭二四—法・大令二)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二七—法九)……一五
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二七—法二九)……六〇
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二七—法三九)……七一
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二七—法二一二)……四九二
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭二七—法二七四)……七五一
△水防法(昭二四—法一九三)の一部改正(昭二七—法二五八)……六五六
△水路業務法(昭二五—法一〇二)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七二

(せ)

○製塩施設法(昭二七・七・一五・法二二八)……五三四
△製塩施設法(昭二七—法二二八)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七・五・三一・法一六二)……三〇三
△石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七—法一六二)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二

○接收貴金属等の数量等の報告に関する法律(昭二七・八・五・法二九八)……八四〇
○設備輸出為替損失補償法(昭二七・五・三一・法一六一)……三〇一
○船員保険法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法三一)……六〇
△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七〇
△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭二七—法三〇六)……九〇四
○船舶安全法の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇・法一七八)……三八一
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律(昭二七・四・一・法六八)……一三九
○戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七・四・三〇・法一二七)……二四一

△正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件(昭二一—内令三〇)廃止(昭二七—法一三七)……二六〇
△生活保護法(昭二五—法一四四)の一部改正(昭二七—法二一九)……五二一
△生活保護法(昭二五—法一四四)の一部改正(昭二七—法三〇五)……八五七
△政治資金規正法(昭二三—法一九四)の一部改正(昭二七—法二六二)……六六六
△政治資金規正法(昭二三—法一九四)の一部改正(昭二七—法三〇七)……九一六
△政治犯人等の資格回復に関する件(昭二〇—勅七三〇)—存続—(昭二七—法一三七)……二六〇
△政治犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭二〇—勅七三一)廃止(昭二七—法一四)……二三
△政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭二四—法二五六)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四五
△政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭二五—法一九〇)の一部改正(昭二七—法一七四)……三六九
△精神衛生法(昭二五—法一二三)の一部改正(昭二七—法二六八)……七二一
△税理士法(昭二六—法二三七)の一部改正(昭二七—法二一六)……五〇三
△税理士法(昭二六—法二三七)の一部改正(昭二七—法二六二)……六七一
△石油資源開発法(昭一三—法三二)廃止(昭二七—法一六二)……三〇九
△石油製品配給規則(昭二四—総・大・法・文・厚・農・商・運・通・労・建令一)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二二三)……三七
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭二六—法六六)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四六
△積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法(昭二六—法六六)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九〇
△占領目的阻害行為処罰令(昭二五—政三二五)廃止(昭二七—法一三七)……二六〇
△船員職業安定法(昭二三—法一三〇)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七一
△船舶職員法(昭二六—法一四九)の一部改正(昭二七—法二七八)……七七二
△船舶用石油製品割当規則(昭二四—運令七一)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二二三)……三七
△戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞與金の国庫返納に関する件(昭二一—勅一〇五)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△全国選挙管理委員会法(昭二二—法一五四)廃止(昭二七—法二六一)……六六五

(そ)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法六一)……一二七

△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法五）……二
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一八七）……三
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一九五）……四
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法六八）……五
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一七〇）……六
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一八三）……七
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭三七・六・二五・法一一一）（衆法）……八
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三四―法五五）の一部改正（昭三七―法一一一）……九
○相続税法の一部を改正する法律（昭三七・三一・三・法五五）……一〇
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭三七―法一六八）……一一
○総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭三七・四・一八・法一一六）……一二
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三七・七・三一・法一五五）……一三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一四五）……一四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一五〇）……一五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一六八）……一六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一七〇）……一七
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一八三）……一八
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一九五）……一九
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二〇〇）……二〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二一八）……二一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二三〇）……二二
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二四六）……二三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二五一）……二四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二六三）……二五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二七六）……二六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二八八）……二七
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二九四）……二八
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三〇〇）……二九
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三一六）……三〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三二五）……三一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三三〇）……三二
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭三七―法二八二）……三三

（た）

○ただし書売法の一部を改正する法律（昭三七・六・二七・法一一四）（衆法）……三四
△ただし書売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三七―法一六七）……三五
○耐火建築促進法（昭三七・五・三一・法一六〇）（衆法）……三六
△耐火建築促進法（昭三七―法一六〇）の一部改正（昭三七―法一五八）……三七
○宅地建物取引業法（昭三七・六・一〇・法一四六）（衆法）……三八
△大蔵取締法（昭二三―法一一四）の一部改正（昭三七―法一五二）……三九
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三七―法一五二）……四〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三七―法一五二）……四一
△造船事業会社の事業報告書に関する件（昭二〇―閣令一四）廃止（昭三七―法七二）……四二
△造幣庁特別会計法（昭二五―法六三）の一部改正（昭三七―法一七〇）―改題―造幣局特別会計法……四三
△造林臨時措置法（昭二五―法一五〇）の一部改正（昭三七―法一九九）（衆法）……四四

△造船事業会社の事業報告書に関する件（昭二〇―閣令一四）廃止（昭三七―法七二）……四五
△造幣庁特別会計法（昭二五―法六三）の一部改正（昭三七―法一七〇）―改題―造幣局特別会計法……四六
△造林臨時措置法（昭二五―法一五〇）の一部改正（昭三七―法一九九）（衆法）……四七

△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法五）……二
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一八七）……三
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一九五）……四
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法六八）……五
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一七〇）……六
△租税特別措置法（昭三二―法一五）の一部改正（昭三七―法一八三）……七
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭三七・六・二五・法一一一）（衆法）……八
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三四―法五五）の一部改正（昭三七―法一一一）……九
○相続税法の一部を改正する法律（昭三七・三一・三・法五五）……一〇
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭三七―法一六八）……一一
○総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭三七・四・一八・法一一六）……一二
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三七・七・三一・法一五五）……一三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一七〇）……一四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一八三）……一五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二〇〇）……一六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二一八）……一七
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二三〇）……一八
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二四六）……一九
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二五一）……二〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二六三）……二一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二七六）……二二
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二八八）……二三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法二九四）……二四
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三〇〇）……二五
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三一六）……二六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三二五）……二七
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法三三〇）……二八
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭三七―法二八二）……二九

（た）

○ただし書売法の一部を改正する法律（昭三七・六・二七・法一一四）（衆法）……三〇
△ただし書売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三七―法一六七）……三一
○耐火建築促進法（昭三七・五・三一・法一六〇）（衆法）……三二
△耐火建築促進法（昭三七―法一六〇）の一部改正（昭三七―法一五八）……三三
○宅地建物取引業法（昭三七・六・一〇・法一四六）（衆法）……三四
△大蔵取締法（昭二三―法一一四）の一部改正（昭三七―法一五二）……三五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三七―法一五二）……三六
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三七―法一五二）……三七

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一七八）……三八
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一八〇）……三九
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一八九）……四〇
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一九二）……四一
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法二三〇）……四二
○地方制度調査会設置法（昭三七・八・八・法三一〇）……四三
○地方税法の一部を改正する法律（昭三七・六・二八・法一一六）……四四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一）……四五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六六）……四六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一八）……四七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇一）……四八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三四）……四九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四六）……五〇

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一七八）……五一
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一八〇）……五二
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一八九）……五三
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一九二）……五四
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法二三〇）……五五
○地方税法の一部を改正する法律（昭三七・六・二八・法一一六）……五六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一）……五七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六六）……五八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一八）……五九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇一）……六〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三四）……六一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四六）……六二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七〇）……六三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八三）……六四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四六）……六五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五一）……六六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六三）……六七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七六）……六八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八八）……六九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九四）……七〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇〇）……七一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一六）……七二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三二五）……七三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三三〇）……七四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三四六）……七五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三五一）……七六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三六三）……七七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三七六）……七八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三八八）……七九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三九四）……八〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四〇〇）……八一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四一六）……八二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四二五）……八三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四三〇）……八四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四四六）……八五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四五一）……八六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四六三）……八七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四七六）……八八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四八八）……八九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法四九四）……九〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五〇〇）……九一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五一六）……九二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五二五）……九三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五三〇）……九四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五四六）……九五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五五一）……九六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五六三）……九七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五七六）……九八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五八八）……九九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法五九四）……一〇〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六〇〇）……一〇一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六一六）……一〇二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六二五）……一〇三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六三〇）……一〇四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六四六）……一〇五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六五一）……一〇六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六六三）……一〇七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六七六）……一〇八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六八八）……一〇九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法六九四）……一一〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七〇〇）……一一一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七一六）……一一二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七二五）……一一三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七三〇）……一一四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七四六）……一一五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七五一）……一一六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七六三）……一一七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七七六）……一一八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七八八）……一一九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法七九四）……一二〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八〇〇）……一二一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八一六）……一二二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八二五）……一二三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八三〇）……一二四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八四六）……一二五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八五一）……一二六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八六三）……一二七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八七六）……一二八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八八八）……一二九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法八九四）……一三〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九〇〇）……一三一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九一六）……一三二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九二五）……一三三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九三〇）……一三四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九四六）……一三五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九五一）……一三六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九六三）……一三七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九七六）……一三八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九八八）……一三九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法九九四）……一四〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇〇〇）……一四一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇一六）……一四二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇二五）……一四三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇三〇）……一四四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇四六）……一四五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇五一）……一四六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇六三）……一四七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇七六）……一四八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇八八）……一四九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一〇九四）……一五〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一〇〇）……一五一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一一六）……一五二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一二五）……一五三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一三〇）……一五四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一四六）……一五五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一五一）……一五六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一六三）……一五七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一七六）……一五八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一八八）……一五九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一一九四）……一六〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二〇〇）……一六一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二一六）……一六二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二二五）……一六三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二三〇）……一六四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二四六）……一六五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二五一）……一六六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二六三）……一六七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二七六）……一六八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二八八）……一六九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一二九四）……一七〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三〇〇）……一七一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三一六）……一七二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三二五）……一七三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三三〇）……一七四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三四六）……一七五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三五一）……一七六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三六三）……一七七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三七六）……一七八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三八八）……一七九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一三九四）……一八〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四〇〇）……一八一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四一六）……一八二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四二五）……一八三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四三〇）……一八四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四四六）……一八五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四五一）……一八六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四六三）……一八七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四七六）……一八八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四八八）……一八九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一四九四）……一九〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五〇〇）……一九一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五一六）……一九二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五二五）……一九三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五三〇）……一九四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五四六）……一九五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五五一）……一九六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五六三）……一九七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五七六）……一九八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五八八）……一九九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一五九四）……二〇〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六〇〇）……二〇一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六一六）……二〇二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六二五）……二〇三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六三〇）……二〇四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六四六）……二〇五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六五一）……二〇六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六六三）……二〇七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六七六）……二〇八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六八八）……二〇九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六九四）……二一〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七〇〇）……二一一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七一六）……二一二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七二五）……二一三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七三〇）……二一四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七四六）……二一五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七五一）……二一六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七六三）……二一七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七七六）……二一八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七八八）……二一九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一七九四）……二二〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八〇〇）……二二一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八一六）……二二二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八二五）……二二三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八三〇）……二二四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八四六）……二二五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八五一）……二二六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八六三）……二二七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八七六）……二二八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八八八）……二二九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一八九四）……二三〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九〇〇）……二三一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九一六）……二三二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九二五）……二三三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九三〇）……二三四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九四六）……二三五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九五一）……二三六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九六三）……二三七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九七六）……二三八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九八八）……二三九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法一九九四）……二四〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇〇〇）……二四一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇一六）……二四二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇二五）……二四三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇三〇）……二四四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇四六）……二四五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇五一）……二四六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇六三）……二四七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇七六）……二四八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇八八）……二四九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二〇九四）……二五〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一〇〇）……二五一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一一六）……二五二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一二五）……二五三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一三〇）……二五四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一四六）……二五五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一五一）……二五六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一六三）……二五七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一七六）……二五八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一八八）……二五九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二一九四）……二六〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二〇〇）……二六一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二一六）……二六二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二二五）……二六三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二三〇）……二六四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二四六）……二六五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二五一）……二六六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二六三）……二六七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二七六）……二六八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二八八）……二六九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二二九四）……二七〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三〇〇）……二七一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三一六）……二七二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三二五）……二七三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三三〇）……二七四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三四六）……二七五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三五一）……二七六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三六三）……二七七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三七六）……二七八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三八八）……二七九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二三九四）……二八〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四〇〇）……二八一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四一六）……二八二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四二五）……二八三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四三〇）……二八四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四四六）……二八五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四五一）……二八六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四六三）……二八七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四七六）……二八八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四八八）……二八九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二四九四）……二九〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五〇〇）……二九一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五一六）……二九二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五二五）……二九三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五三〇）……二九四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五四六）……二九五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五五一）……二九六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五六三）……二九七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五七六）……二九八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五八八）……二九九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二五九四）……三〇〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六〇〇）……三〇一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六一六）……三〇二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六二五）……三〇三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六三〇）……三〇四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六四六）……三〇五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六五一）……三〇六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六六三）……三〇七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六七六）……三〇八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六八八）……三〇九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二六九四）……三一〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七〇〇）……三一一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七一六）……三一二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七二五）……三一三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七三〇）……三一四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七四六）……三一五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七五一）……三一六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七六三）……三一七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七七六）……三一八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七八八）……三一九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二七九四）……三二〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八〇〇）……三二一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八一六）……三二二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八二五）……三二三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八三〇）……三二四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八四六）……三二五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八五一）……三二六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八六三）……三二七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八七六）……三二八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八八八）……三二九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二八九四）……三三〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九〇〇）……三三一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九一六）……三三二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九二五）……三三三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九三〇）……三三四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九四六）……三三五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九五一）……三三六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九六三）……三三七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九七六）……三三八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九八八）……三三九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法二九九四）……三四〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇〇〇）……三四一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇一六）……三四二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇二五）……三四三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇三〇）……三四四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇四六）……三四五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇五一）……三四六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇六三）……三四七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇七六）……三四八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇八八）……三四九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三〇九四）……三五〇
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一〇〇）……三五一
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一一六）……三五二
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一二五）……三五三
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一三〇）……三五四
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一四六）……三五五
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一五一）……三五六
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一六三）……三五七
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一七六）……三五八
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一八八）……三五九
△地方税法（昭二五―法一一六）の一部改正（昭三七―法三一九四）……三六〇
△地方税法

正(昭二七—法二五一)……六四六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二七—法二六二)……六七〇
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二七—法二六六)……六九六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二七—法二八三)……七八八
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二七—法二九五)……八三九
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二七—法三〇五)……八五八
△地方税法の一部を改正する法律(昭二七—法二二六)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四七
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭二七・四・二八・法一〇〇)……一九七
○町村職員恩給組合法(昭二七・四・二八・法一一八)……三三七
△町村職員恩給組合法(昭二七—法一一八)の一部改正(昭二七—法二六二)……六七一
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭二七・五・一九・法一四三)(衆法)……二六九
○長期信用銀行法(昭二七・六・一二・法一八七)……四三五
○調達庁設置法の一部を改正する法律(昭二七・七・三一・法二五九)……六五六
△調達庁設置法(昭二四—法一二九)の一部改正(昭二七—法一四〇)……二六六
△調達庁設置法(昭二四—法一二九)の一部改正(昭二七—法二四三)……六一八

△地代家賃統制令(昭二一—勅四四三)の一部改正(昭二七—法四〇)……七二
△地代家賃統制令(昭二一—勅四四三)—存続—(昭二七—法八八)……一六〇
△地代家賃統制令(昭二一—勅四四三)の一部改正(昭二七—法二八四)……七八九
△地方行政調査委員会議設置法(昭二四—法二八一)廃止(昭二七—法一一六)……三三五
△地方財政委員会設置法(昭二五—法二一〇)廃止(昭二七—法二六一)……六六五
△地方自治庁設置法(昭二四—法一三一)廃止(昭二七—法二六一)……六六五
△地方団体の吏員等連合国最高司令官の命令に基き退職したるときの退隠料等を受くるの資格又は権利の喪失等に関する件(昭二一—勅八一)廃止(昭二七—法八二)……一五五
△中小企業庁設置法(昭二三—法八三)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二
△著作権に関する仲介業務に関する法律(昭一四—法六七)の一部改正(昭二七—法一六八)……三一四
△著作権法(明三二—法三九)の一部改正(昭二七—法一六八)……三一四
△朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令(昭二一—厚・内・司令一)廃止(昭二七—法一二六)……二四一
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二六—政四〇)の一部改正(昭二七—法一六)……二一四
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二六—政四〇)—存続—(昭二七—法一六)……二一四
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二六—政四〇)の一部改正(昭二七—法一一六)……三三五

(つ)

○通行税法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法五八)……一三三
○通商産業省設置法(昭二七・七・三一・法二七五)……七五二
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)の一部改正(昭二七—法一六二)……三〇九
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)廃止(昭二七—法二七五)……七六二

△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二七—法三一〇)……五一五
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭二七—法三三七)……五九九
○通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二七・七・三一・法二七六)……七六二

△通貨等製造工場管理規則(昭二一—大令二八)廃止(昭二七—法四三)……八〇
△通貨発行審議会法(昭二二—法一九七)廃止(昭二七—法二八四)……七八九
△通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭二四—通令五六)—昭和二七年六月三〇日まで有効—(昭二七—法二三)……三七

(て)

○電源開発促進法(昭二七・七・三一・法二八三)(衆法)……七八三
△電源開発促進法(昭二七—法二八三)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九二
○電波法の一部を改正する法律(昭二七・七・三一・法二四九)……六二八
△電波法(昭二五—法一三一)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四五
△電波法(昭二五—法一三一)の一部改正(昭二七—法二八〇)……七七六
△電波法(昭二五—法一三一)の一部改正(昭二七—法三〇一)……八四九

△手形法(昭七—法二〇)の一部改正(昭二七—法二六八)……七三
△伝染病届出規則(昭二二—厚令五)—存続—(昭二七—法一二〇)……二三一
△電気事業再編成令(昭二五—政三四二)の一部改正(昭二七—法二七六)……七六二
△電気通信事業特別会計法(昭二四—法一一〇)の一部改正(昭二七—法二一)……三〇
△電気通信事業特別会計法(昭二四—法一一〇)廃止(昭二七—法二五一)……六四七
△電気通信省設置法(昭二三—法二四五)の一部改正(昭二七—法四)……九
△電気通信省設置法(昭二三—法二四五)廃止(昭二七—法二五一)……六四七
△電信線電話線建設條例(明二三—法五八)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四三
△電信電話料金法(昭二三—法一〇五)の一部改正(昭二七—法一〇七)……二一三
△電信電話料金法(昭二三—法一〇五)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四四
△電信法(明三三—法五九)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四三
△電信法(明三三—法五九)の一部改正(昭二七—法三〇一)……八四九
△電波監理委員会設置法(昭二五—法一三三)廃止(昭二七—法二八〇)……七七六
△電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令(昭二四—政四八)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四七
△電話設備費負担臨時措置法(昭二六—法二二五)の一部改正(昭二七—法二五一)……六四六

(と)

○ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇・法一七七)……三七五
△ドイツ人工業所有権特別措置令(昭二五—政四)の一部改正(昭二七—法八七)……一五八
△ドイツ人工業所有権特別措置令(昭二五—政四)—存続—(昭二七—法八七)……一五九
○十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・四・一二・法八九)(衆法)……一六一
○十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・五・七・法一三四)(衆法)……二五六
○図書館法の一部を改正する法律(昭二七・六・一二・法一八五)……四三四

○特定道路整備事業特別会計法（昭二七・六・六・法二七〇）……三七
○特別調達資金設置令の一部を改正する法律（昭二七・四・二八・法一〇九）……三三
△特別調達資金設置令（昭二六―政二一〇五）―存続―（昭二七―法四三）……九
○特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法三七）―改題「調達庁設置法」……六
△特別調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭二七―法四二）……七
△ドイツ国有限会社ハインツッヒ・ヨッペルスの不動産移転に関する命令（昭二四―大・法令一）廃止（昭二七―法四三）……〇
△ドイツ財産管理令（昭二五―政二五二）の一部改正（昭二七―法九五）……二七
△ドイツ財産管理令（昭二五―政二五二）―存続―（昭二七―法九五）……二八
△ドイツ財産管理令（昭二五―政二五二）の一部改正（昭二七―法一六八）……二九
△土地家屋調査士法（昭二五―法二二八）の一部改正（昭二七―法二六八）……三〇
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭二七―法三三〇）……三一
△土地工作物復旧令（昭二〇―勅六三六）廃止（昭二七―法一五）……三二
△特定財産管理令（昭二一―勅八六）廃止（昭二七―法一六）……三三
△特定標章の使用の禁止等に関する政令（昭二四―政三二九）廃止（昭二七―法八七）……三四
△特別盗掘復旧臨時措置法（昭二五―法一七六）の一部改正（昭二七―法二九五）……三五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……四〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……四一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……四二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……四三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……四四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……四五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……四七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……四八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……四九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……五〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……五一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……五二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……五三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……五四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……五五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……五六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……五七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……五八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……五九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……六〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……六一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……六二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……六三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……六四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……六五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……六六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……六七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……六八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……六九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……七〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……七一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……七二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……七三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……七四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……七五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……七六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……七七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……七八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……七九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……八〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……八一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……八二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……八三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……八四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……八五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……八六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……八七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……八八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……八九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……九〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……九一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……九二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……九三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……九四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……九五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……九六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……九七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……九八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……九九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一〇〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一〇二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一〇三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一〇四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一〇五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一〇六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一〇七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一〇八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一一〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一一一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一一二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一一三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一一四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一一五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一一六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一一八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一一九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一二〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一二一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一二二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一二三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一二四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一二六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一二七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一二八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一二九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一三〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一三一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一三二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一三四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一三五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一三六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一三七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一三九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一四〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一四二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一四三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一四四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一四五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一四七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一四八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一五〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一五一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一五二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一五三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一五四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一五五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一五六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一五八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一五九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一六〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一六一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一六二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一六三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一六四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一六六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一六七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一六八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一六九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一七〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一七一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一七二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一七四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一七五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一七六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一七七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一七八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一七九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一八〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一八二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一八三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一八四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一八五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一八六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一八七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一八八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一九〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一九一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……一九二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……一九三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……一九四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……一九五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……一九六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……一九八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……一九九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二〇〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二〇一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二〇二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二〇三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二〇四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二〇六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二〇七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二〇八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二〇九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二一〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二一一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二一二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二一四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二一五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二一六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二一七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二一八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二一九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二二〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二二二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二二三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二二四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二二五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二二六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二二七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二二八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二三〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二三一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二三二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二三三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二三四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二三五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二三六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二三九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二四〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二四一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二四二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二四三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二四四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二四七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二四八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二四九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二五〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二五一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二五二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二五四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二五五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二五六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二五七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二五八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二五九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二六〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二六二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二六三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二六四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二六五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二六六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二六七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二六八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二七〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二七一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二七二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二七三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二七四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二七五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二七六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二七八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二七九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二八〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二八一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二八二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二八三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二八四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二八六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二八七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二八八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二八九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二九〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二九一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……二九二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……二九四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……二九五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……二九六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……二九七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……二九八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……二九九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三〇〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三〇二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三〇三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三〇四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三〇五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三〇六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三〇七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三〇八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三一〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三一一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三一二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三一三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三一四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三一五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三一六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三一八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三一九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三二〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三二一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三二二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三二三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三二四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三二六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三二七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三二八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三二九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三三〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三三一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三三二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三三四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三三五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三三六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三三七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三三八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三三九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三四〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三四一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三四二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三四三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三四四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三四五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三四七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三四八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三四九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一一六）……三五〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法一七四）……三五一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二〇七）……三五二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四二）……三五三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二九五）……三五四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三〇七）……三五五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一四）……三五六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法三一七）……三五七
△特別職の職員の給与に関する法

○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七・五・一五・法一四〇）……三六
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一〇七）……三三
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一〇八）……三三
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地等の使用等に関する特別措置法（昭二七・五・一五・法一四〇）……三六
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う、ならば、專売法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一一四）……三三
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一一九）……三六
△日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭二七―法一六二）……三七
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一〇七）……三三
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一〇八）……三三
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七・五・一五・法一四〇）……三六
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴

△日本政府在外事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法三八）……六
△日本政府在外事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法四三）……六
△日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭二六―政三九九）廃止（昭二七―法四三）……六
△日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する命令を廃止する政令（昭二五―政三四）附則第二項から附則第四項まで一存続（昭二七―法四三）……七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……七

（に）

○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭二七・七・一・法二二四）……七
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一一二）……三七
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭二七・五・七・法一三八）……三八
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基く行政協定の實施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七・七・一五・法一三二）……三八
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一一三）……三九
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七・四・二八・法一一〇）……三九
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八・法一一一）……三九

（ね）

○夏時間法を廃止する法律（昭二七・四・一・法六四）（衆法）……三六
○南方連絡事務局設置法（昭二七・六・三〇・法二一八）……四六
△内閣総理大臣から衆議に掛ける條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令（昭二三―総令七六）廃止（昭二七―法九四）……一四
△内閣法（昭二二―法五）の一部改正（昭二七―法二六八）……一三
△鉱の調査等に関する件（昭二二―政令二四）廃止（昭二七―法八七）……一五
△特別未帰還者給與法（昭二三―法一七九）の一部改正（昭二七―法一九六）……一五
△特別未帰還者給與法（昭二三―法一七九）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一五
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二五二）……一八
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二七―法二四六）……一三

○日本赤十字社法（昭二七・八・一四・法三〇五）（衆法）……八三
○日本製鋼所株式会社法廃止法の一部を改正する法律（昭二七・四・二一・法九一）……一四
△日本政府在外事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法一八七）……一五
△日本政府在外事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法二四三）……一五
△日本ダタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭二六―政三九九）廃止（昭二七―法四三）……一五
△日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する命令を廃止する政令（昭二五―政三四）附則第二項から附則第四項まで一存続（昭二七―法四三）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……一七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……一七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……一七

△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法一八七）……一五
△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法二四三）……一五
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……一七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……一七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……一七

△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法一八七）……一五
△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法二四三）……一五
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……一七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……一七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……一七

△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法一八七）……一五
△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法二四三）……一五
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……一七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……一七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……一七

△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法一八七）……一五
△日本事務所設置法（昭二五―法一〇五）の一部改正（昭二七―法二四三）……一五
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一七〇）……一七
△日本銀行法（昭一七―法六七）の一部改正（昭二七―法一八四）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本國有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二七―法二六八）……一七
△日本電信電話公社法施行法に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・一五・法一〇二）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一〇四）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一一九）……一七
△日本電信電話公社法施行法（昭二七―法一〇三）の一部改正（昭二七―法一二九）……一七
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一・法六六）―改題―日本輸出入銀行法……一七
△日本輸出入銀行法（昭二五―法一六八）の一部改正（昭二七―法一八七）……一七

法一〇五）の一部改正（昭二七—法九三）……一六七
△日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭二四—政三七四）廃止（昭二七—法四三）……八〇
△入国管理庁設置令（昭二六—政三二〇）の一部改正（昭二七—法一二六）……二四〇
△入国管理庁設置令（昭二六—政三二〇）—存続—（昭二七—法一二六）……二四一
△入国管理庁設置令（昭二六—政三二〇）の一部改正（昭二七—法二四一）……六一三
△入国管理庁設置令（昭二六—政三二〇）廃止（昭二七—法二六八）……七三三

（の）

○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭二七・四・七・法七六）……一四六
○農業共済基金法（昭二七・六・二〇・法二〇二）……四六八
○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七・三・三一・法五〇）……八六
○農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法四九）……八五
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭二七—法一九三）……四四九
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭二七—法一九四）……四五一
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二七・六・一四・法一九三）……四四八
○農業災害補償法臨時特例法（昭二七・六・一四・法一九四）……四四九
○農産物検査法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二・法一八六）（衆法）……四三四
△農産物検査法（昭二六—法一四四）の一部改正（昭二七—法一五八）……二九四
○農地法（昭二七・七・一五・法二二九）……五三九
○農地法施行法（昭二七・七・一五・法二三〇）……五五九
○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律（昭二七・七・一八・法二三八）（衆法）……六〇〇
○農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法五一）……八六
○農林漁業資金融通法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法二七）……四二
△農林漁業資金融通法（昭二六—法一〇五）の一部改正（昭二七—法二二八）……五三八
△農林漁業資金融通法（昭二六—法一〇五）の一部改正（昭二七—法二三五）……五九四
○農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法三九）……七〇
○農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二七四）……七四九
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二七—法一三五）……二五九
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一一・法八三）（衆法）……一五六

△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二七—法二三〇）……五六二
△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二七—法二六二）……六七〇
△農業委員会法（昭二六—法八八）の一部改正（昭二七—法三〇八）……九一七
△農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭二四—法四六）廃止（昭二七—法一九三）……四四九
△農産種苗法（昭二二—法一一五）の一部改正（昭二七—法一三一）……二五五
△農地調整法（昭一三—法六七）廃止（昭二七—法二三〇）……五五九
△農林水産用石油製品割当規則（昭二四—農令一一四）—昭和二七年六月三〇日まで有効—（昭二七—法二二三）……三七
△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭二七—法一八七）……四三九
△農林物資規格法（昭二五—法一七五）の一部改正（昭二七—法一八六）……四三四
△農林物資規格法（昭二五—法一七五）の一部改正（昭二七—法二九一）……八一〇

（は）

○破壊活動防止法（昭二七・七・二一・法二四〇）……六〇五
△破壊活動防止法（昭二七—法二四〇）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二一
○破産法及び和議法の一部を改正する法律（昭二七・六・七・法一七三）……三六五
○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二七・六・二三・法二〇八）……四八四
△犯罪者予防更生法（昭二四—法一四二）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二一

△ハンス・ゼーリッヒの財産の登記に関する命令（昭和二三—大・法令二）廃止（昭二七—法四三）……八〇
△パイプ類臨時措置規則（昭二一—商令四九）廃止（昭二七—法八七）……一五九
△賠償庁臨時設置法（昭二三—法三）の一部改正（昭二七—法一六）……二四
△賠償庁臨時設置法（昭二三—法三）廃止（昭二七—法一一六）……二三五
△博物館法（昭二六—法二八五）の一部改正（昭二七—法三〇五）……八五七
△判事補の職権の特例等に関する法律（昭二三—法一四六）の一部改正（昭二七—法二六八）……七一九
△判事補の職権の特例等に関する法律（昭二三—法一四六）の一部改正（昭二七—法二八〇）……七八〇

（ひ）

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二五六）（衆法）……六五三

△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二三
△肥料配給公団令（昭二二—勅一七一）—｛失効の日（昭和二六年四月一日）までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関して｝—存続—（昭二七—法七三）……一四五
△引揚援護庁設置令（昭二三—政一二四）の一部改正（昭二七—法一二〇）……二三〇
△引揚援護庁設置令（昭二三—政一二四）—存続—（昭二七—法一二〇）……二三一
△引揚援護庁設置令（昭二三—政一二四）の一部改正（昭二七—法一一七）……二五〇
△引揚援護庁設置令（昭二三—政一二四）廃止（昭二七—法二七三）……七四九
△引揚者の秩序保持に関する政令（昭二四—政三〇〇）廃止（昭二七—法一二〇）……二三一

（ふ）

○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法五六）（衆法）……一二一
△物品税法（昭一五—法四〇）の一部改正（昭二七—法一一一）……二一七
○文化財保護法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二七二）……七四五

△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二三
△婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭二二—勅九）—存続—（昭二七—法一三七）……二六〇
△普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭一八—法四三）の一部改正（昭二七—法一八七）……四三九
△富裕税法（昭二五—法一七四）の一部改正（昭二七—法二六八）……七二三
△復員官署において運航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの乗員につき船員法等の一部準用の件（昭二一—勅二八五）廃止（昭二七—法七二）……一四四
△物価統制令（昭二一—勅一一八）の一部

改正(昭二七—法四〇)……七二
△物価統制令(昭二一—勅一一八)—存続—(昭二七—法八八)……二六〇
△物価統制令(昭二一—勅一一八)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九
△物価統制令の一部を改正する勅令(昭二一—勅三八二)の一部改正(昭二七—法二八四)……七九

(ハ)

○平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律(昭二七・四・二八・法一〇五)……二〇九
○平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭二七・四・二八・法一〇三)……二〇三
△平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭二七—法一〇三)の一部改正(昭二七—法一〇八)……四八五
△平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭二七—法一〇三)の一部改正(昭二七—法二六八)……七六
○平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律(昭二七・四・二八・法一〇四)……二〇六
○閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律(昭二七・三・二九・法一〇)……二八
△弁護士法(昭二四—法二〇五)の一部改正(昭二七—法二六八)……七〇

(ほ)

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・五・法七二)……四四
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・三・三一・法四三)……七八
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・二八・法一二六)……二三九
△ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七—法一二八)の一部改正(昭二七—法二六八)……七一九
○ポツダムの宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一二・法八八)……一六〇
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律(昭二七・三・二八・法一三)……三一
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律(昭二七・四・二八・法九八)……一九六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・二八・法一一〇)……二三〇
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・四・七・法七四)……一四五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・三・二八・法一四)……三三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・四・一一・法八二)……一五五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一二・法八七)……一五八
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・三・二八・法一五)……一五五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一四・法七三)……一四五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・三・二八・法一六)……二四
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・五・七・法一三七)……二五九
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一二・法八六)……一五八
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一三・法九五)……一七一
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・四・七・法七五)……一四五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一一・法一三七)……二五九
○保安庁職員給与法(昭二七・七・三一・法二六六)……六八八
○保安庁法(昭二七・七・三一・法二六五)……六七五
○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭二七・四・一・法七〇)……一四一
○補助貨幣損傷等取締法臨時特例(昭二七・五・一・法一三二)(参法)……二五五
○放送法の一部を改正する法律(昭二七・六・一七・法一〇〇)(衆法)……四六七
△放送法(昭二五—法一三二)の一部改正(昭二七—法一八〇)……七九
○法人税法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一・法五四)……一七
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一一)……三
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一九)……五九
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法六六)……三八
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一一八)……四七四
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一〇二)……四七四
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一一四)……五三一
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一五一)……六四四
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法一六八)……七三
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法二九五)……八三九
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法二一八)……八五八
△法人税法(昭二二—法一八)の一部改正(昭二七—法三〇五)……八五八
○法制局設置法(昭二七・七・三一・法二五

社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭二五―政三四〇）廃止（昭二七―法四三）……六〇
△水先法（昭二四―法二一一）の一部改正（昭二七―法二七八）……七四
△民事裁判権の特例に関する勅令（昭二一―勅二七三）廃止（昭二七―法二三七）……六〇
△民事訴訟法（明二三―法二九）の一部改正（昭二七―法二〇六）……三二

（め）

△明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭二二―勅七一）附則第六項―存続―（昭二七―法四三）……九
△明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭二二―勅七一）附則第三項―存続―（昭二七―法八六）……一六

（も）

○木船運送法（昭二七・五・二七・法一五一）（衆法）……六〇
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭二七・六・六・法二六八）……三三
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭二七・六・法一四一）（参法）……六九

△輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（昭二六―政二四一）附則第二項―存続―（昭二七―法八七）……一五

△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二三）……三
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二八四）……九〇
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二九一）……一〇
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二九九）……八六
△輸出向機織物の製造等に関する件を廃止する省令（昭二二―商令三七）附則第三項―存続―（昭二七―法八七）……一五
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六―法二三五）の一部改正（昭二七―法二八〇）……九
△有毒飲食物等取締令（昭二二―勅五二）―存続―（昭二七―法二二〇）……三一
△郵政省職員及び電気通信省職員訓練法（昭二三―法一〇八）の一部改正（昭二七―法二五一）―改題郵政省職員訓練法……四

○農業保険法の一部を改正する法律（昭二七・七・一七・法一四一）（参法）……六

△輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（昭二六―政二四一）附則第二項―存続―（昭二七―法八七）……一五
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二三）……三
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二八四）……九〇
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二九一）……一〇
△輸出品取締法（昭二三―法一五三）の一部改正（昭二七―法二九九）……八六
△輸出向機織物の製造等に関する件を廃止する省令（昭二二―商令三七）附則第三項―存続―（昭二七―法八七）……一五
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六―法二三五）の一部改正（昭二七―法二八〇）……九
△有毒飲食物等取締令（昭二二―勅五二）―存続―（昭二七―法二二〇）……三一
△郵政省職員及び電気通信省職員訓練法（昭二三―法一〇八）の一部改正（昭二七―法二五一）―改題郵政省職員訓練法……四

△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法一六四）……三
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法二七七）……四
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九
△郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二二―法一四四）の一部改正（昭二七―法三一五）……一〇
△郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二二―法一四四）の一部改正（昭二七―法三一五）……一一
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一五）……一二
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一八四）……一三
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三〇一）……一四
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法八）……一五
△郵便貯金法（昭二二―法一四四）の一部改正（昭二七―法三一五）……一六
△郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二六―法二二九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一五）……一八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法一四）……二〇
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一五）……二一
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一八四）……二二
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三〇一）……二三
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法一四）……二四
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一五）……二五
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一八四）……二六
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三〇一）……二七
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法一四）……二八
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一五）……二九
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一八四）……三〇
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三〇一）……三一
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法一四）……三二
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一五）……三三
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三一八四）……三四
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭二七―法三〇一）……三五
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一・法一四）……三六
△郵便貯金法（昭二二―法一四四）の一部改正（昭二七―法三一五）……三七
△郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二六―法二二九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一五）……三九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……四九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……五九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……六九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……七九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……八九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……九九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一〇九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一一九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一二九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一三九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一四九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一五九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一六九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一七九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一八九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……一九九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二〇九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二一九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二二九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二三九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二四九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二五九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二六九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二七九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二八九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……二九九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三〇九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三一九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二六
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二七
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二八
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三二九
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三〇
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三一
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三二
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三三
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三四
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二七―法三一七）……三三五
△郵便事業特別会計法（昭二四―法一

△郵便振替貯金法（昭二三―法六〇）の一部改正（昭二七―法一二七）……二五一
△郵便振替貯金法（昭二三―法六〇）の一部改正（昭二七―法二八四）……七九
△郵便法（昭二二―法一六五）の一部改正（昭二七―法二一五）……八四四
△郵便法（昭二二―法一六五）の一部改正（昭二七―法二八四）……七八九
△郵便法（昭二二―法一六五）の一部改正（昭二七―法三〇一）……八四九

（よ）

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二七―法四）……九
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二七―法四二）……七七
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二七―法六六）……二三九
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二七―法二五一）……八四六
△要求物資使用収用令（昭二〇―勅六三五）廃止（昭二七―法一五）……二三
△横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（昭二四―政二八八）―存続―（昭二七―法四三）……七九一
△略奪品の没収及報告に関する件（昭二一―内令二五）廃止（昭二七―法九五）……一八八
△臨時金利調整法（昭二二―法一八四）の一部改正（昭二七―法一八一）……七八九
△臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭二一―勅一一〇）廃止（昭二七―法四三）……八〇

（れ）

○連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七・八・八・法三〇二）……八五〇
○連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭二七・三・三一・法四二）……七七
○連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律（昭二七・七・一六・法二三三）……五九〇
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二七―法六一）……一三三
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二七―法九五）……一七一
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）存続―（昭二七―法九五）……一八八
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二六八）……八〇
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二六七）……一九二
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二六八）……七九
△陸軍刑法を廃止する等の政令（昭二〇―政五二）第七條―存続―（昭二七―法一二〇）……一三三
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二一八）……一七一
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二六八）……一八八
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭二七―法二六八）……七九
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二四―政三一〇）―存続―（昭二七―法九五）……一八八
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三一〇）の一部改正（昭二七―法二三三）……一八八
△連合国財産補償法（昭二六―法二三三）の一部改正（昭二七―法二三三）……一五三
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四―政三〇九）の一部改正（昭二七―法二八〇）……六〇〇
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四―政三〇九）存続―（昭二七―法三〇九）……八二
△連合国人商標戦後措置令（昭二四―政三一〇）の一部改正（昭二七―法八七）……一五八
△連合国人商標戦後措置令（昭二四―政三一〇）存続―（昭二七―法八七）……一五九
△連合国人に対する刑事事件等特別措置令（昭二五―政三二四）廃止（昭二七―法一三七）……二六〇
△連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭二二―内令七）廃止（昭二七―法一七四）の一部
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三―政二九八）の一部改正（昭二七―法一八八）……一八八
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二四―政二八八）―存続―（昭二七―法四三）……七九一
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三一〇）の一部改正（昭二七―法九五）……一八八
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三一〇）―存続―（昭二七―法九五）……一八八
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政三五五）の一部改正（昭二七―法九五）……一八二
○連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律（昭二七・三・二二・法七）……一三
△連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭二五―法五）の一部改正（昭二七―法一七四）……三七〇
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三―政二九八）の一部改正（昭二七―法九五）……一八一
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三―政二九八）―存続―（昭二七―法九五）……一八九
△連合国占領軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭二五―法五）の一部改正（昭二七―法一七四）……六四七
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二七―法二六八）……七三
△連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭二二―勅三六）廃止（昭二七―法八七）……一五九
△連合国占領軍財産等收受所持禁止令（昭二四―政三八九）廃止（昭二七―法一三七）……二六〇
△連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭二一―大令七七）廃止（昭二七―法四三）……八〇

（ろ）

○労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二八八）……七九七
△労働関係調整法の一部を改正する法律（昭二七―法二八八）の一部改正（昭二七―法二八〇）……七九〇
○労働基準法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二八七）……七九四
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一・法二八一）……七九〇
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭二七―法二八八）……八〇五
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭二七―法二八九）……八〇六
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部

改正（昭二七―法二八八）……八〇三
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭二七―法二八七）……七七七
△労務者の就職及び従業に関する件（昭二一―厚令二）廃止（昭二七―法七五）……四五五
△労務充足に関する件（昭二〇―厚令四一）廃止（昭二七―法七五）……四五五
△労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件（昭二一―厚・運・内令一）廃止（昭二七―法七五）……四五五

（わ）

△和議法（大一一―法七二）の一部改正（昭二七―法一七三）……三六八

部門別索引

一　第十三回国会で制定した法律計三百十六件を十三部門（憲法、国会、国家行政組織、公務員、外務、地方行政・治安、裁判所・法務、財政・金融、産業・経済、交通・通信・建設、教育・文化、厚生、労働）に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された法令又は法律としての効力の存続の旨を規定された命令の件名を列挙した。カッコの中の記載件名がその法令を改廃又は法律としての効力の存続の旨を規定した法律である。

第一　憲法関係

○皇室経済法の一部を改正する法律（昭二七・一・二九法二）……三
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二七・二・二九法三）……四
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭二七・八・一六法三〇七）……九四
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・八・一六法三〇八）……九六
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二七法三〇六地方自治法の一部を改正する法律による）……九三
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律による）……七一
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二七法二八九地方公営企業労働関係法による）……八〇
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に関する件（昭二一内令二）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律による）……一七
△内閣総理大臣から覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令（昭二三総令七六）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律による）……一七
△公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件（昭二二内二五）の廃止――（昭二七法一四ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律に
（昭二七・八・一六法三〇八）……九六
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・八・一六法三〇九）……九一七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律（昭二七・四・一一法八一）……一五五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・四・一一法八二）……一五五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・三・一八法一四）……一三

よる）……二三
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五法一七九）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七
△衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二一内二三）の廃止――（昭二七法一四ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二〇勅七三一）の廃止――（昭二七法一四ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律による）……二三
△政治犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二〇勅七三一）の廃止――（昭二七法一四ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律による）……二三
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二法一三六）の一部改正――（昭二七法一三六自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二法一三六）の一部改正――（昭二七法三一八公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……九一六
△兵役法廃止等に関する件（昭二〇勅六三四）附三の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△政治資金規正法（昭二三法一九四）の一部改正――（昭二七法三〇七公職選挙法の一部を改正する法律による）……九一六
△議院法制局法（昭二三法九二）の一部改正――（昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による）……六二四
△裁判官弾劾法（昭二三法一三七）の一部改正――（昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による）……六二四

第二　国会関係

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法三六）……六七
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九法一五四）……二八八
○国会職員法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三〇法二四六）……六二
○総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭二七・四・二八法一一六）……三二五
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五五）……六五二
○宮内庁法の一部を改正する法律（昭

第三　国家行政組織関係

○国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五三）……六四八
○国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・五・三一法一五九）……二九四
○国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七・六・三〇法二二一）……五二六
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五四）……六五〇
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七・四・二八法一一五）……三三五
○総理府設置法等の一部を改正する等の法律（昭二七・四・二八法一一六）……三二五
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五五）……六五二
○宮内庁法の一部を改正する法律（昭二七・三・二一法三九）……七〇
○農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二七四）……七四九
○通商産業省設置法（昭二七・七・三一法二七四）……七五二
○法務府設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・一法一二八）……二五三
○法務府設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六七）……六四九
○公安調査庁設置法（昭二七・七・三一法二四一）……六五二
○公安審査委員会設置法（昭二七・七・三一法二四二）……六五二
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法三八）……六九
○南方連絡事務局設置法（昭二七・六・三〇法二一八）……五〇六
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六九）……七一三
○大蔵省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二七〇）……七一八
○自治庁設置法（昭二七・七・三一法二五九）……六五六
○自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二六一）……七四〇
○法制局設置法（昭二七・七・三一法二五二）……六六五
○地方制度調査会設置法（昭二七・八・一

二六・一二・二三法三二七）……二
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六〇）……六五七
○経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法四〇）……七一
○経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二七・七・三一法二八四）……七八九
○経済審議庁設置法（昭二七・七・三一法二六三）……六七一
○資源調査会設置法（昭二七・七・三一法二六四）……六七四
○保安庁法（昭二七・七・三一法二六五）……六七五
○海上公安局法（昭二七・七・三一法二六七）……六七三
○特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・二一法三七）……六八
○調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五九）……六五六
○自治庁設置法（昭二七・七・三一法二六一）……六六〇
○自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二六二）……六六五
○法制局設置法（昭二七・七・三一法二五二）……六四七
○地方制度調査会設置法（昭二七・八・一八法三一〇）……九二五
○法務府設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・一法一二八）……二五三
○法務府設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六七）……六四九
○公安調査庁設置法（昭二七・七・三一法二四一）……六五二
○公安審査委員会設置法（昭二七・七・三一法二四二）……六五二
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法三八）……六九
○南方連絡事務局設置法（昭二七・六・三〇法二一八）……五〇六
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六九）……七一三
○大蔵省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二七〇）……七一八
○自治庁設置法（昭二七・七・三一法二五九）……六五六
○自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二六一）……七四〇
○法制局設置法（昭二七・七・三一法二五二）……六六五
○地方制度調査会設置法（昭二七・八・一）……六四七
○農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二七四）……七四九
○通商産業省設置法（昭二七・七・三一法二七四）……七五二
○通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二七五）……七五三
○工業技術庁設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二七七）……七五三
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二七八）……七五四
○海上保安庁法の一部を改正する法律（昭二七・四・二六法九七）……一九一
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二六八）……七五一
○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二八二）……七五六
○郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七・七・三一法二八〇）……七五六
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二八一）……七六〇
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二八一）……七六〇
○統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律（昭二七・四・一五法九二）……六四四
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五六）……六五三
○統計報告調整法（昭二七・五・二四法一四八）……二七七
○農林省設置法等の一部を改正する法律

△国家行政組織法(昭二三法一二〇)の一部改正――(昭二七法四〇経済安定本部設置法等の一部を改正する法律による)……七三
△国家行政組織法(昭二三法一二〇)の一部改正――(昭二七法一一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律による)……一四三
△国家行政組織法(昭二三法一二〇)の一部改正――(昭二七法二四二公安審査委員会設置法による)……六一七
△国家行政組織法(昭二三法一二〇)の一部改正――(昭二七法二四一公安調査庁設置法による)……六一三
△内閣法(昭二二法五)の一部改正――(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七二三
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二七法一一五)の一部改正――(昭二七法二四五)の一部改正――(昭二七法二四四)の一部改正――(昭二七法二四三)の廃止――(昭二七法二四二)の一部改正――(昭二七法二四一)の廃止……二六
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二八三電源開発促進法による)……七七
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三六
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三八
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の廃止――(昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による)……六五九
△通貨発行審議会法(昭二二法一九七)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係諸法令の整理等に関する法律による)……七八九
△賠償庁臨時設置法(昭二三法三)の一部改正――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二八三電源開発促進法による)……七七
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三六
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三八
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の廃止――(昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による)……六五九
△通貨発行審議会法(昭二二法一九七)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係諸法令の整理等に関する法律による)……七八九
△賠償庁臨時設置法(昭二三法三)の一部改正――ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律による)……二四
△賠償庁臨時設置法(昭二三法三)の廃止――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△地方行政調査委員会議設置法(昭二四法二八一)の廃止――(昭二七法一一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律による)……三五
△地方財政委員会設置法(昭二五法二一〇)の廃止――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△特別調達庁設置法(昭二四法一二九)の一部改正――(昭二七法二四三日本国との平和条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△特別調達庁設置法(昭二四法一二九)の一部改正――(昭二七法二四三日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△調達庁設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二四三日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律による)……一七一
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一〇三平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律による)……二〇八
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△地方自治庁設置法(昭二四法一三一)の一部改正――(昭二七法一五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四
△恩給法(大一二法四八)の一部改正――(昭二七法二〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による)……四七九
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一一五行政機関職員定員法の一部を改正する法律による)……三五
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による)……三四
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二四一)の一部改正――(昭二七法二四二)の一部改正――(昭二七法一四九)の一部改正――(昭二七法一四九)の一部改正――(昭二七法二四三)の一部改正――(昭二七法二四四)の一部改正――(昭二七法二四五)の一部改正――(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による)……一
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法三一六新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律による)……二
△会計検査院法(昭二二法七三)の一部改正――(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四
△恩給法(大一二法四八)の一部改正――(昭二七法二〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による)……四七九
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一一五行政機関職員定員法の一部を改正する法律による)……三五
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による)……三四
△行政機関職員定員法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二四一公安調査庁設置法による)……六一三
△行政機関職員定員法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二四二公安審査委員会設置法による)……六一七
△行政機関職員定員法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一四九国立学校設置法の一部を改正する法律による)……九二五
△行政機関職員定員法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二一〇簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律による)……四八七
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二六法三一五財閥同族支配力排除法を廃止する法律による)……一
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一八南方連絡事務局設置法による)……五〇八
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正三一〇(昭二七法三一〇地方制度調査会設置法による)……九二五
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二一〇簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律による)……四八七
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二六法三一五財閥同族支配力排除法を廃止する法律による)……一
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法三一六新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律による)……二
△会計検査院法(昭二二法七三)の一部改正――(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四

△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二八三電源開発促進法による)……七七
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三六
△経済安定本部設置法(昭二四法一六四)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の一部改正――(昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による)……三八
△経済調査庁法(昭二三法一〇六)の廃止――(昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による)……六五九
△通貨発行審議会法(昭二二法一九七)の廃止――(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係諸法令の整理等に関する法律による)……七八九
△賠償庁臨時設置法(昭二三法三)の一部改正――(昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律による)……二四
△賠償庁臨時設置法(昭二三法三)の廃止――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△地方行政調査委員会議設置法(昭二四法二八一)の廃止――(昭二七法一一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律による)……三五
△地方財政委員会設置法(昭二五法二一〇)の廃止――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△特別調達庁設置法(昭二四法一二九)の一部改正――(昭二七法二四三日本国との平和条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△特別調達庁設置法(昭二四法一二九)の一部改正――(昭二七法二四三日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△調達庁設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二四三日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による)……二六六
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律による)……一七一
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一〇三平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律による)……二〇八
△法務府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二六一自治庁設置法による)……六五五
△地方自治庁設置法(昭二四法一三一)の一部改正――(昭二七法一五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四
△恩給法(大一二法四八)の一部改正――(昭二七法二〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による)……四七九
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一一五行政機関職員定員法の一部を改正する法律による)……三五
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による)……三四
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法一八南方連絡事務局設置法による)……五〇八
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正三一〇(昭二七法三一〇地方制度調査会設置法による)……九二五
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法二一〇簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律による)……四八七
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二六法三一五財閥同族支配力排除法を廃止する法律による)……一
△総理府設置法(昭二四法一二七)の一部改正――(昭二七法三一六新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律による)……二
△会計検査院法(昭二二法七三)の一部改正――(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四

の秩序維持に関する法律による）……七九四
△法務府設置法（昭二二法一九三）の一部改正――（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……二一一
△法務府設置法（昭二二法一九三）の一部改正――（昭二七法二四一公安調査庁設置法による）……六二三
△法務府設置法（昭二二法一九三）の一部改正――（昭二七法二四二公安審査委員会設置法による）……六一七
△検察庁法（昭二三法六一）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一九
△公安調査庁設置法（昭二七法二四一）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇
△公安審査委員会設置法（昭二七法二四二）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇
△検察審査会法（昭二三法一四七）の一部改正――（昭二七法一五五裁判所職員定員法等の一部を改正する法律による）……二六九
△検察審査会法（昭二三法一四七）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇
△検察審査会法（昭二三法一四七）の一部改正――（昭二七法一五五裁判所職員定員法等の一部を改正する法律による）……七九
△監獄法（明四一法二八）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△入国管理庁設置令（昭二六政三二〇）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△入国管理庁設置令（昭二六政三二〇）の廃止――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法四一外務公務員法による）……七六
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……二四一
△審査会法（昭二四法一七三）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……八三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財
△日本政府在外事務所設置法（昭二五法一〇五）の一部改正――（昭二七法九三在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律による）……二六七
△入国管理庁設置令（昭二六政三二〇）の廃止――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一三
△入国管理庁設置令（昭二六政三二〇）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△入国管理庁設置令（昭二六政三二〇）の法律としての効力の存続――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……二四一
△外務省設置法（昭二六法二八一）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四〇
△外資委員会設置法（昭二五法一六四）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三三一
△外国為替管理委員会設置法（昭二四法二九九）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三三〇
△引揚援護庁設置令（昭二〇勅九二四）の廃止――（昭二七法一二七厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律による）……二三八
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三六
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一四四国民貯蓄債券法による）……三二
△外資委員会設置法（昭二五法一六四）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三三一
△外国為替管理委員会設置法（昭二四法二九九）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三三〇
△引揚援護庁設置令（昭二〇勅九二四）の廃止――（昭二七法一二七厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律による）……二三九
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二七法一二七戦傷病者戦没者遺族等援護法による）……二三〇
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二七法一四四国民健康保険再建整備資金貸付法による）……二三二
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三六
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一二七戦傷病者戦没者遺族等援護法による）……二三〇
△引揚援護庁設置令（昭二三政一二四）の一部改正――（昭二七法一二七戦傷病者戦没者遺族等援護法による）……二三〇
△引揚援護庁設置令（昭二三政一二四）の法律としての効力の存続――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三三〇
△引揚援護庁設置令（昭二三政一二四）の廃止――（昭二七法一二七厚生省
△文部省設置法（昭二四法一四六）の一部改正――（昭二七法二〇七ユネスコ活動に関する法律による）……四八三
△引揚援護庁設置令（昭二〇勅九二四）の廃止――（昭二七法一五一）の一
△厚生省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律）……三三五
△厚生省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一六一設備輸出為替損失補償法による）……二〇三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八一
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……八二
△大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七法二七〇）の一部改正――（昭二七法二七二文化財保護法の一部を改正する法律による）……七四五
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一
産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一六一設備輸出為替損失補償法による）……二〇三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八一
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……八二
△大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七法二七〇）の一部改正――（昭二七法二七二文化財保護法の一部を改正する法律による）……七四五
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一
部改正――（昭二七法一一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律による）……二六九
△厚生省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法一六一設備輸出為替損失補償法による）……二〇三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八一
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による）……八二
△大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二七法二七〇）の一部改正――（昭二七法二七二文化財保護法の一部を改正する法律による）……七四五
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一

設置法の一部を改正する法律による）……七四九
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二七法二三五急傾斜地帯農業振興臨時措置法による）……二五九
△土地調整委員会設置法（昭二五法二九二）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三一
△土地調整委員会設置法（昭二五法二九二）の一部改正――（昭二七法二三〇森林法等の一部を改正する法律による）……二五四
△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二七法二九農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七一
△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二七法二七四農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七三一
△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二七法二一二漁船乗組員給与保険法による）……四九二
△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二七法二九漁船損害補償法施行法による）……六〇
△水産庁設置法（昭二三法七八）の一部改正――（昭二七法二七六通商産業省設置法等の一部を改正する法律による）……八
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二三一航空法による）……五八七
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法七〇捕獲審検所の検定の再審査に関する法律による）……一四三
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二四商船管理委員会の解散及び清算に関する法律による）……四〇
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二三九旅行あつ旋業法による）……六〇四
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法一五一木船運送法による）……二八五
△運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五法二五）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行による）……六四六
△海上保安庁法（昭二三法二八）の廃止――（昭二七法二六七海上公安局法による）……七〇四
△海上保安庁法（昭二三法二八）の一部改正――（昭二七法二一八運輸省設置法の一部改正――（昭二七法九真珠養殖事業法による）……二〇三
△通商産業省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二七五）……二五
△通商産業省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二三七航空機製造法による）……五九九
△通商産業省設置法（昭二四法一〇二）の一部を改正――（昭二七法一六二石油及び可燃性天然ガス資源開発法による）……三〇九
△通商産業省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二七五通商産業省設置法による）……七三一
△運輸省設置法（昭二四法一〇二）の一部改正――（昭二七法二一〇自転車競技法等の一部を改正する法律による）……五一五
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三一
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法三五海外からの日本国民の集団的引揚輸送のため航海命令に関する法律による）……六七
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二七法一五七）の一部改正――（昭二七法一〇二道路運送車両法の一部を改正する法律による）……六〇

法の一部を改正する法律による）……七二
△郵政省設置法（昭二三法一四四）の一部改正――（昭二七法一六四国民貯蓄債券法による）……三二
△郵政省設置法（昭二三法一四五）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△電気通信省設置法（昭二三法一四五）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△電気通信省設置法（昭二三法一四五）の廃止――（昭二七法一五一日本電信電話公社法施行法による）……六四七
△電波監理委員会設置法（昭二五法一三三）の廃止――（昭二七法一八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七六
△労働省設置法（昭二四法一六二）の一部改正――（昭二七法二八九地方公営企業労働関係法による）……八〇八
△労働省設置法（昭二四法一六二）の一部改正――（昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による）……八〇五
△建設省設置法（昭二三法一二三）の一部改正――（昭二七法一六〇耐火建築促進法による）……三〇一
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇五
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二七法一六九道路整備特別措置法による）……三六
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二七法一七六宅地建物取引業法による）……三七五
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二七法一八四公共工事の前払金保証事業に関する法律による）……四三四
△住宅緊急措置損失補償委員会官制（昭二〇勅六九六）の廃止――（昭二七法一九住宅緊急措置令等の廃止に関する法律による）……二七九
△統計法（昭二二法一八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△統計法（昭二二法一八）の一部改正――（昭二七法一四八統計報告調整法による）……一六四
△統計法（昭二二法一八）の一部改正――（昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による）……六五九
△統計報告調整法（昭二七法一四八）の一部改正――（昭二七法二六〇行政管理庁設置法の一部を改正する法律による）……六五九

第四　公務員関係

○国家公務員法等の一部を改正する法律（昭二六・一二・二一法三一四）……一
○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二七・六・一〇法一七四）……三六九
○保安庁職員給与法（昭二七・七・三一法二六六）……六八八
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七・四・二一法九三）……一六四
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・六・一二法一八三）……四〇七
○公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭二七・

△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四法二五二）の一部改正——（昭二七法二四）……四三
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四法二五二）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……四三
△公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の廃止に関する法律（昭二六法二六八）の廃止——（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による審査該当者の指定の解除に関する法律（昭二六法二六八）の廃止——（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の廃止に関する法律による）……四七
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四七
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二六五保安庁法による）……四八
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二六七海上公衛局設置法による）……四八
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二六六海上保安庁法による）……四八
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……四九
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……四九
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……四九
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法九七海上保安庁法の一部を改正する法律による）……五〇
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二五九警察法による）……五〇
△国家公務員法（昭二二法一二〇）の一部改正——（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……五〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……五〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二六五保安庁法による）……五一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二六六保安庁職員給與法による）……五一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二六七海上公衛局設置法による）……五一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二五九警察法による）……五一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……五二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……五九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……六九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……七九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……八九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……九九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一〇九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一一九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二四
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二五
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二六
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二七
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二八
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一二九
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三〇
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三一
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三二
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）……一三三
△一般職の職員の給與に関する法律（昭二二法九五）の一部改正——（昭二七法一〇七ヱネスコ活動に関する法律による）

給與法による）……六九六
△国家公務員災害補償法（昭二六法一九一）の一部改正――（昭二七法一五三国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……二八八
△国家公務員災害補償法（昭二六法一九一）の一部改正――（昭二七法四一外務公務員法による）……七
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四法二〇〇）の一部改正――（昭二七法一七四日本国と平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律による）……三六九
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四法二〇〇）の一部改正――（昭二七法一七四）……六九五
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五法一一四）の一部改正――（昭二七法一五三国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……二八八
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五法一一四）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……六九五
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五法一一四）の一部改正――（昭二七法二〇〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三一
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五法一一二）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△国家公務員及び電気通信省職員訓練法（昭二三法一〇八）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法一七四消防組織法の一部を改正する法律による）……六五五
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二〇八経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……六九五
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二〇〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三一
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五法一一四）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七〇
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五法一一四）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……七一
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二〇〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三一
△昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二六法三〇八）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二〇八経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七一
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二〇〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三一
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二七法一七四消防組織法の一部を改正する法律による）……六五五
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三一
△恩給法（大一二法四八）の一部改正……七三一

――（昭二七法二五二法制局設置法による）……六四八
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法一五三国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……六二四
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二六六保安庁職員給與法による）……七九五
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法一五三国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……二八八
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による）……六二四
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法二六六保安庁職員給與法による）……七九五
△恩給法（大一二法四八）の一部改正――（昭二七法一五三国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……二八八
△恩給法の特例に関する件（昭二一勅六八）の一部改正――（昭二七法二〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による）……四七九
△恩給法の特例に関する件（昭二一勅六八）の法律としての効力の存続（昭二八、三、三一まで）――（昭二七法二〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による）……四七九

第五　外務関係

○外国の領事館に交付する認可状の認証に関する法律（昭二七・六・一二法一八二）……四〇七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八法一一二六）……七一七
○在外公館の名称及び位置を定める法律（昭二七・四・一二法八五）……一五六
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二一八南方連絡事務局設置法による）……五〇八
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一一
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二六七海上公安局法による）……七〇五
△出入国管理令（昭二六政三一九）の法律としての効力の存続――（昭二七法一〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による）……四七九

第六　地方行政・治安関係

○地方自治法の一部を改正する法律（昭二七・八・一五法三〇六）……八五九
○地方公務員法の一部を改正する法律（昭二七・八・一五法三〇六）……八五九
△出入国管理令（昭二六政三一九）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八法一一二六）……七一七
△出入国管理令（昭二六政三一九）の一部改正――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八法一一二六）……七一九
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二一八南方連絡事務局設置法による）……五〇八
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一一
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△旅券法（昭二六法二六七）の一部改正――（昭二七法二六七海上公安局法による）……七〇五
△出入国管理令（昭二六政三一九）の法律としての効力の存続――（昭二七法一〇五恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による）……四七九
△北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭二五政二二七）の廃止――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四一

（昭二七・六・一〇法一七五）……三七〇
○地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律（昭二七・六・二法一六三）……三〇九
○町村職員恩給組合法（昭二七・四・二八法一一八）……二二七
○地方公営企業法（昭二七・八・一法二九二）……八一〇
○地方財政法の一部を改正する法律（昭二七・五・二三法一四七）……二七四
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二七・六・三法一六六）……三一八
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一九）……二二八
○地方税法の一部を改正する法律（昭二七・六・二八法二一六）……四九三
○警察法の一部を改正する法律（昭二七・八・七法三〇〇）……八四六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律（昭二七・三・二八法一三）……二三
○警察予備隊令の一部を改正する等の法律（昭二七・五・二七法一五〇）……二八〇
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二七・五・一九法一四三）……二六九
○市の警察維持の特例に関する法律（昭二七・七・三一法二四七）……六二五
○警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭二七・七・二五法二四五）……六一九
○消防組織法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二五八）……六五五
○道路交通取締法の一部を改正する法律（昭二七・六・二〇法二〇三）……四七五
○消防法の一部を改正する法律（昭二七・八・一法二九三）……八一六
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法三〇八公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……九一六
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二六五保安庁法による）……六八八
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六五
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七七一
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二八九地方公営企業労働関係法による）……八〇八
△地方自治法（昭二二法一六七）の一部改正——（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七七九
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二七法二九二地方公営企業法による）……八一六
△地方公務員法（昭二五法二六一）の一部改正——（昭二七法二八九地方公営企業労働関係法による）……八〇八
△地方公務員法（昭二五法二六一）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七〇
△地方団体の吏員等連合国最高司令官の命令に基き退職したるときの退隠料等を受くる資格又は権利の喪失等に関する件（昭二一勅八一）の廃止——（昭二七法八二ポツダム宣言の

受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律による）……一五五
△町村職員恩給組合法（昭二七法一一八）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七一
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六六
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二七法三〇三義務教育費国庫負担法による）……八一五
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七二三
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二七法二二二児童福祉法の一部を改正する法律による）……五一七
△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二七法二三五耕土培養法による）……五九五
△地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二七法一六六）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七一
△地方財政平衡交付金法（昭二五法二一一）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七〇
△地方財政平衡交付金法（昭二五法二一一）の一部改正——（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……二一
△地方財政平衡交付金法（昭二五法二一一）の一部改正——（昭二七法一四七地方財政法の一部を改正する法律による）……二七七
△地方財政平衡交付金法（昭二五法二一一）の一部改正——（昭二七法一六三地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律による）……三一〇
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二二四日本開発銀行法の一部を改正——する法律による）……五三一
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七〇
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による）……八三九
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二六六保安庁職員給与法による）……六九六
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二八三電源開発促進法による）……七八八
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による）……六二四
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法三〇五日本赤十字社法による）……八五八
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法一一八町村職員恩給組合法による）……三二八
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二七法二〇二農業共済基金法による）……四七四
△地方税法（昭二五法二二六）の一部改

正――（昭二七法一一私立学校振興会法による）……三
△地方税法の一部を改正する法律（昭二七法二一六）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……四七
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七法二一九）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七
△警察法（昭二二法一九六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七二
△警察予備隊令（昭二五政二六〇）の一部改正――（昭二七法二六五保安庁法による）……六八
△警察予備隊令（昭二五政二六〇）の一部改正――（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七八〇
△警察予備隊令（昭二五政二六〇）の廃止――（昭二七法二六五保安庁法による）……六八
△警察予備隊令（昭二五政二六〇）の法律としての効力の存続――（昭二七法一五〇警察予備隊令の一部を改正する等の法律による）……二八〇
△道路交通取締法（昭二二法一三〇）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇五
△消防法（昭二三法一八六）の一部改正――（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……六四六

第七　裁判所・法務関係

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭二七・五・二九法一五五）……二八九
○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九法一五七）……二九二
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・五・二九法一五六）……二八九
○法廷等の秩序維持に関する法律（昭二七・七・三一法二八六）……七九二
○外国人登録法（昭二六・一〇・五）……二三四
○住民登録法施行法（昭二七・六・二〇法二〇四）……四七六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・六・一四法一九二）……四四六
措置に関する法律（昭二七・五・七法一三七）……二五九
○国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・二法六）……一三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法（昭二七・四・二八法一二一）……三二一
○平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律（昭二七・四・二八法一〇四）……二〇八
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭二七・六・二五法二一一）……四八七
○破産法及び和議法の一部を改正する法律（昭二七・六・七法一三三）……三六五
○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭二七・二・一九法一）……二
○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定の適用を受ける地区を定める法律（昭二七・二・一九法五・二九法一五六）……二
○法廷等の秩序維持に関する法律（昭二七・七・三一法二八六）……七九二
○外国人登録法（昭二六・一〇・五）……二三四
○住民登録法施行法（昭二七・六・二〇法二〇四）……四七六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・六・一四法一九二）……四四六

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭二七・五・七法一三八）……二六〇
○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二七・六・二三法二〇八）……四八四
○破壊活動防止法（昭二七・七・二一法二四〇）……六〇五
○平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭二七・四・二八法一〇三）……一〇三
○平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律（昭二七・四・二八法一〇五）……一〇九
△裁判所法（昭二二法五九）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七九
△裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭二六法二九八）の一部改正――（昭二七法一五裁判所職員定員法等の一部を改正する法律による）……二九九
△判事補の職権の特例等に関する法律（昭二三法一四六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七九
△判事補の職権の特例等に関する法律

（昭二三法一四六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七九
△検察官の俸給等に関する法律（昭二三法七六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七九
△国籍法（昭二五法一四七）の一部改正――（昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……二六〇
△戸籍法（昭二二法二二四）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△戸籍法（昭二二法二二四）の一部改正――（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……二一
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三政三〇六）の法律としての効力の存続――（昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二六〇
△判事補の職権の特例等に関する法律（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七九
△住民登録法（昭二六法二一八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△外国人登録法（昭二六法二一八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△外国人登録法（昭二六法二一八）の一部改正――（昭二七法一一五外国人登録法による）……七七
△外国人登録法（昭二六法二一八）の一部改正――（昭二七法二六七海上公安局法による）……七五
△外国人登録令（昭二二勅一〇七）の廃止――（昭二七法二一五外国人登録法による）……三六
△朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令（昭二一厚、内、司令一）の廃止――（昭二七法一二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律による）……二四一
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三政三〇六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七一〇

△沖繩關係事務整理に伴う言渡、感謝等の特別措置に關する政令（昭二三政三〇六）の一部改正——（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……三一
△質屋法（大三法一七）の廢止——（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……三一
△非訟事件手続法（明三一法一四）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三三
△民事訴訟費用の裁判に關する勅令（昭二二勅二七三）の廢止——（昭二七法二三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……三四
△國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の權限等に關する法律（昭二二法一九四）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三四
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二四法五五）の一部改正——（昭二七法二一一訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律による）……四七
△民事訴訟法（明二三法二九）の一部改正——（昭二七法一〇六住民登録法施行法による）……三二
△保護司法（昭二五法二〇四）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三五
△人權擁護委員法（昭二四法二三九）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三四
△少年法（昭二三法一六八）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三七
△犯罪者予防更生法（昭二四法一四二）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三七
△刑事訴訟法（昭二三法一三一）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三七
△司法試験法（昭二四法一四〇）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三九
△公証人法（明四一法五三）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三九
△弁護士法（昭二四法二〇五）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四〇
△更生緊急保護法（昭二五法二〇三）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四二
△連合國人に対する刑事件等特別措置令（昭二二政三八九）の廢止——（昭二七法二三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……四二
△占領目的阻害行為処罰令（昭二二政三一五）の廢止——（昭二七法二三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……四二
△刑事訴訟法（昭二三法一三一）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四三
△小切手法（昭八法五七）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四三
△解散団体の財産の管理及び処分等に關する政令（昭二三政三八）の廢止——（昭二七法二四〇破壞活動防止法による）……四四
△解散団体の財産処理事會令（昭二三政二五）の廢止——（昭二七法二四〇破壞活動防止法による）……四四
△供託法（明三二法一五）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四五
△國外居住外國人等に対する債務の弁済のための供託の特例に關する政令（昭二五政三一二）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四五
△連合國占領軍財産等処理特殊措置令（昭二四政三八九）の廢止——（昭二七法二三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……四六
△刑事訴訟法（昭二三法一三一）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四六
△陸軍刑法を廢止する等の政令（昭二二政三一）七條の法律としての効力の存続——（昭二七法一三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く厚生省關係諸命令の措置に關する法律による）……四七
△平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に關する法律（昭二七法一〇三）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四八
△平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に關する法律（昭二七法一〇三）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……四八
△占領目的阻害行為処罰令（昭二二政三一五）の廢止——（昭二七法二三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……五〇
△連合國人に対する刑事件等特別措置法の一部を改正する法律による）……五一
△刑事訴訟法（昭二三法一三一）の一部改正——（昭二七法二四〇破壞活動防止法による）……六一
△陸軍刑法を廢止する等の政令（昭二二政三一）七條の法律としての効力の存続——（昭二七法一三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……五〇
△破壞活動防止法（昭二七法二四〇）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……五二
△政治犯人等の資格回復に關する件（昭二〇勅三三〇）の法律としての効力の存続——（昭二七法一三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律による）……五六
△經濟關係調整ノ整備ニ關スル法律（昭一九法四）の一部改正——（昭二七法二〇一農業共済基金法による）……五七
△經濟關係調整の整備に關する法律（昭一九法四）の一部改正——（昭二七法二六三電源開発促進法による）……六〇
△經濟關係調整の整備に關する法律（昭一九法四）の一部改正——（昭二七法三〇一國際電信電話株式会社法による）……六一
△感激法（昭二二法一〇）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六二
△手形法（昭七法一〇）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六三
△自動車抵当法（昭二六法一八七）の一部改正——（昭二七法一〇二道路運送車両法の一部を改正する法律による）……六四
△商法（明三二法四八）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六五
△家屋占領法（昭二二法三一）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六五
△不動産登記法（明三二法一四）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六五
△人權擁護委員法（昭二四法一三九）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六六
△土地台帳法（昭二二法三一〇）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六七
△担保附社債信託法（明三八法五二）の一部改正——（昭二七法二一〇四證券取引法による）……六九
△弁護士法（昭二四法二〇五）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七〇
△司法書士法（昭二五法一九七）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七〇
△更生緊急保護法（昭二五法二〇三）の一部改正——（昭二七法二六人法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七二

等の一部を改正する法律による）……七六
△婦女に売淫をさせる者等の処罰に関する勅令（昭二二勅九）の法律としての勅令の存続――（昭二七法一三七）
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による）……三六〇
△刑事補償法（昭二五法一）の一部改正――（昭二七法一〇八）犯罪者予防更生法の一部を改正する法律による）……四五
△団体等規正令（昭二四政令四）の廃止――（昭二七法一四〇）破壊活動防止法による）……六10
△正規陸海軍将校又は陸海軍将校であつた者の調査に関する件（昭二二内令三〇）の廃止――（昭二七法一三七）ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による）……三六〇

第八　財政・金融関係

○財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律（昭二七・三・五法四）……四
○国有財産特別措置法（昭二二・六・三〇法三九）……八〇
○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一法六三）……一三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七・四・二八法一一〇）……三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・三・三一法四三）……六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二三法九五）……七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・三・二八法一五）……三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く臨時石炭鉄鋼価格事件処理特別会計法（昭二七・三・二八法一六）……三
○連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律（昭二七・七・一六法三三三）……八〇
○財閥同族支配力排除法を廃止する法律（昭二七・六・三〇法二九）……八〇
○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・四・一法六三）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭二七・四・二八法一一〇）……三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・三・三一法四三）……六
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二三法九五）……七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・三・二八法一五）……三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く臨時石炭鉄鋼価格事件処理特別会計法（昭二七・三・二八法一六）……三
○連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律（昭二七・七・一六法三三三）……八〇
○財閥同族支配力排除法を廃止する法律（昭二七・六・三〇法二九）……八〇
○国有財産特別措置法（昭二二・六・三〇法三九）……八〇
○貿易及び為替管理令の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法四）……四
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法四六）……四
○農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法四七）……四
○貿易及び為替管理令の一部を改正する法律（昭二七・四・一法六七）……七
○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭二七・四・一法六七）……七
○国民貯蓄債券法（昭二七・六・二法一六四）……10
○当せん金付証票法の一部を改正する法律（昭二七・五・三〇法一四六）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一三）……三
○所得税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五三）……七
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六二）……三
○災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六〇）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法六一）……三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七・四・二八法一一一）……三
○法人税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五四）……七
○相続税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五五）……八
○通行税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五八）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五七）……三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法五六）……三
○関税法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九八）……三

部門別索引

○補助金等臨時特例（昭二七・五・二法一三二）……二五五
○長期信用銀行法（昭二七・六・一二法一八七）……二五五
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭二七・七・七・一法一二四）……二五六
○日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭二七・四・一法六六）……二五六
○信用金庫法の一部を改正する法律（昭二七・五・二法一三三）……二五七
○信用金庫法施行法の一部を改正する法律（昭二七・六・三法一六七）……二五七
○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭二七・六・一四法一九一）……二五八
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二七・五・二七法一一二）……二五九
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二七・五・二六法一五三）……二六〇

△財政法（昭二二法三四）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……二六三
△会計法の一部を改正する法律（昭二四法二四）の一部改正――（昭二七法四九財政法、会計法等の財務関係法律の一部を改正する等の法律による）……二六四
△国有財産法（昭二三法七三）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……二六三
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三法七四）の廃止（第四条の規定は、昭二八・六・三〇までに有効。旧軍港市転換法（昭二五法三二〇）第四条の規定の適用については、なお効力を存続す）――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……二六三
△特定財産管理令（昭二一勅二八六）の廃止――（昭二七法二六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……二六四
△政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……二六四
△閉鎖機関に関する債権の特効等の特例に関する政令（昭二三政二六四）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律）……二六五
△会社の証券保有制限等に関する勅令（昭二二勅五六七）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……二六五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からすする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……二六五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からすする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六五
△閉鎖機関令（昭二二勅七四）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……二六三
△閉鎖機関令（昭二二勅七四）の一部改正――（昭二七法一七四日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律による）……二六六
△造幣局特別会計法（昭二二法六三）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六六
△印刷庁特別会計法（昭二二法六三）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六六
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法二六四国民年金法による）……二六三
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……二六七
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……二六五
△電気通信事業特別会計法（昭二四法

法律（昭二五法一九〇）の一部改正――（昭二七法一四日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律による）……二六六
△造幣局特別会計法（昭二二法六三）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六六
△印刷庁特別会計法（昭二二法六三）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六六
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法二六四国民年金法による）……二六三
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……二六七
△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……二六五
△電気通信事業特別会計法（昭二四法一〇〇）の一部改正――（昭二七法一八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……二六七
△資金運用部資金法（昭二六法一〇〇）の一部改正――（昭二七法一八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……二六七
△資金運用部資金法（昭二六法一〇〇）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六七
△閉鎖機関令（昭二二勅七四）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……二六三
△閉鎖機関令（昭二二勅七四）の一部改正――（昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二六七
△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一法四四）の一部改正――（昭二七法一〇〇の廃止――（昭二七法二五一電信電話公社法施行法による）……二六七
△食糧管理特別会計法（大一〇法三七）の一部改正――（昭二七法一九三農業災害補償法の一部を改正する法律による）……二六九
△農業共済再保険特別会計法（昭二九法一一）の一部改正――（昭二七法二九四農業災害補償法臨時特例法による）……二七〇
△農業共済再保険特別会計法（昭二九法一一）の一部改正――（昭二七法二九三農業災害補償法の一部を改正する法律による）……二七〇
△外国為替資金特別会計法（昭二六法五六）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……二七〇
△印刷庁特別会計法及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭二四法六四）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法

の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七一
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四法二二八）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三五
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七七
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法一八七長期信用銀行法による）……四三九
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六四五
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三法七四）の廃止――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭二四法二五六）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△官庁営繕法（昭二六法一八一）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六七〇
△戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞與金の国庫返納に関する件（昭二一勅一〇五）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八
△金管理法（昭二五法二二八）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八〇
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四法二二八）の一部改正――（昭二七法二九輸出取引法による）……八四六
△国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭二四法一七六）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに関する件（昭二一勅一〇二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六法九九）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭二一勅一〇一）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四法二七）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……八
△軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭二一勅一〇一）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四法二七）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による）……七
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による）……七
△臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭二一勅一一〇）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律による）……八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による）……七
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△日本証券取引所の有価証券売買取引に関する財産の管理に関する件（昭二二大蔵、司令一）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……八一
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……七一
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二七法二五一電信電話公社法施行法による）……六四七
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による）……一三三
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の法律としての効力の存続――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△略奪品の没收及報告に関する件（昭

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による）……七
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による）……一三九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二七法四財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律による）……九
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三法七四）の廃止――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六四五
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法一八七長期信用銀行法による）……四三九
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七〇
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四法二二八）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三五
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七七
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法一八七長期信用銀行法による）……四三九
△資産再評価法（昭二五法一一〇）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……六四五
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三法七四）の廃止――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一〇
△政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭二四法二五六）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五

二一内令二五）の廃止――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の法律としての効力の存続――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八一
△連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭二一蔵令七七）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……六
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四政五二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（昭二三蔵、法令二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△外国人出資の報告に関する件（昭二一蔵令一二〇）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭二三蔵、法令三）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△指定外国証券の報告に関する政令（昭二六政二五九）の廃止（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭二四政二七四）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭二三蔵令六五）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ドイツ国有限会社ハインリツヒ・コツペルスの不動産移転に関する命令（昭二四蔵、法令一）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ドイツ財産管理令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ジエー・アンド・ビー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭二四政四六）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△イースト・エイシヤ・ミッションの財産に関する件（昭二二蔵、司令四）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△スタンダード・ブランヅ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドツドウエル・エンド・コンパニー・リミテツドに関する登記の抹消に関する命令（昭二四法、蔵令二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭二五法五）の一部改正――（昭二七法一七四日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律による）……九一
△旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律による）……一八一
△ドイツ財産管理令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の法律としての効力の存続――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八一
△連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭二一蔵令七七）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……六
△金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四政五二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（昭二三蔵、法令二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△外国人出資の報告に関する件（昭二一蔵令一二〇）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭二三蔵、法令三）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△指定外国証券の報告に関する政令（昭二六政二五九）の廃止（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭二四政二七四）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭二三蔵令六五）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ドイツ国有限会社ハインリツヒ・コツペルスの不動産移転に関する命令（昭二四蔵、法令一）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ドイツ財産管理令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△ジエー・アンド・ビー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭二四政四六）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△イースト・エイシヤ・ミッションの財産に関する件（昭二二蔵、司令四）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△スタンダード・ブランヅ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドツドウエル・エンド・コンパニー・リミテツドに関する登記の抹消に関する命令（昭二四法、蔵令二）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭二五法五）の一部改正――（昭二七法一七四日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律による）……九一
△旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律による）……一八一
△ドイツ財産管理令（昭二五政二二）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の法律としての効力の存続――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三
△連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三政二九八）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八一
△連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭二一蔵令七七）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……六
△国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭二五法一四）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……一八〇
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四政三一〇）の法律としての効力の存続――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八九
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四政三一〇）の一部改正――（昭二七法二三三連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律による）……一八八
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四政三一〇）の一部改正――（昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による）……一八八

律(昭二六法二八九)の一部改正——(昭二七法九五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律による)……一八九
△外国人の財産取得に関する政令(昭二四政五一)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三八
△外国人の財産取得に関する政令(昭二四政五一)の一部改正——(昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による)……一六〇
△外国人の財産取得に関する政令(昭二四政五一)の法律としての効力の存続——(昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による)……一六〇
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭二四政三一一)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三八
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭二四政三一一)の一部改正——(昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による)……一六〇
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭二四政三一一)の法律としての効力の存続——(昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による)……一六〇
△在外公館等借入金の返済の準備に関する法律(昭二六法五四)の一部改正——(昭二七法四四在外公館等借入金の返済の実施に関する法律による)……八二
△国税徴収法(明三〇法二一)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三一
△国税徴収法(明三〇法二一)の一部改正——(昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による)……一三一
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三一
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法二八三電源開発促進法による)……七八八
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法一八七長期信用銀行法による)……四三九
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法五企業合理化促進法による)……一一
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法一九五貸付信託法による)……四五四
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三一
△皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件(昭二二蔵、内令一)の廃止——(昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による)……八〇
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二二九漁船損害補償法施行法による)……五九
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法三〇五日本赤十字社法による)……八五八
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二〇二農業共済基金法による)……四七四
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法一二七戦傷病者戦没者遺族等援護法による)……二五一
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法一一八町村職員恩給組合法による)……二二八
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による)……七七
△所得税法の一部を改正する法律(昭二七法五三)の一部改正——(昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による)……一三一
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三一
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二二四日本開発銀行法の一部を改正する法律による)……五三一
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法一一私立学校振興会法による)……二三
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法一九五貸付信託法による)……四五三
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三九
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による)……一三八
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二二四日本開発銀行法の一部を改正する法律による)……五三一
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法一一八町村職員恩給組合法による)……二二八
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二二九漁船損害補償法施行法による)……五九
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による)……一三八
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四四
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法三〇五日本赤十字社法による)……八五八
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法一一私立学校振興会法による)……二三
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二〇二農業共済基金法による)……四七四
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三九
△相続税法(昭二五法七三)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△富裕税法(昭二五法一七四)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△印紙税法(明三二法五四)の一部改正——(昭二七法三〇五日本赤十字社法による)……八五八

△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四三
△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三九
△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による)……七七
△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法一一私立学校振興会法による)……三
△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法二〇二農業共済基金法による)……四七四
△印紙税法(明三三法五四)の一部改正——(昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による)……一三八
△保税工場法(昭二法四五)の一部改正——昭二七法一九八関税法の一部を改正する法律による)……四六六
△酒税法(昭一五法三五)の一部改正——(昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による)……一三三
△物品税法(昭一五法四〇)の一部改正——(昭二七法一一一日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律による)……二一七
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四三
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正する法律による)……一三八
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法四二連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律による)……七七
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法三〇五日本赤十字社法による)……八五八
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二三〇農地法施行法による)……五六三
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法一一私立学校振興会法による)……三
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二〇四道路交通事業抵当法による)……四七九
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二三一航空法による)……五八七
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二〇二農業共済基金法による)……四七四
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三八
△関税法(明三二法六一)の一部改正——(昭二七法二六七海上公安局法による)……七〇四
△関税定率法(明四三法五四)の一部改正——(昭二七法三〇五日本赤十字社法による)……八五八
△関税定率法の一部を改正する法律(昭二六法一一〇)の一部改正——(昭二七法六二関税定率法等の一部を改正する法律による)……一三四
△税理士法(昭二六法二三七)の一部改正——(昭二七法二一六地方税法の一部を改正する法律による)……五〇三
△税理士法(昭二六法二三七)の一部改正——(昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……六七一
△日本専売公社法(昭二三法二五五)の一部改正——(昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による)……八〇五

△日本専売公社法(昭二三法二五五)の一部改正——(昭二七法二二八製塩施設法による)……五三八
△日本専売公社法(昭二三法二五五)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△たばこ専売法(昭二四法一一一)の一部改正——(昭二七法二六七海上公安局法による)……七〇四
△日本銀行法(昭一七法六七)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三五
△日本銀行法(昭一七法六七)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七八九
△普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭一八法四三)の一部改正——(昭二七法一八七長期信用銀行法による)……四三九
△日本輸出入銀行法(昭二五法二六八)の一部改正——(昭二七法一八七長期信用銀行法による)……四三九
△銀行等の債券発行等に関する法律(昭二五法四〇)の廃止——(昭二七法一八七長期信用銀行法による)……四三八
△当せん金附証票法(昭二三法一四四)の一部改正——(昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……六六六
△貸付信託法(昭二七法一九五)の一部改正——(昭二七法二二三外資に関する法律の一部を改正する法律による)……五二八
△資金運用部資金法(昭二六法一〇〇)の一部改正——(昭二七法二八三電源開発促進法による)……七八八
△臨時金利調整法(昭二二法一八一)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七八九
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三五
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九〇
△住宅金融公庫法(昭二五法一五六)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三三
△証券取引法(昭二三法二五)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三一
△証券投資信託法(昭二六法一九八)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三三
△通貨等製造工場管理規則(昭二一蔵令二八)の廃止——(昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による)……八〇
△貸金業等の取締に関する法律(昭二四法一七〇)の一部改正——(昭二七法六六日本輸出銀行法の一部を改正

する法律による)……一三八
△国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭二七法一九一)の一部改正――(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三六

第九 産業・経済関係

○農地法(昭二七・七・一五法二二九)……五三九
○農地法施行法(昭二七・七・一五法二三〇)……五五九
○食糧管理法の一部を改正する法律(昭二七・五・二九法一五八)……二九二
○農業改良助長法の一部を改正する法律(昭二七・四・七法七六)……一四六
○米穀の政府買入価格の特例に関する法律(昭二七・五・七法一三六)……二五九
○農産物検査法の一部を改正する法律(昭二七・六・一二法一八六)……四三四
○耕土培養法(昭二七・七・一六法二三五)……五九二
○主要農作物種子法(昭二七・五・一法一三一)……二五四
○昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二七・七・一五法二二七)……五三四
○農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二七・六・一四法一九三)……四四八
○農業災害補償法臨時特例法(昭二七・六・一四法一九四)……四四九
○農業共済基金法(昭二七・六・二〇法二〇二)……四六八
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・七法七三)……一四五
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭二七・七・二二法二四三)……六一七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律(昭二七・四・七法七四)……一四五
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭二七・七・四法二二五)……五三一
○農林漁業資金融通法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一法二七)……四二
○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律(昭二七・七・一八法二三八)……六〇〇
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭二七・五・七法一三五)……二五七
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭二七・四・二五法九六)……一八九
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・四・一一法八三)……一五六
○水産資源保護法の一部を改正する法律(昭二七・六・一四法一九六)……四五四
○水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二七・七・一六法二三六)……五九五
○漁船損害補償法(昭二七・三・三一法二八)……四二
○漁船損害補償法施行法(昭二七・三・三一法二九)……五八
○小型機船底びき網漁業整理特別措置法(昭二七・四・七法七七)……一四七
○十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・四・一二法八九)……一六一
○昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・三・二八法一八)……二五
○森林法等の一部を改正する法律(昭二七・五・一法一三〇)……二五二
○松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・三・三一法二六)……四一
○森林火災国営保険法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一法二五)……四〇

○十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・五・七法一三四)……二五六
○塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律(昭二七・三・二八法一七)……二四
○製塩施設法(昭二七・七・一五法二二八)……五三四
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・七・三一法二五七)……六五四
○事業者団体法の一部を改正する法律(昭二七・七・三一法二九一)……八〇九
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一二法八七)……一五八
○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律(昭二七・四・一二法九一)……一六四
○公益事業令の一部を改正する法律(昭二七・六・二七法二一五)……四九三
○電源開発促進法(昭二七・七・三一法二八三)……七八三
○企業合理化促進法(昭二七・三・一四法五)……九
○会社更生法(昭二七・六・七法一七二)……三二九
○商品取引所法の一部を改正する法律(昭二七・四・一二法九〇)……一六二
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭二七・四・二八法一〇〇)……一九七
○特定中小企業の安定に関する臨時措置法(昭二七・八・一法二九四)……八一六
○航空機製造法(昭二七・七・一六法二三七)……五九五
○石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七・五・三一法一六二)……三〇三
○臨時石炭鉱害復旧法(昭二七・八・一法二九五)……八二一
○自転車競技法等の一部を改正する法律(昭二七・六・三〇法二二〇)……五二一
○真珠養殖事業法(昭二七・三・二五法九)……一四
○外資に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・七・一法二二三)……五一七
○特許法の一部を改正する法律(昭二七・四・二八法一〇一)……一九九
○ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律(昭二七・六・一〇法一七七)……三七五
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律(昭二七・四・一二法八八)……一六〇
○輸出取引法(昭二七・八・五法二九九)……八四一
○輸出信用保険法の一部を改正する法律(昭二七・三・三一法三三)……六三
○閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律(昭二七・三・二九法二〇)……二八
○国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭二七・三・三一法二三)……三六
△農業委員会法(昭二六法八八)の一部改正――(昭二七法二三〇農地法施行法による)……五六二
△農業委員会法(昭二六法八八)の一部改正――(昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……六七〇
△農業委員会法(昭二六法八八)の一部改正――(昭二七法三〇八公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……九一七
△自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭二五政二八八)の廃止――(昭二七法二三〇農地法施行法による)……五五九
△自作農創設特別措置法(昭二一法四三)の廃止――(昭二七法二三〇農地法施行法による)……五五九
△食糧管理法(昭一七法四〇)の一部改

正――（昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による）……三八
△食糧管理法（昭一七法四〇）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭二四政三八四）の廃止――（昭二七法七三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律による）……一四五
△土地改良法（昭二四法一九五）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△土地調整委員会設置法（昭二五法二九二）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△農地調整法（昭一三法六七）の廃止――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五五九
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七法一三五）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……七七一
△特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六法六八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七法一三五）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……七七一
△特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六法六八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△肥料配給公団令（昭二二勅一七一）失効の日（昭二六・四・一）までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関する規定の法律としての効力の存続――（昭二七法七三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律による）……一四五
△植物防疫法の一部を改正する法律（昭二六法二四三）の一部改正――（昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七一
△植物防疫法（昭二五法一五一）の一部改正――（昭二七法二六松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律による）……四三
△植物防疫法（昭二五法一五一）の一部改正――（昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七一
△農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭二四法四六）の廃止――（昭二七法一九三農業災害補償法の一部を改正する法律による）……四四九
△化学肥料の緊急増産に関する件（昭二一商令二六）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△肥料配給公団令（昭二二勅一七一）失効の日（昭二六・四・一）までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関する規定の法律としての効力の存続――（昭二七法七三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律による）……一四五
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六法六八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七法一三五）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……七七一
△食糧管理法（昭一七法四〇）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭二四政三八四）の廃止――（昭二七法七三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律による）……一四五
△土地改良法（昭二四法一九五）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△土地調整委員会設置法（昭二五法二九二）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△農地調整法（昭一三法六七）の廃止――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五五九
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七法一三五）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……七七一
△特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六法六八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△肥料配給公団令（昭二二勅一七一）失効の日（昭二六・四・一）までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関する規定の法律としての効力の存続――（昭二七法七三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律による）……一四五
△植物防疫法の一部を改正する法律（昭二六法二四三）の一部改正――（昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七一
△植物防疫法（昭二五法一五一）の一部改正――（昭二七法二六松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律による）……四三
△植物防疫法（昭二五法一五一）の一部改正――（昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による）……七一

△農産種苗法（昭二二法一一五）の一部改正――（昭二七法一三一主要農作物種子法による）……二五五
△農産物検査法（昭二六法一四四）の一部改正――（昭二七法一五八食糧管理法の一部を改正する法律による）……二九四
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法二三五）……二九四
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法二二八製塩施設法による）……五三八
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法二二八製塩施設法による）……五三八
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一部改正――（昭二七法一八七長期信用銀行法による）……四三九
△農林物資規格法（昭二五法一七五）の一部改正――（昭二七法二九一事業者団体法の一部を改正する法律による）……八一〇
△農林物資規格法（昭二五法一七五）の一部改正――（昭二七法一八六農産物検査法の一部を改正する法律による）……四三四
△国有林野法（昭二六法二四六）の一部改正――（昭二七法一三〇森林法等の一部を改正する法律による）……二五四
△造林臨時措置法（昭二五法一五〇）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△塩田等災害復旧事業費補助法（昭二五法二五七）の廃止――（昭二七法二二八製塩施設法による）……五三八
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令（昭二三総、農令一二）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四総、農令一）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四総、農令二）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△製塩施設法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法一三〇農地法施行法による）……五六三
△農産種苗法（昭二二法一一五）の一部改正――（昭二七法一三一主要農作物種子法による）……二五五
△農産物検査法（昭二六法一四四）の一部改正――（昭二七法一五八食糧管理法の一部を改正する法律による）……二九四
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法二二八製塩施設法による）……五三八
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法二三五）……二九四
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一部改正――（昭二七法一八七長期信用銀行法による）……四三九
△農林物資規格法（昭二五法一七五）の一部改正――（昭二七法二九一事業者団体法の一部を改正する法律による）……八一〇
△農林物資規格法（昭二五法一七五）の一部改正――（昭二七法一八六農産物検査法の一部を改正する法律による）……四三四
△国有林野法（昭二六法二四六）の一部改正――（昭二七法一三〇森林法等の一部を改正する法律による）……二五四
△造林臨時措置法（昭二五法一五〇）の一部改正――（昭二七法二三〇農地法施行法による）……五六三
△塩田等災害復旧事業費補助法（昭二五法二五七）の廃止――（昭二七法二二八製塩施設法による）……五三八
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令（昭二三総、農令一二）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四総、農令一）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四総、農令二）の廃止――（昭二七法九四公職に関する就職禁止、退職等に関する法律による）……一七
△製塩施設法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法一三〇農地法施行法による）……五六三

△競馬法(昭二三法一五八)の一部改正——(昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……六六六
△家畜伝染病予防法(昭二六法一六八)の一部改正——(昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による)……七一
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二三法一三八)の一部改正——(昭二七法二九漁船損害補償法施行法による)……六九
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二三法五四)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二三法一三八)の一部改正——(昭二七法二九漁船損害補償法施行法による)……七三
△企業合理化促進法(昭二七法五)の一部改正——(昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による)……一三三
△家畜伝染病予防法(昭二六法一六八)の一部改正——(昭二七法三九農林省設置法等の一部を改正する法律による)……七一
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二三法一三八)の一部改正——(昭二七法二九漁船損害補償法施行法による)……六九
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二三法五四)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三
△会社更生法(昭二七法一七二)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七三
△会社更生法(昭二七法一七二)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三八
△企業合理化促進法(昭二七法五)の一部改正——(昭二七法六一租税特別措置法等の一部を改正する法律による)……一三三
△企業合理化促進法(昭二七法五)の一部改正——(昭二七法一八一道路法施行法による)……一五九
△会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭二三政四〇二)附五條、七條、九條の法律としての効力の存続——(昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する臨時措置に関する法律による)……一五九
△事業者団体法(昭二三法一九一)の一部改正——(昭二七法一〇二農業共済基金法による)……七八八
△事業者団体法(昭二三法一九一)の一部改正——(昭二七法一八一道路法施行法による)……四〇六
△公益事業令(昭二五政三四三)の一部改正——(昭二七法一八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九二
△石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七法一六二)の一部改正——(昭二七法一六六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△鉱山保安法(昭二四法七〇)の一部改正——(昭二七法一六六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△特別鉱害復旧臨時措置法(昭二五法一七六)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三八
△工業標準化法(昭二四法一八五)の一部改正——(昭二七法二七七工業技術庁設置法の一部を改正する法律による)……七九四
△航空機製造法(昭二七法二三七)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二九一事業者団体法の一部を改正する法律による)……八一〇
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九〇
△外資に関する法律の一部を改正する法律(昭二七法二三三)の一部改正——(昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による)……七三八
△外資に関する法律の一部を改正する法律(昭二七法二三三)の一部改正——(昭二七法一九五貸付信託法による)……四五四
△外資に関する法律(昭二五法一六三)の一部改正——(昭二七法一七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七三六
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二九九輸出取引法による)……八四六
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四

△輸出品取締法(昭二三法一五三)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九四
△電気事業再編成令(昭二五政三四二)の一部改正——(昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△電源開発促進法(昭二七法二八三)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九二
△石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七法一六二)の一部改正——(昭二七法一六六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△鉱山保安法(昭二四法七〇)の一部改正——(昭二七法一六六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……七九三
△特別鉱害復旧臨時措置法(昭二五法一七六)の一部改正——(昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による)……八三八
△工業標準化法(昭二四法一八五)の一部改正——(昭二七法二七七工業技術庁設置法の一部を改正する法律による)……七九四

部改正――（昭二七法二三国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律による）……三八
△輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（昭二六政二四一）附二の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する措置に関する法律による）……一五八
△公認会計士法（昭二三法一〇三）の一部改正――（昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による）……六四
△公認会計士法（昭二三法一〇三）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三
△昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令（昭二五通令五五）附二の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する措置に関する法律による）……一五九
△連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭二二勅三六）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△外国人の商号に関する臨時措置令（昭二五政二一一）の廃止――（昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による）……二六〇
△航空機等に関する措置に関する件（昭二〇商・文・運令一）の廃止――（昭二七法二三七航空機製造法による）……五九
△鉛の調査報告に関する件（昭二一商令二四）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ基ク生糸等教量報告等ニ関スル件及ビ昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件を廃止する省令（昭二二商、農令七）附二の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△ドイツ人工業所有権特別措置令（昭二五政四）の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△連合国人商標戦後措置令（昭二五政九）の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四政三〇九）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭二五政七）の廃止――（昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による）……二六〇
△財閥標章の使用の禁止等に関する政令（昭二五政八）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四政三〇九）の一部改正――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△連合国人商標戦後措置令（昭二五政九）の一部改正――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△ドイツ人工業所有権特別措置令（昭二五政四）の一部改正――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△特定標章の使用の禁止等に関する政令（昭二四政三一九）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△小型自動車競走法（昭二五法一〇八）の一部改正――（昭二七法二二〇自転車競技法等の一部を改正する法律による）……五一五
△自転車競技法等の一部を改正する法律（昭二七法二二〇）の一部改正――（昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七二
△自転車競技法（昭二三法一〇九）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六七
△モーターボート競走法（昭二六法二四二）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七
△三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭二五政三四〇）の廃止

△連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭二二勅三六）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△外国人の商号に関する臨時措置令（昭二五政二一一）の廃止――（昭二七法一三七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による）……二六〇
△航空機等に関する措置に関する件（昭二〇商・文・運令一）の廃止――（昭二七法二三七航空機製造法による）……五九
△鉛の調査報告に関する件（昭二一商令二四）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ基ク生糸等教量報告等ニ関スル件及ビ昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件を廃止する省令（昭二二商、農令七）附二の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△「科学技術者経歴調査書」提出に関する件（昭二二総、内、蔵、文、厚、農、商、運、逓令一）の廃止――（昭二七法八二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律による）……五一五
△輸出向絹織物の製造等に関する件を廃止する省令（昭二二商令三七）附三の法律としての効力の存続――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び荷印に関する件（昭二二商令一七）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△バイプ類臨時措置規則（昭二二商令四九）の廃止――（昭二七法八七ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五九
△自転車競技法等の一部を改正する法律（昭二七法二二〇）の一部改正――（昭二七法二七六通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七二
△自転車競技法（昭二三法一〇九）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六七
△モーターボート競走法（昭二六法二四二）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七
△三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭二五政三四〇）の廃止

――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……七八九
△物価統制令（昭二一勅一一八）の一部改正――（昭二一勅一一八）の一部改正――（昭二七法四〇経済安定本部設置法等の一部を改正する法律による）……七二
△物価統制令（昭二一勅一一八）の法律としての効力の存続――（昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による）……一六〇
△物価統制令の一部を改正する勅令（昭二一勅三八二）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△物価統制令（昭二一勅一一八）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△地代家賃統制令（昭二一勅四四三）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件（昭二〇閣、文、農、商、運令一）の廃止――（昭二七法八二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律による）……一五五
△地代家賃統制令（昭二一勅四四三）の一部改正――（昭二七法四〇経済安定本部設置法等の一部を改正する法律による）……七二
△地代家賃統制令（昭二一勅四四三）の法律としての効力の存続――（昭二七法八八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律による）……一六〇
△価格調整公団法（昭二二法六二）の廃止――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九一
△外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件（昭二二蔵令九）の廃止――（昭二七法四三ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律による）……八〇
△要求物資使用収用令（昭二〇勅六三五）の廃止――（昭二七法一五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律による）……一三
△計量法（昭二六法二〇七）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六

第十　交通・通信・建設関係

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・五法七二）……一四四
○日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭二七・四・一八法一二三）……一三三
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭二七・四・一八法一〇二）……一〇〇
○港湾法の一部を改正する法律（昭二七・六・七法一七一）……三一八
○離島航路整備法（昭二七・七・四法二二六）……五三二
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律（昭二七・四・一法六八）……一三九
○木船運送法（昭二七・五・二七法一五一）……二八〇
○昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭二七・四・一法六九）……一四〇
○船舶安全法の一部を改正する法律（昭二七・六・一〇法一七八）……三八一
○海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭二七・三・三一法三五）……四八六
○造船法の一部を改正する法律（昭二七・六・一六法一九九）……一三五
○商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭二七・三・三一法二四九）……六八
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う先法の特例に関する法律（昭二七・四・二八法一二四）……二三三
○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭二七・四・一法七〇）……一四一
○航空法（昭二七・七・一五法二三一）……五六三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭二七・七・一五法二三二）……五九〇
○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭二七・六・二五法二一〇）……四八六
○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭二七・五・二〇法一四五）……一三五
○電波法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二四九）……六八
○放送法の一部を改正する法律（昭二七・六・一七法二〇〇）……四八七
○日本電信電話公社法（昭二七・七・三一法二五〇）……六三二
○日本電信電話公社法施行法（昭二七・七・三一法二五一）……六四一
○日本電信電話公社法等の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二九〇）……八〇八
○国際電信電話株式会社法（昭二七・八・七法三〇一）……八四六
○連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律（昭二七・三・二法七）……一三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭二七・四・二八法一二二）……一三三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭二七・四・二八法一二三）……一三四

二七・四・二八法一〇八)……二二三
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律(昭二七・四・二八法一〇七)……二二三
○国土総合開発法の一部を改正する法律(昭二七・六・二八法二一七)……五〇三
○伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律)(昭二七・九・二二・法三一二)……九二七
○道路法(昭二七・六・一〇法一八〇)……三八三
○道路法施行法(昭二七・六・一〇法一八一)……四〇四
○道路整備特別措置法(昭二七・六・六法一六九)……三二四
○公営住宅法の一部を改正する法律(昭二六・八・五法二九七)……八三九
○住宅緊急措置令等の廃止に関する法律(昭二七・三・二九法一九)……二六
○連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律(昭二七・三・三一法四二)……七七
○耐火建築促進法(昭二七・五・三一法一六〇)……二九四
○宅地建物取引業法(昭二七・六・一〇法一七六)……三七一
○公共工事の前拂金保証事業に関する法律(昭二七・六・一二法一八四)……四二七
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律(昭二七・六・二五法二〇九)……四八六
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭二七・五・一五法一四〇)……二六四
○屋外広告物法の一部を改正する法律(昭二七・四・五法七一)……一四三
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律(昭二七・四・二八法九八)……一九六
△国土総合開発法(昭二五法二〇五)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九〇
△国土調査法(昭二六法一八〇)の一部改正——(昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による)……七九一
△日本国有鉄道法(昭二三法二五六)の一部改正——(昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による)……八〇五
△日本国有鉄道法(昭二三法二五六)の一部改正——(昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による)……七二三
△道路運送法(昭二六法一八三)の一部改正——(昭二七法一八一道路法施行法による)……四〇六
△道路運送法施行法(昭二六法一八四)の一部改正——(昭二七法二〇四道路交通事業抵当法による)……四七九
△道路運送車両法(昭二六法一八五)の一部改正——(昭二七法一八一道路法施行法による)……四〇六
△自動車の登録等に関する省令(昭二二内令八)の廃止——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△自動車特別使用收用規則(昭二〇運令二三)の廃止——昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△港湾法(昭二五法二一八)の一部改正——(昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による)……六四六
△港則法(昭二三法一七四)の一部改正——(昭二七法二六七海上公安局法による)……七〇四
△港域法(昭二三法一七五)の一部改正——(昭二七法二六七海上公安局法による)……七〇四
△海上運送法(昭二四法一八七)の一部改正——(昭二七法二二六離島航路整備法による)……五三四
△航路標識法(昭二四法九九)の一部改正——(昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による)……七七二
△造船事業関係会社の事業報告書に関する件(昭二〇運令二四)の廃止——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△船舶職員法(昭二六法一四九)の一部改正——(昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による)……七七二
△航海の制限等に関する件(昭二〇運令四〇)の一部改正——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△航海の制限等に関する件(昭二〇運令四〇)の法律としての効力の存続——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△航海の制限等に関する件(昭二〇運令四〇)の一部改正——(昭二七法二六七海上公安局法による)……七〇四
△復員官署において運航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの乗員につき船員法等の一部準用の件(昭二一勅二八五)の廃止——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令(昭二五政二五)の法律としての効力の存続——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△けい船予備員の給與に充てるべき補助金の交付に関する政令(昭二五政二八一)の廃止——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△港湾荷役力及び船舶等造修能力の確保昂上に関する件(昭二〇厚、運令一)の廃止——(昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による)……一四四
△水先法(昭二四法一二一)の一部改正——(昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による)……七七二
△海難審判法(昭二二法一三五)の一部改正——(昭二七法九七海上保安庁法の一部を改正する法律による)……一九六
△海難審判法(昭二二法一三五)の一部改正——(昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による)……七七一
△海事仲裁等に関する法律(昭二三法二二一)の廃止——(昭二七法二九一事業者団体法の一部を改正する法律による)……八一〇
△海事代理士法(昭二六法三二)の一部改正——(昭二七法一五一木船運送法による)……二八五
△海事代理士法(昭二六法三二)の一部改正——(昭二七法二四六国会職員法等の一部を改正する法律による)……六三四
△水路業務法(昭二五法一〇二)の一部改正——(昭二七法二七八運輸省設

置法の一部を改正する法律による）……七七二
△東亜海運株式会社の解散に関する件（昭二一勅五六三）の廃止――（昭二七法七二ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律による）……一四四
△航空法（昭二七法二三一）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七七二
△国内航空運送事業令（昭二五政三二七）の廃止（同令附則第二項但書の規定を除く）――（昭二七法二三一航空法による）……五八六
△航空機の出入国等に関する政令（昭二七政六五）の廃止――（昭二七法二三一航空法による）……五八八
△外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六政一三三）の廃止――（昭二七法二三一航空法による）……五八六
△気象業務法（昭二七法一六五）の一部改正――（昭二七法二六七海上公安局法による）……七〇五
△気象業務法（昭二七法一六五）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七七二
△気象業務法（昭二七法一六五）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四七
△郵便法（昭二二法一六五）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……八四九
△郵便法（昭二二法一六五）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△郵便法（昭二二法一六五）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△郵便貯金法（昭二二法一四四）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△郵便振替貯金法（昭二三法六〇）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△郵便為替法（昭二三法五九）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七八九
△郵便為替法（昭二三法五九）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……八四九
△郵便為替法（昭二三法五九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭二五法二三三）の一部改正――（昭二七法一四五簡易生命保険法の一部を改正する法律による）……二七三
△電信法（明三三法五九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四三
△電信法（明三三法五九）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……八四九
△日本電信電話公社法（昭二七法二五〇）の一部改正――（昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による）……八〇五
△日本電信電話公社法施行法（昭二七法二五一）の一部改正――（昭二七法二二六地方税法の一部を改正する法律による）……五〇三
△日本電信電話公社法施行法（昭二七法二五一）の一部改正――（昭二七法二九〇日本電信電話公社法等の一部を改正する法律による）……八〇八
△電信線電話線建設條例（明二三法五八）の一部改正――（昭二七法二五一

日本電信電話公社法施行法による）……六四三
△電話設備費負担臨時措置法（昭二六法二二五）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭二四政四八）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四七
△電信電話料金法（昭二三法一〇五）の一部改正――（昭二七法一〇七日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律による）……二一三
△電信電話料金法（昭二三法一〇五）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四四
△警察電話等の処理に関する法律（昭二四法二六六）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六七
△電波法（昭二五法一三一）の一部改正――（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七七六
△電波法（昭二五法一三一）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……八四九
△電波法（昭二五法一三一）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四五
△放送法（昭二五法一三二）の一部改正――（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七七九
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六法一三五）の一部改正――（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七七九
△建設業法（昭二四法一〇〇）の一部改正――（昭二七法一八四公共工事の前払金保証事業に関する法律による）……四三四
△北海道開発法（昭二五法一二六）の一部改正――（昭二七法二八二建設省設置法の一部を改正する法律による）……七八三
△旧軍港市転換法（昭二五法二二〇）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九〇
△首都建設法（昭二五法二一九）の一部改正――（昭二七法二八二建設省設置法の一部を改正する法律による）……七八二
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法三〇一国際電信電話株式会社法による）……八四九
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法二五一日本電信電話公社法施行法による）……六四六
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法二九五臨時石炭鉱害復旧法による）……八三九
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法二八三電源開発促進法による）……七八八
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△土地収用法（昭二六法二一九）の一部改正――（昭二七法二三一航空法による）……五八八
△土地工作物使用令（昭二〇勅六三六）の廃止――（昭二七法一五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律による）……二三
△建築基準法（昭二五法二〇一）の一部

改正――（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……六五六
△建築基準法（昭二五法二〇一）の一部改正――（昭二七法一六〇耐火建築促進法による）……三〇一
△建築基準法（昭二五法二〇一）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△土地家屋調査士法（昭二五法二三八）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七二
△耐火建築促進法（昭二七法一六〇）の一部改正――（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……六五六
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭二六法九七）の一部改正――（昭二七法二六二自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七一
△水防法（昭二四法一九三）の一部改正――（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……六五六
△道路法（大八法五八）の廃止――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇四
△道路法（昭二七法一八〇）の一部改正――（昭二七法一五一日本電信電話公社法施行法による）……六四七
△道路の修繕に関する法律（昭二三法二八二）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△道路整備特別措置法（昭二七法一六九）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△測量法（昭二四法一八八）の一部改正――（昭二七法二八二建設省設置法の一部を改正する法律による）……七八二
△空中写真の利用等に関する政令（昭二五政三〇二）の法律としての効力の存続――（昭二七法九八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律による）……一九六
○図書館法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二法一八五）……四三四
○連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七・八・八法三〇二）……八五〇
○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律（昭二六・一二・二一法三一六）……二
○ユネスコ活動に関する法律（昭二七・六・二一法二〇七）……四八〇
△教育委員会法（昭二三法一七〇）の一部改正――（昭二七法一八七文部省設置法の一部を改正する法律による）……七四四

第十一　教育・文化関係

○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法二二）……一五三
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二七・五・二六法一四九）……一五三
○私立学校振興会法（昭二七・三・二七法一一）……一五八
○義務教育費国庫負担法（昭二七・八・八法三〇三）……一九六
○教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律（昭二七・四・九法七九）……一五三
○統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律（昭二七・四・一五法九二）……一六四
○新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二七・三・三一法三二）……六二
○産業教育振興法の一部を改正する法律（昭二七・八・八法三〇四）……八五一
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・一二法八六）……一五八
○文化財保護法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二七二）……七四五
○図書館法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二法一八五）……四三四
○連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七・八・八法三〇二）……八五〇
○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律（昭二六・一二・二一法三一六）……二
○ユネスコ活動に関する法律（昭二七・六・二一法二〇七）……四八〇
△教育委員会法（昭二三法一七〇）の一部改正――（昭二七法一八七文部省設置法の一部を改正する法律による）……七四四
△学校施設の確保に関する政令（昭二四政三四）の一部改正――（昭二七法二五八消防組織法の一部を改正する法律による）……六五六
△道路法（大八法五八）の廃止――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇四
△道路法（昭二七法一八〇）の一部改正――（昭二七法一五一日本電信電話公社法施行法による）……六四七
△道路の修繕に関する法律（昭二三法二八二）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△道路整備特別措置法（昭二七法一六九）の一部改正――（昭二七法一八一道路法施行法による）……四〇六
△測量法（昭二四法一八八）の一部改正――（昭二七法二八二建設省設置法の一部を改正する法律による）……七八二
△空中写真の利用等に関する政令（昭二五政三〇二）の法律としての効力の存続――（昭二七法九八ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律による）……一九六
○図書館法の一部を改正する法律（昭二七・六・一二法一八五）……四三四
○連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七・八・八法三〇二）……八五〇
○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律（昭二六・一二・二一法三一六）……二
○ユネスコ活動に関する法律（昭二七・六・二一法二〇七）……四八〇
△教育委員会法（昭二三法一七〇）の一部改正――（昭二七法一八七文部省設置法の一部を改正する法律による）……七四四

部改正――（昭二七法二〇七ユネスコ活動に関する法律による）……四八三
△学校施設の確保に関する政令（昭二四政三四）の法律としての効力の存続――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△学校施設の確保に関する政令（昭二四政三四）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……七三三
△国民学校等において使用する教科用図書の提出に関する件（昭二一文令八）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二六法四九）の廃止――（昭二七法三二新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律による）……六三
△社会教育法（昭二四法二〇七）の一部改正――（昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による）……三二四
△図書館法（昭二五法一一八）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三八
△図書館法（昭二五法一一八）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……一五八
△図書館法（昭二五法一一八）の一部改正――（昭二七法三〇五日本赤十字社法による）……八五七
△著作権法（明三二法三九）の一部改正――（昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による）……三二四
△連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭二二内令三一）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△外国人の著作権の調査に関する省令（昭二二内令四）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△著作権法（明三二法三九）の一部改正――（昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による）……三二四
△連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭二二内令三一）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△外国映画の調査等に関する省令（昭二二内令三一）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭二二勅七一）附三の法律としての効力の存続――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△宗教法人法（昭二六法一二六）の一部改正――（昭二七法二七〇大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七三九
△外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭二四政二七二）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△著作権に関する仲介業務に関する法律（昭一四法六七）の一部改正――（昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による）……三二四
△外国映画の調査等に関する省令（昭二二内令三一）の廃止――（昭二七法八六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律による）……一五八
△ユネスコ活動に関する法律（昭二七法二〇七）の一部改正――（昭二七法一六八文部省設置法の一部を改正する法律による）……三二四

第十二　厚生関係

○未復員者給與法等の一部を改正する法律（昭二七・八・五法二九八）……八三九
○戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七・四・二法一二七）……二四一
○優生保護法の一部を改正する法律（昭二七・五・一七法一四一）……二六七
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭二七・七・一法二二二）……五一六
○医療法の一部を改正する法律（昭二七・五・二法二一九）……二五三
○日本赤十字社法（昭二七・八・一四法三〇五）……八五三
○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二七・六・一三法一八八）……四四〇
○麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律（昭二七・五・二八法一五二）……二六五
○国民健康保険再建整備資金貸付法（昭二七・五・二〇法一四四）……二七〇
○栄養改善法（昭二七・七・三一法二四八）……六二五
○漁船乗組員給與保険法（昭二七・六・二五法二一二）……四八八
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法三一）……六〇
○外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭二七・六・一八法二〇一）……四六七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七・四・二八法一二〇）……三
△生活保護法（昭二五法一四四）の一部改正――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一一
△生活保護法（昭二五法一四四）の一部改正――（昭二七法三〇五日本赤十字社法による）……八五七
△職業安定法（昭二二法一四一）の一部改正――（昭二七法二一九国有財産特別措置法による）……五一一
△職業安定法（昭二二法一四一）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七二一
△職業安定法（昭二二法一四一）の一部改正――（昭二七法二四四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……九八九
△船員職業安定法（昭二三法一三〇）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七二一
△厚生年金保険法（昭一六法六〇）の一部改正――（昭二七法二四四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……九八九
△船員職業安定法（昭二三法一三〇）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七二一
△職業安定法（昭二二法一四一）の一部改正――（昭二七法二四八栄養改善法による）……六二八
△栄養士法（昭二二法一四五）の一部改正――（昭二七法二四八栄養改善法による）……六二八
△歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭二五法二四六）の一部改正――（昭二七法一八八医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……四四〇
△厚生年金保険法（昭一六法六〇）の一部改正――（昭二七法二六六保安庁職員給與法による）……六九六
△厚生年金保険法（昭一六法六〇）の一部改正――（昭二七法三〇六地方自治法の一部を改正する法律による）……九〇四
△船員保険法（昭一四法七三）の一部改正――（昭二七法三〇六地方自治法の一部を改正する法律による）……九〇四
△船員保険法（昭一四法七三）の一部改正――（昭二七法二七八運輸省設置法の一部を改正する法律による）……七二一
△社会保険診療報酬支拂基金法（昭二三法一二九）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三五〇
△結核予防法（昭二六法九六）の一部改正――（昭二七法二六八法務府設置法等の一部を改正する法律による）……三五〇
△検疫法（昭二六法一〇一）の一部改正――（昭二七法一〇一外国軍用艦船等に関する検疫法特例による）……四六七
△伝染病届出規則（昭二二厚令五）の法律としての効力の存続――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三
△死産の届出に関する規程（昭二二厚令四二）の一部改正――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二六政四〇）の一部改正――（昭二七法一一六総理府設置法等の一部を改正する等の法律による）……三五
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二六政四〇）の法律としての効力の存続――（昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律による）……四
△朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二六政四〇）の一部改正――（昭二七法一六ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三
△有毒飲食物等取締令（昭二二勅五二）の法律としての効力の存続――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三
△引揚者の秩序保持に関する政令（昭二四政三〇〇）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三
△出生、死亡及び死産の報告に関する件（昭二二司、厚令一）の廃止――（昭二七法一二〇ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律による）……三

第十三　労働関係

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律（昭二七・四・七法七五）……一四五
○労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法二八八）……七九七

○労働基準法の一部を改正する法律（昭二七・七・三一法二八七）……七九四
○失業保険法の一部を改正する法律（昭二七・三・三一法三〇）……六〇
○地方公営企業労働関係法（昭二七・七・三一法二八九）……八〇五
○夏時刻法を廃止する法律（昭二七・四・一一法八四）……一五六
△労働組合法（昭二四法一七四）の一部改正――（昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による）……八〇二
△労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭二七法二八八）の一部改正――（昭二七法二八〇郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律による）……七八〇
△公共企業体労働関係法（昭二三法二五七）の一部改正――（昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による）……七九九
△公共企業体労働関係法の施行に関する法律（昭二四法八三）の一部改正――（昭二七法二八八労働関係調整法等の一部を改正する法律による）……八〇五
△労働者災害補償保険法（昭二二法五〇）の一部改正――（昭二七法二八七労働基準法の一部を改正する法律による）……七九七
△労務者の就職及び従業に関する件（昭二二厚令二）の廃止――（昭二七法七五ポツダム宣言の受諾に伴い発する労働省関係諸法律の廃止に関する法律による）……一四五
△労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件（昭二二厚、運、内令一）の廃止――（昭二七法七五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律による）……一四五
△労務充足に関する件（昭二〇厚令四一）の廃止――（昭二七法七五ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律による）……一四五
△緊急失業対策法（昭二四法八九）の一部改正――（昭二七法二八四経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律による）……七九〇

―了―

法律第三百十四号（昭二六、一二、二一）

◉国家公務員法等の一部を改正する法律（衆法）

第一條 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十三号を第十五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三　国会職員

十四　国会議員の秘書

第二條 特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二　国会職員

二十三の三　国会議員の秘書

第十條の次に次の二條を加える。

（国会職員の給與）

第十條の二 第一條第二十三号の二に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）及び同法第二十五條の規定に基く国会職員給與規程の定めるところによる。

（国会議員の秘書の給與）

第十條の三 第一條第二十三号の三に掲げる特別職の職員の受ける給與の額、支給條件及び支給方法は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）及び同法第十三條の規定に基く国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。

第三條 一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七條中「衆議院議長、参議院議長、」を削る。

第十三條中「又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給與規程」を削る。

第四條 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律による改正規定により支給する国会職員の給與の総額は、予算の範囲をこえないものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三百十五号（昭二六、一二、二一）

◉財閥同族支配力排除法を廃止する法律

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第三百十六号（昭二六、一二、二一）

◉新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とする。

第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十五条第一項の表中新聞出版用紙割当審議会の項を削る。

（内閣総理大臣署名）

法律第三百十七号（昭二六、一二、二二）

◉宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「皇太后宮職」を削る。

第一条の五を削り、第一条の六を第一条の五とし、以下第一条の九まで一条ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号中「皇太后宮大夫、」及び「皇太后宮女官長、」を削る。

別表第一中「皇太后宮大夫」を削る。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第一号（昭二七、二、一九）

◉罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（衆法）

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同条の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災害	地区
昭和二十六年十二月十六日三重県松阪市におこつた火災	三重県のうち松阪市

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭二七、二、二九）

◉皇室経済法の一部を改正する法律

皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

一　相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合

二　前号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第六条を次のように改める。

第六条　皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一　独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二　前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

三　独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四　独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。

五　王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

一　皇室典範第十一条、第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

二　皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額

第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第十一条第二項中「大蔵次官」を「大蔵事務次官」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際既婚者たる親王は、改正後の皇室経済法第六条第三項の適用については、独立の生計を営む親王とみなす。

3　この法律施行の際未婚者たる親王又は内親王は、改正後の皇室経済法第六条第三項の適用については、独立の生計を営まない親王又は内親王とみなす。

す。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三号（昭二七、二、二九）

◉皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條　法第二條第二号の一定価額は、左の各号による。

一　天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜與の価額は三百七十万円、譲受の価額は百二十万円とする。

二　前号以外の皇族については、賜與及び譲受の価額は、それぞれ十五万円とする。

第三條から第六條まで　削除

第七條中「二千九百万円」を「三千万円」に改める。

第八條中「七十三万円」を「百四十万円」に改める。

本則中第九條の次に次の一條を加える。

第十條　法第六條第三項及び第四項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じたときは、その多額のものによる。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四号（昭二七、三、五）

◉財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律

（財政法の一部改正）

第一條　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の二條を加える。

第十四條の二　国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができる。

前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

第十四條の三　歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第十五條第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは継続費の総額」を加える。

第十六條中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第十七條及び第十八條第一項中「歳出」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十條第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）」に改める。

第二十一條中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。

第二十二條中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十三條中「その性質」の下に「に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し」を加え、「部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　継続費は、その支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第二十八條第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同條第九号を同條第十号とし、同條第八号の次に次の一号を加える。

九　継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

第三十一條第一項中「歳入歳出予算」の下に「、継続費」及び「及び継続費」を加え、同條第二項中「及び継続費」を加える。

第三十二條中「歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十三條第一項本文中「歳出予算」の下に「及び継続費」を加え、同條第三項中「歳入歳出予算」を「歳出予算」に改める。

第三十四條第一項中「国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という。）に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は」を「支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、」に改め、同條第二項中「支出負担行為又は」及び「支拂計画は」を削り、同條第三項中「支出負担行為又は」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二　各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十七條に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第三十九條及び第四十條第二項中「歳出決算報告書及び」の下に「継続費決算報告書並びに」を加える。

第四十二條中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度」に、「歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終らなかつた経費の金額」を「終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三條第一項中「前條」を「第十四條の三第一項又は前條但書」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二　継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二條の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逓次繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵

大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

（会計法の一部改正）

第二條　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴收に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴收官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（歳入徴收官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴收官の事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴收官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴收官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴收官といい、第四項の規定により歳入徴收官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴收官という。

第五條中「官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴收する資格を有する者（以下歳入徴收官という。）」を「歳入徴收官」に改める。

第十條中「財政法第三十四條」を「財政法第三十四條の二」に改める。

第十二條中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四條」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三條から第十三條の四までを次のように改める。

第十三條　各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為担当官が第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といい、第四項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任支出負担行為担当官という。

第十三條の二　支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、当該支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、自ら行わなければ

ばならない。

第十三條の三　各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為認証官（第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為認証官が第四項において準用する第十三條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官という。

第十三條の四　前條の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十四條第二項中「認証」を「確認又は認証」に改める。

第十六條中「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三條中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

第二十四條　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第二十五條　削除

第二十九條中「大蔵大臣に協議して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十八條中「官吏を」を「職員を」に改める。

第三十九條中「官吏が」を「職員が」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條　各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

同條の次に次の一條を加える。

第四十條の二　各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、出納官吏又は出納員（以下出納官吏等という。）に事故がある場合（出納官吏等が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

第四十七條中「小切手等認証官、」を削る。

第四十八條中「第十三條の二の規定による認証、」を「支出負担行為の確認又は認証」に改め、「第二十五條の規定による認証」を削る。

第四十九條中「官吏」を「職員」に改める。

（会計法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 会計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第二項及び第三項を削る。

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部改正）

第四條 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「これを款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つて款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十一條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為及び」を削る。

第十三條中「支出負担行為」を「公団の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第五條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十五條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第二十二條中「支出負担行為」を「支出負担行為又は」に改める。

（各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分の特例）

第六條 政府の各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分については、各特別会計法の規定にかかわらず、歳出の目的に従つて項に区分するものとする。

附 則

1 この法律中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに繰越に係る部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の財政法、会計法等の規定中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和二十七年度分の予算から適用する。

2 昭和二十六年度分以前の予算に係る歳出予算及び支出予算の区分については、なお従前の例による。

3 改正前の財政法第二十五條の規定により翌年度に繰り越して使用することについて国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 この法律施行前、改正前の財政法第三十四條の規定により承認された支出負担行為の計画については、なお従前の例による。

5 この法律施行前、改正前の会計法第十三條の二の規定による認証を受けた支出負担行為でこの法律施行の際まだ支出を了していないものについては、改正後の同法第十三條の二の規定による確認又は改正後の同法第十三條の四の規定による認証を受けたものとみなす。

6 この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基く命令の規定により歳入徴收官、支出負担行為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴收官、支出

負担行為担当官、支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員になつたものとみなす。

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第十七号を次のように改める。

十七 削除

第八條第七号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第八号を次のように改める。

八 削除

8 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第十四号を削り、同條第十五号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

9 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

10 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第二号中「第十三條の二第一項」を「第十三條の三第三項」に改め、同項第三号中「第二十五條第一項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同條第三項中「支出負担行為の認証（会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の確認又は認証（会計法第十三條の二の四の規定による支出負担行為の確認及び同法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証」に改める。

（内閣総理大臣・法務総裁・経済安定本部総裁署名）

法律第五号（昭二七、三、一四）

◉企業合理化促進法（衆法）

第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること並びに原材料及び動力の原単位の改善を指導勧奨することなどによつて、企業の合理化を促進し、もつてわが国経済の自立達成に資することを目的とする。

（事業者の定義）

第二條 この法律において「事業者」とは、工業、鉱業、電気事業、ガス事業、運輸業、土木建築業、水産業その他政令で定める事業を営む者をいう。

第二章 技術の向上の促進

（試験研究者に対する補助金の交付等）

第三條 主務大臣は、技術の向上を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、鉱工業等に関する技術の研究、工業化試験又は新規の機械設備等の試作（以下「試験研究」という。）を奨励助長するため、試験研究を行う者（以下「試験研究者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、又は国の所有に係る機械設備等を国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の定めるところにより貸與することができる。

（試験研究用機械設備等に対する所得税又は法人税の課税の特例）

第四條 主務大臣及び大蔵大臣は、政令の定めるところにより、試験研究者に対し、その行おうとする試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要するものであり、且つ、その取得し又は製作しようとする機械設備等が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

2 試験研究者であつて所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項第四号に規定する事業を営む個人が前項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し又は製作してその承認を受けた試験研究（当該個人の営む当該事業と関連を有する試験研究に限る。）の用に供したときは、当該試験研究の用に供された日以後三年内の日を含む各年について、同号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する当該機械設備等の減価償却費の額

は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取得し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

3　前項及び本項の規定の適用を受けた個人が死亡した場合において、その相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が当該個人の行つていた試験研究に関連する事業を承継し、且つ、当該試験研究を継続するときは、当該個人の死亡に因る当該試験研究の用に供する機械設備等の移転については、所得税法第五條の二第一項の規定は、適用しない。この場合においては、相続に因り取得した当該試験研究の用に供する機械設備等については、当該相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。

4　試験研究者である法人が第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し又は製作してその承認を受けた試験研究の用に供したときは、当該試験研究の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について、当該事業年度の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上損金に算入する同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該機械設備等を取得し又は製作しているために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

5　第二項及び前項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第二項又は第四項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十八條から第二十一條までの規定による申告書に第二項の規定により必要な経費に算入する金額又は第四項の規定により損金に算入する償却範囲額のうち損金に算入する当該金額についてのその算入に関する申告の記載があり、且つ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承継し、且つ、試験研究を継続する事実の記載がある場合に限り、これを適用する。

（試験研究用機械設備等に対する固定資産税の免除及び不均一課税）

第五條　前條第二項又は第四項の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條の規定の適用があるものとする。

第三章　機械設備等の近代化の促進

（減価償却の特例）

第六條　機械設備等を緊急に近代化する必要のある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第七條　前條の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法第六條の規定の適用があるものとする。

第四章　産業関連施設の整備

第八條　事業者は、主務省令の定めるところにより、企業の合理化に資するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を道路、港湾又は漁港の管理者に対して申請することができる。

2　道路、港湾又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法（大正八年法律第五十八号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合においては、事業者にその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができる。

3　国は、前項の規定による工事に要する費用につい

ては、道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。

4　国は、必要があると認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者にその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第五章　原單位の改善

（目標原單位の公表）

第九條　主務大臣は、工場又は事業場における鉱工業品の原材料又は動力の原單位（以下「原單位」という。）の改善を促進するため必要があると認めるときは、目標となるべき原單位を公表することができる。

（原單位に関する報告）

第十條　主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、事業者に対し、当該事業者の工場又は事業場における原單位に関する報告をさせることができる。

（原單位の改善に関する指導等）

第十一條　主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、事業者に対し、原單位の改善に関し必要な指導又は勧奨を行うことができる。

第六章　中小企業の診断

（企業診断）

第十二條　地方公共団体は、中小企業の合理化を促進するため、中小企業者の申出に基き、当該企業の経営の状況について調査及び診断を行い、その改善に関する勧告を行うことができる。

（補助金の交付）

第十三條　主務大臣は、前條の調査及び診断並びに勧告を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することができる。

第七章　雑則

（報告及び立入検査等）

第十四條　主務大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、試験研究者若しくは事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、試験研究者若しくは事業者の工場、事業場若しくは営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章　罰則

第十五條　前條第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條の五第一項中「第五條の七」の下に「及び第五條の九」を加える。

第五條の六第一項中「及び第五條の八」を「、第五條の八及び第五條の十」に改める。

第五條の七から第五條の十一までを二條ずつ繰り下げ、第五條の六の次に、次の二條を加える。

第五條の七　青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六條の規定により政令で定められた事業（以下指定事業という。）を営むものが、昭和二十六年一月一日以後、近代的な機械設備等で命令で定めるもの（以下指定事業用機械という。）のうちその製作後事業の用

に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該指定事業用機械の減価償却費として所得税法第十條第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された金額が当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合においては、前項に規定する年の翌年以後二年間の各年において事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費として同條同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。

一　前項に規定する年の翌年においては、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

二　前号に規定する年の翌年においては、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額と前号に掲げる金額との合計額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

第五條の五第一項の規定は、指定事業用機械については、これを適用しない。

第一項項又は第二項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十九條の規定による申告書に第一項又は第二項の規定により必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八　青色申告書を提出する法人で指定事業を営むものが、昭和二十六年四月一日以後、指定事業用機械につき法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出したときは、当該法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の所得の計算については、当該指定事業用機械について、その事業の用に供した事業年度において法第五條の八の規定の適用があつたものとして当該事業年度以後昭和二十七年一月一日を含む事業年度直前の事業年度までの各事業年度分の償却範囲額を計算する場合において生ずる各事業年度の償却不足額に相当する金額を、それぞれ各事業年度において生じた償却不足額とみなして当該指定事業用機械の償却範囲額を計算する。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第六号　（昭二七、三、二二）

◉国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「所部の職員でその指定するもの」の下に「若しくは訴訟代理人に選任する弁護士」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第七号　（昭二七、三、二二）

◉連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律

連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件（昭和二十年閣令第四十三号）は、廃止する。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（郵政・電気通信・内閣総理大臣署名）

法律第八号　（昭二七、三、二二）

◉郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

郵便貯金には、左の利率により、利子をつける。

一　通常郵便貯金　年三分九厘六毛

二　積立郵便貯金　年四分二厘

三　定額郵便貯金

預入の月の初日から拂もどし金の拂渡（拂もどし証書を発行するときはその発行）の日までの期間が二年をこえるとき　年六分

同期間が一年六箇月をこえ、二年以下であるとき　年五分四厘

同期間が一年をこえ、一年六箇月以下であるとき　年四分八厘

同期間が一年以下であるとき　年四分二厘

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

積立郵便貯金又は定額郵便貯金について第四十五條第一項但書又は第五十二條第一項但書の規定による貯金の拂渡をするときは、前項の規定にかかわらず、年三分の利率により、利子をつける。

第四十七條第一項中「百円以上千二百円以下（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下）」を「百円以上四千円以下」に、「百円未満（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満）」を「百円未満」に改める。

第五十四條中「千円又は三千円」を「千円、三千円、五千円又は一万円」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

3　郵便貯金法附則第三項の規定又は前項に規定する法律の附則第二項若しくは第三項の規定により従前の例によるものとされた郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の時に通常郵便貯金となつたものとみなす。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭二七、三、二五）

◉真珠養殖事業法（衆法）

（目的）

第一條　この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「真珠養殖事業」とは、貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工（金属類を附加して製品とする場合を含まない。）し、又は真珠の核を製造する事業をいい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

（施術数量目標の公表）

第三條　農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

（計画の提出）

第四條　農林大臣は、省令の定めるところにより、真珠養殖事業者に対し、毎年、その営む事業につき、その計画の提出を求めることができる。

（計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋）

第五條　真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

2　農林大臣は、第三條の規定により定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前條の規定により提出した計画の変更について勧告することができる。

3　農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

（真珠貝の養殖事業者に対する助成）

第六條　農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一　真珠貝の種苗の生産又は真珠貝の稚貝若しくは成貝の育成

二　真珠貝の生息場所の底質の改良

（真珠貝の標準価格の公表）

第七條　農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

（真珠の検査）

第八條　真珠（真珠製品に用いた真珠を含む。）は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本

用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2　農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき省令を定める場合には、あらかじめ当該事項につき通商産業大臣に協議しなければならない。

（聴聞会）

第九條　前條第一項の規定による検査の決定に関し不服のある関係業者その他の利害関係人は、検査の決定があつた日から三十日以内に、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2　農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條第一項の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

（検査手数料）

第十條　第八條第一項の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

（報告の徴收及び立入検査）

第十一條　農林大臣は、第五條第三項の規定による資金のあつ旋を受け、又は第六條の規定に基く助成を受けた真珠養殖事業者に対し、当該資金の使途又は助成の成果を確めるため、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（真珠養殖事業審議会の設置及び権限）

第十二條　この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に関する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織等）

第十三條　審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2　委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理する。

5　審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6　委員は、非常勤とする。

7　前各項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（罰則）

第十四條　第八條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五條　第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の代表者又は人（人が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。

（水産庁設置法の改正）

2　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「水産講習所」を「水産講習所　真珠検査所　真珠研究所」に改める。

める。

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部の次に次のように加える。

真珠養殖事業審議会

真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁港法」の下に「、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法」を加え、同條を第七條の八とする。

第七條の五の次に次の二條を加える。

（真珠検査所）

第七條の六　真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2　真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

3　真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

（真珠研究所）

第七條の七　真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　真珠貝に関する試験、研究及び調査

二　真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三　真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四　真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験、研究及び調査

五　真珠に関する知識の普及

2　真珠研究所は、三重県に置く。

3　農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4　真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭二七、三、二七）

◉開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十七年度において、一般会計から、十五億三千百二十一万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭二七、三、二七）

◉私立学校振興会法

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　役員及び職員（第十一條―第十六條）
第三章　評議員会（第十七條―第二十一條）
第四章　業務（第二十二條―第二十八條）
第五章　会計（第二十九條―第三十五條）
第六章　監督（第三十六條―第三十九條）
第七章　罰則（第四十條―第四十二條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　私立学校振興会は、私立学校の経営に関し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（法人格）

第二條　私立学校振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（定義）

第三條　この法律において「私立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二條第二項に規定する私立学校をいう。

2　この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人をいう。

（事務所）

第四條　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　振興会は、必要な地に従たる事所を置くことができる。

（資本金）

第五條　振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2　政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3　昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間において、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校（学校教育法第九十四條の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七條第一項及び第二項において同じ。）の建物の復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権（以下「旧債権」という。）及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4　振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5　政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

（定款）

第六條　振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金及び資産に関する事項

五　役員に関する事項

六　評議員会及び評議員に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　会計に関する事項

2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七條　振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（名称使用の制限）

第八條　振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

第九條　振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（法人に関する規定の準用）

第十條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、振興会に準用する

第二章　役員及び職員

（役員）

第十一條　振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

（役員の職務）

第十二條　会長は、振興会を代表し、その業務を総理

する。

2　理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、振興会の業務を監査する。

（役員の任命、任期及び欠格事由）

第十三條　役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

4　学校教育法第九條（校長及び教員の欠格事由）の規定は、振興会の役員に準用する。

（代表権の制限）

第十四條　振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

（兼職の禁止）

第十五條　会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

（役員及び職員の地位）

第十六條　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十七條　振興会に評議員会を置く。

2　評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の職務）

第十八條　左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更

二　予算及び第三十五條の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入

三　第二十四條第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四　第三十三條第一項の規定による資本金の減少

五　その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九條　評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員の業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

（評議員の任命、任期及び欠格事由）

第二十條　評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十三條第二項及び第三項並びに学校教育法第九條（校長及び教員の欠格事由）の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

第二十一條　評議員会は、会長が招集する。

2　評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3　会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6　前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章　業務

（業務）

第二十二條　振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

二　学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三　私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3　振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

（業務執行の基本原則）

第二十三條　振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

（業務方法書）

第二十四條　振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期

含む。）を貸し付けること。

二　学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三　私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3　振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

（業務執行の基本原則）

第二十三條　振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

（業務方法書）

第二十四條　振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

（貸付又は助成に係る審査）

第二十五條　振興会は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

（貸付又は助成の制限）

第二十六條　振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人（都道府県に対して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。）がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

第二十七條　振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支拂が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2　振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3　振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4　振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付條件の変更若しくは延滞元利金の支拂方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付條件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

（貸付業務の代理）

第二十八條　振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2　振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

第五章　会計

（事業年度）

第二十九條　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2　振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

第三十條　振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

（財務諸表）

第三十一條　振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この條及び第三十三條第二項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3　振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

（利益金の処分）

第三十二條　振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本（当該事業年度末までに償還がされていないものをいう。以下この條において同じ。）の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2　前項の規定により特別積立金を積み立てて、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3　第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合において、その超える部分については、この限りでない。

4　第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならない。

5　第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替える場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

（資本金の減少）

第三十三條　振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前條第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2　振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十四條　振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債又は地方債の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（借入金）

第三十五條　振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章　監督

（監督）

第三十六條　振興会は、文部大臣が監督する。

（監督命令）

第三十七條　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八條　文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の解任）

第三十九條　文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二　心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第七章　罰則

（罰則）

第四十條　振興会の役員又は職員が第三十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條　左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合（第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。）において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四　第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五　第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二條　第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5　振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

6　振興会は、設立の登記をすることに因つて成立する。

7　振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の拂込の請求をしなければならない。

8　文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。

9　都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校戦災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10　前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

11　この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二條第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四條

の法人を含むものとする。

12　第五條第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。

13　第八條の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

14　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同條第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同條第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

二十二　私立学校振興会ガ私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

15　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十　私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

16　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

17　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

18　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「法令による公団、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。

十二　私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産

第七百四十三條第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭二七、三、二七）

◉国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「七十億円」を「百億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭二七、三、二八）

◉ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律

銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第十四号（昭二七、三、二八）

◉ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。

政治犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭和二十年勅令第七百三十一号）

衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭和二十一年内務省令第二十三号）

公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件（昭和二十二年内務省令第二十五号）

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭二七、三、二八）

◉ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律

（命令の廃止）

第一條　左に掲げる命令は、廃止する。

要求物資使用収用令（昭和二十年勅令第五百五号）

土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百三十六号）

（要求物資使用収用令の廃止に伴う経過規定）

第二條　この法律施行の際現に要求物資使用収用令に基き使用されている連合国最高司令官の要求に係る物資（以下「要求物資」という。）は、この法律施行後も、なお従前の例により使用することができる。

2　この法律施行前に要求物資使用収用令に基き使用され、又は収用された要求物資及び前項の要求物資に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

（土地工作物使用令の廃止に伴う経過規定）

第三條　この法律施行の際現に土地工作物使用令に基き使用されている土地又は家屋その他の工作物（以下「工作物」という。）は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2　この法律施行前に土地工作物使用令に基き使用された土地又は工作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）

第四條　この法律施行前にした要求物資使用収用令又は土地工作物使用令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第十六号（昭二七、三、二八）

◉ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律

（朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第一條　朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

（将来存続すべき命令）

第二條　前條に規定する命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

（特定財産管理令の廃止）

第三條　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）は、廃止する。

（特定財産管理令の廃止に伴う経過規定）

第四條　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「及び税務署」及び「及び税務署長」を削る。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に関する事務」を削る。

第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第十七号（昭二七、三、二八）

◉塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十七年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3　昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三條第一項の規定による補助金の金額は、同條第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一　塩田及び濃縮施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二　塩田防災施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4　前項の地域は、公社の総裁が指定する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法（以下「法」という。）第四條の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならない。

3　法第五條の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五條第一項中「第三條の規定により交付することができる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三條第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替えるものとする。

4　この法律施行の際までに法第三條第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四條の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四條及び第五條の規定の適用については、法第四條中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五條中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」とする。

5　法第三條第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第二項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第三項中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」と読み替えるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭二七、三、二八）

◉昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動植物の養殖施設（以下「漁業施設」という。）について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二條　政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が前條の目的のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2　前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3　政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三條　前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2　前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の三十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

第四條　第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五條　第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

（水産業協同組合が組合員に対してする債付）

第六條　第二條第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

（債権の保全及び回収）

第七條　融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資について、この法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2　前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を差除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当してなお残額があるときは、この法律の規定による政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第八條　政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について損失の補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（違反の場合の措置）

第九條　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に対してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める条件に該当し又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

3　前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて十五億円を限度とする。

4　第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額とあわせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5　第二條第一項、第三條第一項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二條第一項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは昭和二十二年三月三十一日と読み替えるものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭二七、三、二九）

◉住宅緊急措置令等の廃止に関する法律

（住宅緊急措置令及び住宅緊急措置損失補償委員会官制の廃止）

第一條　住宅緊急措置令（昭和二十年勅令第六百四十一号）及び住宅緊急措置損失補償委員会官制（昭和二十年勅令第六百九十六号）は、廃止する。

（使用権の存続）

第二條　住宅緊急措置令（以下「旧令」という。）第二條の規定に基いて使用権が設定された建物又は建物以外の工作物（附属物件及び土地を含む。以下「建物等」という。）で、この法律施行の際、使用権が存続中であり、且つ、使用権の設定を受けた者（その承継人を含む。）が居住者を入居させているもの

については、当該使用権は、同條第三項の規定によつて都道府県知事が定めた存続期間にかかわらず、昭和二十八年三月三十一日までに存続するものとする。但し、当該期日までに建物等の返還があつた場合において、第三條の規定により完了したときは、使用権は、返還の完了した日において消滅するものとする。

2　旧令第七條、第十條（第三項及び第五項を除く。）、第十一條、第十二條、第十四條及び第十五條の規定は、前項本文の場合については、この法律施行後においてもなお、その効力を有する。

3　前項の規定によりなお効力を有する旧令第十條第一項の規定による損失補償の金額は、都道府県知事が収用委員会の裁決を経て定める。

（建物等の返還）

第三條　前條第一項の規定によつて存続することとなつた使用権を有する者（その承継人を含む。以下「起業者」という。）は、居住者を立ち退かせて、同項に規定する期日までの間において、なるべくすみやかに、当該建物等をその所有者に返還しなければならない。但し、当該建物等の所有者が居住者を立ち退かせないで返還することを承諾したときは、居住者を立ち退かせないで返還することを妨げない。

2　起業者は、居住者を立ち退かせようとする場合においては、当該居住者に対して、その旨を一月前に予告しなければならない。

（明渡命令）

第四條　都道府県知事は、起業者から居住者が前條の規定に基く返還の要求に応じない旨の申出があつたとき、又は起業者が、同條の規定にかかわらず、第二條第一項に規定する期日までに居住者を立ち退かせないときは、当該居住者に対して十日以上の期間を定めて建物等の明渡を命ずるものとする。

（建物等の原状回復）

第五條　起業者は、建物等を返還する場合においては、建物等の所有者の請求により、当該建物等を使用権の設定される前の用途に供するために変除がある部分を原状に復し、又は当該部分を原状に復するために必要な費用を補償しなければならない。

2　都道府県知事は、起業者と前項の原状回復又は補償を行わせることが適当でなく、且つ、建物等の所有者の申出により必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、起業者（市町村である起業者を除く。）に代つて当該建物等を使用権の設定される前の用途に供するために変除がある部分を原状に復し、又は当該部分を原状に復するために必要な費用を補償しなければならない。

3　前二項の規定により当該建物等を原状に復するための工事の内容及び工事を完了すべき時期又は当該建物等を原状に復するために必要な費用として補償すべき金額及びその支拂時期については、都道府県知事が収用委員会の裁決を経て定める。

4　都道府県知事は、前項の規定による決定をしたときは、起業者及び建物等の所有者並びに当該建物等に関して所有権以外の権利を有する者（以下「関係者」という。）に通知しなければならない。但し、都道府県知事が過失なくて関係者を確知することができないときは、その者に対しては通知することを要しない。

（公営住宅への優先入居）

第六條　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）に基く公営住宅を設置している地方公共団体は、第三條の規定によつて起業者が居住者を立ち退かせようとする場合又は第四條の規定によつて都道府県知事が建物等の明渡を命ずる場合においては、居住者に適当な立退先がないときは、当該公営住宅にその居住者を他の申込者に優先して入居させなければならない。但し、左の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一　家賃を著しく滞納し、その他当該建物等の使用に関して著しく不誠実な行為のあつた者

二　公営住宅法第十七條に規定する入居資格を欠く者

2　前項の場合において、地方公共団体は、建物等の所在地を管轄する都道府県知事が公営住宅に入居させるべき者の数、入居させるべき公営住宅の種別その他居住者を公営住宅に入居させるために必要な事項について関係地方公共団体の意見を聞いて定めるところに従わなければならない。

（使用権の消滅した建物等への準用）

第七條　第三條（第一項を除く。）から前條までの規定は、旧令第二條の規定に基いて使用権が設定された

建物等で、この法律施行の際、既に使用権の存続期間が満了して更新の手続がとられていないにかかわらず、当該使用権の設定を受けた者（その承継人を含む。以下「使用者」という。）が現に居住者を入居させているものについて準用する。この場合において、第三條第一項中「前條第一項の規定によつて存続することとなつた使用権を有する者（その承継人を含む。以下「起業者」という。）」とあり、又は第四條から第六條までの中「起業者」とあるのは「使用者」と、第三條第一項中「同項に規定する期日までの間においてなるべくすみやかに」とあり、又は第四條中「第二條第一項に規定する期日までに」とあるのは「すみやかに」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、建物等の所有者が使用権の存続期間が満了した後建物等が返還されるまでの間において生じた損害に対する賠償の請求を使用者に対してすることを妨げない。

（国の補助）

第八條　国は、第五條（前條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて建物等を原状に復し、又は原状に復するために必要な費用を補償するために要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（出訴期間の特例）

第九條　第五條第三項（第七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の決定に対して不服のある者は、当該決定の通知を受けた日から一月以内に裁判所に出訴することができる。

（旧令の効力に関する経過規定）

第十條　旧令第十三條ノ五の規定は、同令第十三條ノ三の規定による命令に基いてした賃貸借については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

2　第六條の規定は、昭和二十八年三月三十一日以前に都道府県知事が前項の規定によりなお効力を有する旧令第十三條ノ五第二項の規定に基いて賃借人に立退を命ずる場合に準用する。

第十一條　旧令第十條第三項、第四項及び第六項並びに第十一條の規定は、この法律施行前に存続期間が満了し、又は取り消された使用権に係る同令第十條第一項の規定による損失補償の金額については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

2　前項の規定による損失補償の金額でこの法律施行前に定められていないものについては、都道府県知事が收用委員会の議決を経て定める。

第十二條　旧令は、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭二七、三、二九）

◉閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律

1　閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社（以下「統制会社」という。）が旧蚕糸業統制法（昭和十六年法律第六十七号）第四十二條第一項（繭糸価格安定資金の積立）の規定により積み立てた繭糸価格安定資金は、蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）附則第九項（主務大臣の指定する蚕糸業会への繭糸価格安定資金の引渡）の規定にかかわらず、国に引き渡さなければならない。

2　統制会社に対し法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）附則第五條（昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算所得に対する法人税に関する経過規定）の規定により法人税を課し、及び特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十五條第二項（昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算純益に対する営業税に関する経過規定）の規定により営業税を課するについては、前項の規定により統制会社が国に引き渡すべき繭糸価格安定資金は、それぞれ、旧法人税法（昭和十五年法律第二十五号）による清算所得及び

旧営業税法（昭和十五年法律第三十三号）による清算純益の計算上、残余財産の価額から控除する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭二七、三、二九）

◉郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律

第一條　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十一條　一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2　前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その減失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

第十一條の二　固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

第十四條の二　この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2　前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第二十二條　この会計の歳入歳出予算は、歳入については、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。

（前渡資金の計理）

第三十四條の二　この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十一條　一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2　前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

第十一條の二　固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

2　前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十四條に次の二項を加える。

2　前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3　前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

第十四條の二　この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2　前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第二十二條　この会計の歳入歳出予算は、歳入については、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。

（前渡資金の計理）

第三十四條の二　この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十一條　一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2　前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

第十一條の二　固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

2　前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十四條に次の二項を加える。

2　前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3　前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

第十四條の二　この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2　前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第二十二條　この会計の歳入歳出予算は、歳入については、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。

（前渡資金の計理）

第三十四條の二　この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十一條　一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2　前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

第十一條の二　固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

2　前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十四條に次の二項を加える。

2　前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3　前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

第十四條の二　この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2　前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第二十二條　この会計の歳入歳出予算は、歳入については、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。

（前渡資金の計理）

第三十四條の二　この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に「、物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「、積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十一條　一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2　前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（価額の改定等の場合の計理）

第十一條の二　固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

2　前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十四條に次の二項を加える。

2　前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3　前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（資産外物品の作業資産への繰戻）

第十四條の二　この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2　前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

法律第二十二号（昭二七、三、三一）

◉国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三條の表中「帯広農業専門学校」、「盛岡農林専門学校」、「東北大学附属医学専門部」、「宇都宮農林専門学校」、「千葉医科大学附属医学専門部」、「東京大学附属医学専門部」、「東京農林専門学校」、「東京美術学校」、「東京音楽学校」、「東京高等師範学校」、「東京農業教育専門学校」、「東京体育専門学校」、「東京工業大学附属予備部」、「東京女子高等師範学校」、「新潟医科大学附属医学専門部」、「金沢高等師範学校」、「岡崎高等師範学校」、「岐阜農林専門学校」、「京都大学附属医学専門部」、「奈良女子高等師範学校」、「鳥取農林専門学校」、「岡山医科大学附属医学専門部」、「広島高等師範学校」、「広島女子高等師範学校」、「九州大学附属医学専門部」、「宮崎農林専門学校」及び「鹿児島農林専門学校」を削り、同表北海道大学の項中「農学部」を「農学部　獣医学部」に、同表茨城大学の項中「工学部」を「工学部　農学部」に、同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「学芸学部　工学部」に改める。

（大蔵・郵政・電気通信・内閣総理大臣署名）

第三條の二の表中

国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
小樽商科大学短期大学部	北海道小樽市	小樽商科大学
福島大学経済短期大学部	福島県福島市	福島大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県千葉市	千葉大学

を

に改める。

第四條の表中

東北大学	金属材料研究所	鉄鉱その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究
	農学研究所	東北地方における農産（林産及び畜産を含む。）及び水産に関する学理並びにその応用の研究
	選鉱製錬研究所	重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究
	抗酸菌病研究所	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	科学計測研究所	科学計測に関する学理及びその応用の研究
	高速力学研究所	高速力学に関する学理及びその応用の研究
	電気通信研究所	電気通信に関する学理及びその応用の研究
	非水溶液化学研究所	非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究
	ガラス研究所	ガラスに関する学理及びその応用の研究
東京大学	伝染病研究所	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
	東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
	地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
	理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
	社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
	新聞研究所	新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
	史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
	生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
千葉県	金属材料研究所	鉄鉱その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究
	農学研究所	東北地方における農産（林産及び畜産を含む。）及び水産に関する学理並びにその応用の研究

を

に、

東京大学	伝染病研究所	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
	東京天文台	天文学に関する学理及びその応用の研究並びに天象観測、暦書編製、時の検定に関する事務
	地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
	地震研究所	国民生活に必要なる資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究
	理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
	社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
	新聞研究所	新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
	史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
	生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
千葉県	金属材料研究所	鉄鉱その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究
	農学研究所	東北地方における農産（林産及び畜産を含む。）及び水産に関する学理並びにその応用の研究

を

に、

北海道大学	理学部	臨海実験所、海草研究施設
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	植物園、農場、演習林
	水産学部	練習船

に、

同表東北大学の項中「臨海実験所」を「臨海実験所、地震観測所」に、「看護学校」を「看護学校、助産婦学校」に、同表中

茨城大学	教育学部	小学校、中学校
	農学部	農場

を

に、同表群馬大学の項中「病院」を「病院、病院分院」に、同表東京医科歯科大学の項中「病院」を「病院、歯科衛生士学校、歯科技工士学校」に、同表中

東京水産大学	水産学部	実験実習場、練習船

を

お茶の水女子大学	文教育学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

に、同表金沢大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表岐阜大学の項中「中学校」を「小学校、中学校」に、同表中

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
名古屋大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

を

第五條の表中

北海道大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	植物園、農場、演習林

を

に、同表広島大学の項中「中学校、高等学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表中

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船

を

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

に、同表大阪大学の

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
名古屋大学	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

を

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

に、同表東京大学の

東京大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船

を

東京大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

に、同表東北大学の

東北大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

を

東北大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

に、同表名古屋大学の

名古屋大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

を

名古屋大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

に、同表京都大学の

京都大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

を

京都大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

に、同表大阪大学の

大阪大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

を

大阪大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

に、同表広島大学の項中「中学校、高等学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表中

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船

を

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

に、同表大阪大学の

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
	教育学部	中学校、高等学校
名古屋大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

を

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

に、同表東京大学の

東京大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船

を

東京大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

に、同表東北大学の

東北大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

を

東北大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

に、同表名古屋大学の

名古屋大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

を

名古屋大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

に、同表京都大学の

京都大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

を

京都大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林、牧場

項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」に、同表中

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

を

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園

に、同表東京大学の項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げるものを除く外、東京教育大学に附属の小学校、中学校及び高等学校を置く。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、四七五人
北海道学芸大学	七〇一人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇一人
帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七四人
東北大学	五、六四八人
秋田大学	一、〇〇二人
山形大学	一一八人
福島大学	八八四人
茨城大学	二九八人
宇都宮大学	二八八人
群馬大学	一、一二三人
埼玉大学	九五九人
千葉大学	三一二人
東京大学	五、六四八人
東京医科歯科大学	一、〇〇二人
東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	八八四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人
東京教育大学	一、一二三人
東京工業大学	九五九人
お茶の水女子大学	三一二人
一橋大学	三〇七人
東京水産大学	二九六人
横浜国立大学	六〇八人
新潟大学	一、四五一人
富山大学	四七五人
金沢大学	一、五九六人
福井大学	三五九人
山梨大学	三九一人
信州大学	一、三〇九人
岐阜大学	五〇二人
商船大学	二四〇人
静岡大学	七七六人
名古屋大学	一、九〇三人
愛知学芸大学	五六一人
名古屋工業大学	二五〇人
三重大学	四五二人
滋賀大学	二九三人
京都大学	三、二九〇人
京都学芸大学	三一四人
電気通信大学	一四五人
京都工芸繊維大学	三三七人
大阪大学	二、五五九人
大阪外国語大学	一〇一人
大阪学芸大学	六四二人
神戸大学	九八五人
奈良学芸大学	二四九人
奈良女子大学	二三一人
和歌山大学	三〇四人
鳥取大学	八四八人
島根大学	三三八人
岡山大学	一、三八一人
広島大学	一、三二九人
山口大学	六八二人
徳島大学	九二三人
香川大学	三四九人
愛媛大学	五三四人
高知大学	三六三人
福岡学芸大学	四六九人
九州大学	二、七九六人
九州工業大学	二一六人
佐賀大学	三〇九人
長崎大学	一、一三九人
熊本大学	一、三八二人
大分大学	三四四人
宮崎大学	四六六人
鹿児島大学	八〇〇人

別表第二

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	五三人
詫間電波高等学校	六一人
熊本電波高等学校	五一人
富山商船高等学校	四九人
鳥羽商船高等学校	四九人
広島商船高等学校	四九人
大島商船高等学校	四九人
弓削商船高等学校	四八人

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　第三條の改正規定により廃止された学校の職員

は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭和二七、三、三一）

◉国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、国際的に供給が不足する物資等の需給を調整することにより、国民経済の健全な発展を図るとともに、国際経済の円滑な運行に寄与することを目的とする。

（需給調整）

第二條 主務大臣は、左に掲げる物資の需給を調整するため特に必要があるときは、経済安定本部総裁が定める方策に基き、その物資の割当若しくは配給に関し必要な命令をし、又はその使用、譲渡若しくは譲受若しくは引渡の制限若しくは禁止を命ずることができる。但し、その割当又は配給に関し必要な命令をすることができる物資は、別表に掲げるものに限るものとする。

一 国際的に供給が不足するため條約、協定その他の国際的取極により、割当、使用の制限又は禁止その他の需給の調整のためにする措置がなされている物資

二 国民経済の運行を確保するため必要な物資であつて、国際的に供給が不足するためその輸入が特にその輸出国において輸出の制限を行つているもの

三 国内において供給が特に不足する物資であつて、その需給の調整を行わないときは、国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるもの

2 主務大臣は、前項各号に掲げる物資の需給を調整するため特に必要がある場合において、同項の規定による命令又は処分をもつてしては、なお国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、経済安定本部総裁の同意を得て、その物資を所有する者に対し、譲渡の時期、価格、相手方その他必要な事項を指定して物資の譲渡を命ずることができる。

3 前項の規定により主務大臣が指定する価格は、時価を基準とする適正なものでなければならない。

4 政府は、政令で定めるところにより、第二項の規定による命令により生じた損失を補償する。

5 第二項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定若しくは同項の規定に基く主務大臣の命令又は第二項の規定による処分に不服がある者は、経済安定本部総裁に対し、不服の申立をすることができる。

7 経済安定本部総裁は、前項の不服の申立があつたときは、その申立をした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

8 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

（物資需給調整審議会）

第三條 経済安定本部に、物資需給調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第四條 審議会は、経済安定本部総裁の諮問に応じ、経済安定本部総裁が第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関し定める方策に関して審議し、その結果を経済安定本部総裁に報告する。

2 審議会は、特に必要があるときは、前項に規定する事項に関して、経済安定本部総裁に建議することができる。

第五條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

2 会長は、経済安定本部総務長官をもつて充てる。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、経済安定本部総裁が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもの外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告及び検査）

第六條 主務大臣は、第二條の規定の適用に関して、左に掲げる事項につき、関係者から報告を取ることができる。この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、その職員に事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

一 物資の割当又は配給

二 物資の生産、使用、譲渡若しくは譲受又は引渡

三 物資の在庫又は生産設備の状況

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

（罰則）

第八條 第二條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十八年四月一日に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いてした命令のうち左に掲げるものについては、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日まで、なおその効力を有する。

石油製品配給規則（昭和二十四年総理庁令、大蔵省令、法務庁令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号）消防用指定生産資材及び石油製品の割当の権限の一部の委任に関する総理府令（昭和二十四年総理府令第十六号）

砂糖需給調整規則（昭和二十四年農林省令第四十二号）

農林水産用石油製品割当規則（昭和二十四年農林省令第百十四号）

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令（昭和二十四年通商産業省令第五十六号）

自動車用石油製品割当規則（昭和二十六年運輸省令第百六号）

運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令（昭和二十四年運輸省令第六十八号）

船舶用石油製品割当規則（昭和二十四年運輸省令第七十一号）

建設用石油製品割当規制（昭和二十四年建設省令第二十九号）

くす使用制限規則（昭和二十五年農林省令第八十二号）

指定消費者用石油製品配給規則（昭和二十五年通商産業省令第六十号）

外国自動車譲受規則（昭和二十六年通商産業省令、運輸省令第一号）

4 前項の規定により臨時物資需給調整法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用につ

いては、同法は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項に基く命令」を「国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）第二條第六項」に改める。

第十五條第一項の麦中物資需給調整審議会の項を次のように改める。

物資需給調整審議会	国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

6　経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第八号の次に次の一号を加える。

九　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

7　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第一項中「農林大臣ハ」の下に「経済安定本部総裁ガ定ムル方策ニ基キ」を加える。

8　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第七号を次のように改める。

七　削除

9　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條　削除

10　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七　削除

別表

一　ニツケル及びニツケル含有物（故及びくずを含む。）

二　コバルト及びコバルト含有物（故及びくずを含む。）

三　タングステン及びタングステン含有物（故及びくずを含む。）

四　モリブデン及びモリブデン含有物（故及びくずを含む。）

五　白金及び白金含有物（故及びくずを含む。）

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・商産業・運輸・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二十四号（昭二七、三、三一）

◉商船管理委員会の解散及び清算に関する法律

（通則）

第一條　商船管理委員会（以下「委員会」という。）の解散及び清算に関しては、この法律の定めるところによる。

（解散の登記）

第二條　委員会が運輸大臣の命令により解散したときは、委員会の清算人は、遅滞なく、委員会の主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その解散の登記をしなければならない。

（委員会の存続）

第三條　委員会は、解散した後でも、清算の目的の範囲内において、その清算の結了まで、なお存続するものとみなす。

（清算人の指名等）

第四條　清算人は、運輸大臣が解散前の委員会の役員又は職員の中から指名した者がなる。

2　運輸大臣は、清算人が法令に違反し、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

（清算人の代表権）

第五條　清算人は、委員会を代表する。

（清算人の登記）

第六條　清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2　清算人は、前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（清算人の職務権限）

第七條　清算人は、左の職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立及び債務の弁済

三　残余財産の引渡

2　清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

（清算費用の支出）

第八條　清算人は、委員会の昭和二十七年度の収入金及び昭和二十六年度剰余金を国に納付しないで、清算に必要な経費の支拂に充てることができる。

（清算事務の監督）

第九條　清算人は、就任の後直ちに委員会の財産の現況を調査して、財産目録及び貸借対照表を作成し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2　清算人は、前項の承認を得た財産目録及び貸借対照表につき会計検査院の検査を受けなければならない。

（清算行為の特則）

第十條　清算人が左の行為をするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

一　委員会の財産の処分

二　訴の提起

三　和解契約又は仲裁契約の締結

四　権利又は利益の放棄

五　契約の更改

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（債権債務の承継）

第十一條　運輸大臣は、委員会の清算事務の結了を促進するため必要があると認めるときは、委員会の債権又は債務で昭和二十七年九月三十日までに取立又は弁済をすることが困難なものを告示する。

2　運輸大臣は、前項の告示をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3　第一項の告示があつたときは、国は、その告示の日において、告示に係る債権又は債務を承継する。

（訴訟の受継）

第十二條　前條第三項の規定により国が承継した債権又は債務に係る委員会を当事者とする訴訟であつて、債権又は債務の承継の日において現に係属しているものは、その日において、国が受け継ぐ。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）中訴訟手続の中断及び受継に関する規定は、前項の規定により国が訴訟を受継した場合に準用する。

（債権者に対する催告）

第十三條　清算人は、その就任の日から一箇月以内に、少くとも三回の公告をもつて、債権者に対し、二箇月以内にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。

2　前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4　清算人は、知れている債権者を清算から除斥することができない。

（除斥された債権者に対する弁済）

第十四條　清算から除斥された債権者は、委員会の債務完済後まだ国庫に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることができる。

（残余財産の帰属）

第十五條　委員会の残余財産は、国庫に帰属する。

（清算書類提出の義務）

第十六條　清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに清算報告書を作成し、運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　前項の清算報告書には、清算に関する重要な書類、委員会の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければならない。

3　清算人は、第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた清算報告書につき、会計検査院の検査を受け

なければならない。

（清算結了の時期）

第十七條　委員会の清算は、遅くとも昭和二十七年九月三十日までに結了しなければならない。

（清算結了の登記）

第十八條　清算人は、第十六條第一項の承認及び同條第三項の検査があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

（登記手続）

第十九條　第六條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の就任を証する書面を添附しなければならない。

2　第六條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十條　清算結了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たこと及び同條第三項の検査を受けたことを証する書面を添附しなければならない。

第二十一條　この法律の規定による登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2　前項の登記は、統制団体登記簿に記載して行う。

第二十二條　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十九條ノ二、第百四十二條から第百五十條まで、第百五十條ノ三から第百五十一條ノ六まで、第百五十四條から第百五十六條ノ二まで及び第百五十七條の規定は、この法律の規定による登記に準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（他の法律の改廃）

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のように改める。

一　商船管理委員会の清算を監督すること。

第二十三條第二項第二号を次のように改める。

二　商船管理委員会の清算の監督に関すること。

第二十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭和二十七年法律第二十四号）第十一條の規定により国が承継した債権又は債務の処理に関すること。

（法務総裁・大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号（昭二七、三、三一）

◉森林火災国営保険法の一部を改正する法律（衆法）

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項、第十條第一項及び第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條　保険ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団トス

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及第十四條　削除

第二十一條を次のように改める。

第二十一條　削除

第二十四條第一項及び第二項中「市町村」の下に「又ハ森林組合若ハ森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存する保険契約については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭二七、三、三一）

◉松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林病害虫等防除法

第一條、第二條、第六條第一項、第七條第一項及び第十二條を除き、「松くい虫等」を「森林病害虫等」に改める。

第一條中「松くい虫等その他の森林病害虫」を「森林病害虫等」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「森林病害虫等」とは、樹木又は林業種苗に損害を與える松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、バイラス及び鼈類であつて政令で定めるものをいう。

第三條第一項第四号を第六号とし、同項第三号中「伐採木等」を「指定種苗又は伐採木等」に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　森林病害虫等の附着している樹木又は指定種苗（樹木の種子及び苗であつて農林大臣の指定するものをいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者に対し、森林病害虫等並びにその附着している枝條又は指定種苗の焼却を命ずること。

四　森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

第三條第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同條第四項中「樹木」の下に「、指定種苗」を加える。

第四條第一項中「第一号、第二号又は第四号」を「第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木」の下に「、指定種苗」を加える。

第四條第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第五條第二項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事は、森林病害虫等を驅除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林病害虫防除員に、森林、苗畑又は貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝條、樹皮又は指定種苗を收去させることができる。

第七條第一項を次のように改める。

当該官吏又は森林病害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病害虫等が附着していると認めるとき、又は伐採木等に森林病害虫等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して第三條第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行うべき旨を指示することができる。

一　措置を行うべき期間

二　森林病害虫等の種類

三　行うべき措置の内容

四　その他必要な事項

第七條第二項中「その指示に従わない」を「同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行わない」に、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第八條第一項中「又は前條第二項」を「、前條第一項の規定による指示又は同條第二項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の命令又は前條第一項の指示に係る場合にあつては、幹若しくは根株のほか皮又は枝條、樹皮、指定種苗若しくは森林病害虫等の燒却又は薬剤による防除の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三條第一項第五号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

第十條中「樹木」の下に「、指定種苗」を加える。

第十二條を次のように改める。

（通報義務）

第十二條　森林病害虫等が発生してまん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

第十三條第一号中「第三号」を「第五号」に改める。

第十四條第一号中「第四号」を「第六号」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者

二　第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項但書中「森林病害虫」を「森林病害虫等」に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭二七、三、三一）

◉農林漁業資金融通法の一部を改正する法律

農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4　農林漁業者の共同利用に供する施設の造成に必要な資金のうち農業倉庫（木炭の保管を主たる目的とするものを除く。）の造成に係る資金であつて、昭和二十七年度において貸付を行うものの利率は、第三條の規定にかかわらず、年四分とする。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭二七、三、三一）

◉漁船損害補償法（衆法）

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　漁船保険組合
第一節　通則（第四條―第十二條）
第二節　設立（第十三條―第二十一條）
第三節　組合員（第二十二條―第二十九條）
第四節　漁船保険事業（第三十條―第五十四條）
第五節　管理（第五十五條―第七十四條）
第六節　解散及び清算（第七十五條―第八十七條）
第七節　登記（第八十八條―第百八條）
第八節　監督（第百九條―第百十三條）
第三章　政府の再保険事業（第百十四條―第百二十六條）
第四章　漁船保険中央会（第百二十七條―第百三十八條）
第五章　保険料の負担及び補助金の交付（第百三十九條―第百四十三條）
第六章　罰則（第百四十四條―第百四十六條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁船につき、不慮の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし、もつて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

（漁船損害補償）

第二條　漁船損害補償は、漁船保険組合が行う漁船保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

（定義）

第三條　この法律において「漁船保険」とは、保険の目的たる漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二條第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。）につき、滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する相互保険をいう。

2　漁船保険は、特殊保険及び普通保険とし、「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる事故（以下「特殊保険事故」という。）を保険事故とする保険をいい、「普通保険」とは、特殊保険事故以外の事故（以下「普通保険事故」という。）を保険事故とする保険をいう。

第二章　漁船保険組合

第一節　通則

（目的）

第四條　漁船保険組合（以下「組合」という。）は、組合員の所有する漁船につき、漁船保険事業を行うことを目的とする。

（組合の人格）

第五條　組合は、法人とする。

（組合の住所）

第六條　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（組合の種類及び区域）

第七條　組合は、地域組合及び業態組合とする。

2　地域組合の区域は、都道府県の区域とする。但し北海道及び兵庫県の区域において設立されるものについては、省令で特別の定をすることができる。

3　業態組合とは、政令で定める特定の漁業に従事する特定の漁船のみを保険の目的とする組合をいう。

（組合の名称）

第八條　組合の名称中には、「漁船保険組合」という文字を用いなければならない。

2　組合でないものは、その名称中に、「漁船保険組合」という文字を用いてはならない。

（登記）

第九條　この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（組合の事業年度）

第十條　組合の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（非課税）

第十一條　組合がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

第十二條　この法律による漁船損害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

第二節　設立

（発起人）

第十三條　組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

（設立準備会）

第十四條　発起人は、あらかじめ組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2　前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第十五條　設立準備会においては、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の中から定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2　定款作成委員は、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上でなければならない。

3　設立準備会の議事は、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）

第十六條　定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3　定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、区域及び組合員たる資格に関する

規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6　前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

7　創立総会については、第二十八條、第二十九條第二項及び第三項並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。

（設立の認可の申請）

第十七條　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款及び事業計画書を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　発起人は、農林大臣の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第十八條　農林大臣は、前條第一項の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反するとき。

二　定款又は事業計画のうち、主要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2　農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、遅滞なく発起人に対してその旨を書面で通知しなければならない。

（理事への事務の引渡）

第十九條　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

（成立の時期）

第二十條　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（定款に記載すべき事項）

第二十一條　組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　区域
四　事務所の所在地
五　事業
六　保険の目的及び保険料率
七　準備金の積立及び管理の方法に関する規定
八　剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
九　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
十　事業の執行に関する規定
十一　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
十二　公告の方法
十三　存立の期間又は解散の事由

2　農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

第三節　組合員

（組合員たる資格）

第二十二條　組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の所有者で、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。

（組合員たる地位）

第二十三條　設立当時の組合員は、組合の定款で定める期間内に保険料の支拂をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

2　組合設立後に組合員になろうとする者が組合に保険料の支拂をしたときは、その者は、その時（定款で別段の定をしたときはその日）から組合員となる。

（脱退）

第二十四條　組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。

2　組合員は、左の事由によつて脱退する。但し、第一号の場合については、組合の定款で別段の定をすることができる。

一　保険関係の全部の消滅
二　組合員たる資格の喪失
三　死亡又は解散
四　破産
五　除名

（保険の目的の譲受人等）

第二十五條　保険の目的たる漁船の譲受人が、第三十三條第一項の規定により当該漁船につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。

2　前項の規定は、第三十三條第三項の規定による保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

（除名）

第二十六條　除名の事由は、定款で定める。

2　除名は、総会の決議によつて行うものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

3　除名については、第六十九條第一項の規定を準用する。

4　除名は、除名した組合員に対してその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（脱退の効果）

第二十七條　組合員が第二十四條第一項及び同條第二項第二号から第五号までの規定により脱退したときは、第二十五條の規定に該当する場合の外は、保険関係は、消滅する。

2　組合員は、組合を脱退したときでも、脱退の日の属する事業年度の逋徴金及び保険金額の削減に関しては、その義務を免かれることができない。

（議決権）

第二十八條　組合員は、各々一箇の議決権を有する。

第二十九條　組合員は、定款の定めるところにより、第六十二條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第四節　漁船保険事業

（保険の目的）

第三十條　保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とし、業態組合にあつては政令で定める漁業に従事する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの、地域組合にあつては業態組合の保険の目的となつていない漁船とする。但し、地域組合については、業態組合の保険の目的となつていない漁船であつても、水産業協同組合以外の法人で常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができない。

2　漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

3　前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替えるものとする。

（保険引受の拒否の制限）

第三十一條　組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から、保険の申込があつたときは、これに対して正当の事由がなければ、保険の引受を拒むことができない。

（付保の義務等）

第三十二條　漁業協同組合の地区内にその住所を有し且つ政令で指定する漁船を所有する者（以下本條において「指定漁船の所有者」という。）の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船の所有者のすべての者（同意があつた後指定漁船の所有者となつた者を含む。）は、その所有する当該漁船の全部につき、普通保険に付さなければならない。

2　前項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区を区域内に含む市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項

の市にあつては区)又は特別区(以下「市町村」という。)長にその旨を通知するものとし、その通知を受けた市町村の長は、その旨及び前項の規定の適用を受ける地区を公示しなければならない。

3　第一項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区の漁業協同組合に対し、その同意を証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船の所有者が組合に支拂うべき保険料を集収してその者に代り組合に拂い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

4　前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船で保険の目的たるべきものにつき普通保険に付することに関し前項と同様の申出があつたときは、正当な事由がある場合の外は、当該漁船についても、前項の事業を行わなければならない。

5　第三項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行うことができる。

6　第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

7　組合は、第三項の事業を行う漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

8　第一項から第五項までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的の譲渡)

第三十三條　保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、保険関係に関する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

2　組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受人に通知して、前項の権利義務の承継を拒むことができる。

3　前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継があつた場合に準用する。

(組合のてん補責任)

第三十四條　組合は、保険の目的たる漁船の滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する。

2　前項の事故及びてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

(保険関係の成立等)

第三十五條　保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

2　組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

(保険期間)

第三十六條　保険期間は、一年とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

(保険証券の交付及び記載事項)

第三十七條　組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2　保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

(危險の消滅)

第三十八條　組合は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中その負担した危險が消滅したときは、定款の定めるところにより、保険料の一部を組合員に拂い戻すことができる。

2　前項の規定によつて保険料の拂戻をする場合及び拂戻をする額の制限は、政令で定める。

(消徴金)

第三十九條　組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支拂わせることができる。

2　前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

(相殺できない場合)

第四十條　組合員は、組合に支拂うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(保険金額の削減)

第四十一條　組合は、保険金額の支拂に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2　組合が前項の規定によつて保険金額を削減する場

合であつても、そのてん補する額は、政府から支拂を受けた再保険金額を下つてはならない。

(損害防止軽減の義務)

第四十二條　組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(組合員の通知義務)

第四十三條　組合員は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第四十四條　組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ組合に通知しなければならない。

2　保険の目的たる漁船の危險が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の保険の目的の調査等)

第四十五條　組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の免責事由)

第四十六條　左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一　保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二　組合員が、保険の目的たる漁船につき、事故による損害防止又は軽減を怠つたとき。

三　組合員が、第四十三條の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四　組合員が、第四十四條第一項の規定による通知を怠り、又は同條第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

五　組合員が、前條の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第四十七條　組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十八條　組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十九條　組合は、特殊保険の引受をした場合であつても、捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた損害は、特約がなければ、てん補する責を負わない。

(委付の原因)

第五十條　左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

一　漁船が沈没したとき。

二　漁船の行方が知れなくなつたとき。

三　漁船が修繕することができなくなつたとき。

四　漁船が捕獲、拿捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2　前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

(責任準備金の積立)

第五十一條　組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

第五十二條　組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

(剰余金の分配)

第五十三條　組合は、定款の定めるところにより、組合員が拂い込んだ保険料の額に比例して、剰余金の分配をすることができる。

(商法の準用)

第五十四條　組合の漁船保険については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百三十一條から第六百三十九條まで、第六百四十二條から第六百四十六條まで、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで(損害保險の総則)、第八百三十四條

第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで（保險契付）の規定を準用する。この場合において、第六百六十三條中「保險料支拂ノ義務」とあるのは「保險料支拂ノ義務及ヒ泊徴金支拂ノ義務」と、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六條第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及ヒ第四号」とあるのは「漁船損害補償法第五十條第一項第一号及ヒ第三号」と読み替えるものとする。

第五節　管理

（役員の定数及び選任）

第五十五條　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3　役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

4　組合の理事の定数の少くとも五分の三は、組合員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならない。

（役員の任期）

第五十六條　役員の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（役員の兼職禁止）

第五十七條　理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第五十八條　組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

（総会の招集）

第五十九條　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3　総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第六十條　組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第六十一條　理事の職務を行う者がないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な事由が招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）

第六十二條　組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第六十三條　理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に備えて置き、且つ、省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第六十四條　理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3　第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の解職の請求）

第六十五條　組合員は、総組合員の五分の一以上の連

署をもつて、その代表者から役員の解職を請求することができる。

2　前項の規定による解職の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款の違反を理由として解職を請求する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定による解職の請求は、解職の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による解職の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならない。この場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

5　第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

（役員に関する民法の準用）

第六十六條　理事については、民法第四十四條第一項（法人の損害賠償）、第五十二條第二項（理事の業務執行）及び第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、第五十九條（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

（総会の議決事項）

第六十七條　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

（総会の議事）

第六十八條　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員としてその総会の議決に加わることができない。

（定款の変更）

第六十九條　定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第十八條の規定を準用する。

4　農林大臣は、特殊保險の保險料率についての定款の変更を命ずることができる。

5　前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七條及び第一項から第三項までの規定により、定款変更の効力を生ずるものとする。

（総会に関する民法の準用）

第七十條　総会については、民法第六十四條（総会の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「漁船損害補償法第六十二條第三項」と読み替えるものとする。

（総代会）

第七十一條　組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、組合員でなければならない。

3　総代の定数は、十五人以上でなければならない。

4　総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の総代は、創立総会において選挙する。

5　総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

6　投票は、一人につき一票とする。

7　組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合が組合員に対してする通知は、第六十二條第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。

8　前項の掲示は、選挙の期日の少くとも十日前までにしなければならない。

9　総代については、第五十六條及び第六十五條の規定を準用する。

10　総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

（参事及び会計主任）

第七十二條　組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2　参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。

3　参事については、商法第三十八條第一項及び第三項（支配人の代理権）、第三十九條（共同支配人）、第四十一條（支配人の義務）並びに第四十二條（表見支配人）の規定を準用する。

第七十三條　組合員又は総代は、総組合員又は総総代の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

（退職手当）

第七十四條　組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定をしなければならない。

第六節　解散及び清算

（解散事由）

第七十五條　組合は、左の事由によつて解散する。

一　定款に定める存立の期間の満了又は解散事由の発生

二　総会の決議

三　組合の合併

四　破産

五　第百十一條第二項の規定による解散の命令

2　解散の決議については、第六十九條第一項の規定を準用する。

3　解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　組合は、第一項の事由による外、組合員が、地域人未満、業態組合にあつては五人未満になつたことによつて解散する。

5　組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

（解散の効果）

第七十六條　組合が解散したときは、合併の場合を除いては、保険関係は、終了する。

2　前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を拂い戻さなければならない。

（合併の手続）

第七十七條　組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。この場合には、第六十九條第一項の規定を準用する。

2　合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の場合には、第十八條の規定を準用する。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第七十八條　組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

（債権者の異議）

第七十九條　組合は、前條の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3　債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

（新設合併の手続）

第八十條　合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員の中からしなければならない。但し、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第五十五條第四項本文の規定を準用する。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第六十九條第一項の規定を準用する。

（合併の時期）

第八十一條　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十四條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第八十二條　合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第八十三條　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第八十四條　清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作

り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第八十五條　清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第八十六條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第八十七條　組合の解散及び清算については、民法第七十三條（清算法人）、第七十五條（清算人の解任）及び第七十六條（清算人の職務権限等）並びに第八十三條から第八十六條まで（清算人の選任、第七十六條（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六條（検査人の選任）、第三十七條ノ二（準用規定）、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六條（管轄裁判所）、第百三十七條（清算人の選任又は解任の裁判）及び第百三十八條（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「漁船損害補償法第八十三條」と読み替えるものとする。

第七節　登記

（設立の登記）

第八十八條　組合は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　第二十一條第一項第一号から第三号まで、第五号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

二　事務所

三　役員の氏名及び住所

3　組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所新設の登記）

第八十九條　組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を登記すればよい。

（事務所移転の登記）

第九十條　組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十八條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新

所在地においては四週間以内に第八十八條第二項の事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

（設立登記事項の変更の登記）

第九十一條　第八十八條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

（参事の登記）

第九十二條　組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

（解散の登記）

第九十三條　組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第九十四條　組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立した組合については第八十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第九十五條　清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2　前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第九十一條の規定を準用する。

（清算結了の登記）

第九十六條　組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第九十七條　組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2　登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第九十八條　組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

3　合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第七十九條第一項の規定による公告及び催告をしたこと、並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第九十九條　第八十八條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請）

第百條　組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第八十八條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3　組合の合併による変更の登記の申請については、第九十八條第一項及び第三項の規定を準用する。

（参事の登記の申請）

第百一條　参事の選任、第九十二條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

第百二條　第九十三條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3　農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その嘱託によつてする。

第百三條　第九十四條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅した組合の理事の申請によつてする。

2　前項の場合には、第九十八條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第百四條　第九十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第九十五條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

3　前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第百五條　組合の清算結了の登記は、清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（登記の期間の計算）

第百六條　登記すべき事項で農林大臣の認可を要するものは、その認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

（登記事項の公告）

第百七條　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第百八條　組合の登記については、非訟事件手続法第百三十九條ノ二、第百四十一條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第八節　監督

（業務又は財産状況の報告の徴取）

第百九條　農林大臣は、組合の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（業務又は会計状況の検査）

第百十條　組合員又は総代が、総組合員又は総代の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2　農林大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑があると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第百十一條　農林大臣は、第百九條の規定により報告を徴した場合又は前條の規定により検査を行つた場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員の解職、事業の停止、定款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2　組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

（議決、選挙又は当選の取消）

第百十二條　組合員又は総代が、総組合員又は総代の十分の一以上の同意を得て、総会又は総代会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、農林大臣はその違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

（権限の委任）

第百十三條　この章中に規定する農林大臣の権限は、

政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第三章　政府の再保険事業

（再保険者）

第百十四條　政府は、組合が漁船保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第百十五條　組合とその組合員との間に保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第百十六條　再保険金額は、保険金額の百分の九十とする。

（再保険料率）

第百十七條　再保険料率は、組合が農林大臣の認可を受けて定めた純保険料率と同率とする。

（危険の消滅）

第百十八條　政府は、組合が第三十八條の規定により保険料の拂戻をしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を拂い戻すことができる。

（保険引受の通知）

第百十九條　組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、省令の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を農林大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

（保険事故発生の通知）

第百二十條　組合は、保険事故が発生したと認めるときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を農林大臣に通知しなければならない。

（再保険の免責）

第百二十一條　左の場合には、政府は、政府ところにより、再保険金額の全部又は一部につき、その支拂の責を免かれることができる。

一　組合が法令又は定款に違反してん補したとき。

二　組合がてん補を不当に認定してん補したとき。

三　組合が不正の目的をもつて前二條の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

（委付等による政府の取得権利）

第百二十二條　組合は、省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の行使又は処分に関する事項を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

2　農林大臣が、前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額を支拂うものとする。

3　前項の規定により再保険金額の支拂を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分に要した費用を控除した残額のうち再保険金額の保険金額に対する割合によつて算出した金額を、遅滞なく政府に還付しなければならない。

4　前三項の規定は、第五十四條の規定で準用する商法第六百六十一條及び第六百六十二條（保険代位）の規定によつて、組合が権利を取得した場合に準用する。

（政府を相手方とする訴の提起）

第百二十三條　組合が、再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴を提起するには、漁船再保険審査会の審査を経なければならない。

2　前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（準用規定）

第百二十四條　政府の再保険については、商法第六百三十六條、第六百三十七條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十三條（損害保険の総則）の規定を準用する。

（審査会の設置及び権限）

第百二十五條　農林省に漁船再保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、第百二十三條の規定により、その権限に属させた事項を処理する。

（審査会の組織及び運営）

第百二十六條　審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

一　農林省の職員　三人

二　組合の役員　三人

三　学識経験者　三人

2　審査会に会長を置き、委員の互選した者をもつて充てる。

3　会長は、会務を処理し、審査会を代表する。

4　会長に事故があるときは、会長があらかじめ委員のうちから指定した者が、その職務を代行する。

5　委員は、非常勤とする。

6　前各項に規定するものを除く外、審査会の委員、議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　漁船保険中央会

（設立の目的）

第百二十七條　組合は、漁船保険事業の健全な発達を図るため漁船保険中央会を設立することができる。

（中央会の数）

第百二十八條　漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、全国を通じて一箇とする。

（設立）

第百二十九條　中央会を設立するには、五以上の組合が発起人とならなければならない。

（定款に記載すべき事項）

第百三十條　中央会の定款には、第二十一條第一項第一号から第五号まで及び第九号から第十三号までの事項並びに経費の賦課に関する事項を記載しなければならない。

（会員たる資格）

第百三十一條　中央会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

2　会員たる資格を有する者が中央会に加入をしようとするときは、中央会は、正当な事由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

（事業）

第百三十二條　中央会は、定款の定めるところにより、左の事業を行うものとする。

一　保険料率の算出

二　損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査及び指導

三　会員たる組合の委託によつてするその組合の漁船の調査及び保険の目的たる漁船についての損害の調査

四　漁船保険の普及宣伝

五　会員たる組合の職員の指導及び福利厚生

六　その他漁船保険事業の健全な発達を図るための調査及び指導

七　前各号の事業に附帯する事業

（保険料率）

第百三十三條　中央会は、定款の定めるところにより、会員たる組合に対して保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2　中央会が算出する保険料率は、組合の保険事業の健全な発達を図るための合理的且つ妥当なものでなければならず、又不当に差別的なものであつてはならず、且つ、会員たる組合を拘束するものであつてはならない。

3　会員たる組合は、その保険料率についての定款の変更につき農林大臣の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、且つ、自己のためにこれをしなければならない。

4　中央会は、保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならない。

5　会員たる組合は、中央会に対して前項の表及び資料の閲覧を求め、又はその表の写の交付を求めることができる。

（建議等）

第百三十四條　中央会は、漁船損害補償に関する重要事項につき、農林大臣の諮問に応じて答申する。

2　中央会は、漁船損害補償に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

（経費の賦課）

第百三十五條　中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

（役員の定数及び選挙）

第百三十六條　中央会に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、十人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3　役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

5　投票は、一人につき一票とする。

6　中央会の理事の定数の少くとも五分の三は、会員たる組合の役員又は参事でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合の役員又は参事でなければならない。

（総会の議決事項）

第百三十七條　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　毎事業年度の事業計画の設定又は変更

三　経費の賦課及び徴収の方法

四　毎事業年度内における借入金の最高限度

五　事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書

（準用規定）

第百三十八條　中央会の人格等に関する事項については、第五條、第六條及び第八條から第十二條までの規定を準用する。

2　中央会の設立に関する事項については、第十四條から第二十條まで、第二十一條第二項及び第二十九條第一項の規定を準用する。この場合において、第十五條第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六條第六項、第二十九條第一項及び第十六條第七項の規定で準用する第二十九條第二項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と読み替えるものとする。

3　中央会の会員に関する事項については、第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。この場合において、第二十四條第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七條第二項中「追徴金又は保険金額の削減」とあるのは「賦課金」と読み替えるものとする。

4　中央会の管理に関する事項については、第五十六條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで、第七十條及び第七十四條の規定を準用する。この場合において、第六十四條第一項中「損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは「收支決算書」と読み替えるものとする。

5　中央会の解散及び清算に関する事項については、第七十五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同條第二項から第五項まで並びに第八十三條から第八十七條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第四項中「合併及び破産」とあるのは「破産」と、第八十三條中「合併及び破産」とあるのは「破産」と読み替えるものとする。

6　中央会の登記に関する事項については、第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項及び第二項、第百二條並びに第百四條から第百八條までの規定を準用する。この場合において、第九十七條第二項中「合併及び破産」とあるのは「破産」と、第百四條中「組合員が、地域組合にあつては五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第八十三條中「合併及び破産」とあるのは「破産」と読み替えるものとする。

7　中央会の監督に関する事項については、第百九條から第百十二條までの規定を準用する。

第五章　保険料の負担及び補助金の交付

（保険料の負担）

第百三十九條　国庫は、第三十二條第一項の規定により保険に付した漁船及び政令で定める漁船についての同條第六項の政令で定める金額に相当する保険金額に対する純保険料の百分の五十を負担する。

2　前項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

第百四十條　前條第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支拂うべき保険料の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2　前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が政府に支拂うべき再保険料の一部に充てて、漁船再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（漁業協同組合事務費交付金の補助）

第百四十一條　政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第三十二條第七項の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金に第百四條から第百八條までの規定を準用する。この場合において、第九十三條中「合併及び破産」とあるのは「破産」と、第百四條中「組合員が、地域組合にあつては五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と読み替えるものとする。

の一部を補助することができる。

2　前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

（組合事務費補助金）

第百四十二條　政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。

（再保険事業に関する事務費の繰入）

第百四十三條　政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章　罰則

第百四十四條　第百九條（第百三十八條第七項において準用する場合及び第百十三條の規定により委任した場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百十條（第百三十八條第七項の規定により委任した場合を含む。）の規定において準用する場合及び第百十三條の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

2　組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

第百四十五條　左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二　この法律による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三　組合又は中央会がその目的でない事業をしたとき。

四　第二十六條第二項（第百三十八條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五條第五項（第七十一條第九項及び第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五　第五十一條及び第五十二條の規定に違反して剰余金を処分し、又は保険金額を削減したとき。

六　法令又は定款に違反して事業を行つたとき。

七　第五十七條（第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八　第五十九條第一項、第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。

九　第六十三條第一項又は第六十四條第一項（これらの規定を第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第六十三條第二項若しくは第六十四條第二項（これらの規定を第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

十　第七十八條又は第七十九條第一項若しくは第四項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十一　第八十四條又は第八十六條（これらの規定を第百三十八條第五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二　第八十五條（第百三十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財産を分配したとき。

十三　第八十七條（第百三十八條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四　第八十七條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五　第八十七條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第百四十六條　第八條第二項（第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭二七、三、三一）

◉漁船損害補償法施行法（衆法）

（漁船保険法の廃止）

第一條　漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）は、廃止する。

（旧組合）

第二條　漁船保険法（以下「旧法」という。）の規定による漁船保険組合（以下「旧組合」という。）であつて漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「新法」という。）の施行の際現に存するものについては、前條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2　旧組合であつて新法の施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（新組合への組織変更）

第三條　旧組合は、前條第二項の期間内に、新法の規定による漁船保険組合（以下「新組合」という。）となることができる。

2　前項の旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、総組合員の二分の一以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員たる資格を有する者の半数以上が出席した総会において、出席した組合員の二分の一以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員となる資格を有する者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

（組織変更の場合の制限）

第四條　旧組合が組織変更により新組合となる場合には、区域を変更することができない。

（組織変更の認可）

第五條　旧組合が第三條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく農林大臣に新定款を提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2　前項の申請に係る認可については、新法第十八條の規定を準用する。

（組織変更の登記）

第六條　旧組合は、組織変更の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

2　前項の登記には、新法第八十八條第二項の事項を掲げなければならない。

3　旧組合は、第一項の登記をすることによつて新組合となる。

4　第一項の登記については、新法第八十八條第三項、第九十八條第一項及び第九十九條の規定を準用する。

5　第一項の登記の申請書には、定款及び組織変更に関する総会の議事録を添附しなければならない。

6　第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

7　旧組合の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、職権でその旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

8　旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

9　前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

10　第七項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

11　前項の通知があつた場合には、第七項の規定を準用する。

（新組合が承継した旧保険関係の効力等）

第七條　旧法の規定による保険関係及び再保険関係であつて第三條の規定により新組合となつたものが旧組合から承継したこれらの保険関係及び再保険関係については、第一條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

第八條　新法の施行前に成立した保険関係及び再保険関係であつて新法の施行の際現に存するもの及び新法の施行後に旧法の規定により成立した保険関係及び再保険関係（新組合が旧組合から承継したものを含む。）についての保険料率その他必要な事項に関しては、政令の定めるところによる。

（旧法による保険の目的につき付保する業務が生じた場合等）

第九條　新法第三十二條第一項の規定により普通保険に付されることとなつた漁船又は政令で定める漁船であつて普通保険に付されることとなつた漁船が旧法の規定による保険の目的となつている場合において、当該漁船が新法の規定により普通保険に付されたときは、その時に旧法の規定による保険関係（旧法第十七條ノ二第一項の特約による保険の保険関係を除く。）は、消滅する。この場合において、旧法の規定による保険関係に係る保険料の拂戻その他必要な事項は、政令で定める。

（漁船保険組合補助）

第十條　旧組合で組織変更により新組合となつたものについての新法第百四十二條の規定の適用については、当該旧組合は、新法の施行の日に新組合になつたものとみなす。

（旧組合員が新組合の組合員たる資格を失つた場合等）

第十一條　旧組合が組織変更により新組合となつた場合に、その旧組合の保険の目的たるべき漁船がその新組合の保険の目的たるべき漁船に該当しなくなつたときでも、当該漁船につき当該保険期間満了の時まで、その保険関係は存続するものとし、且つ、当該漁船の所有者は新組合の組合員たるものとする。

（役員の任期）

第十二條　旧組合が新組合となつたときの理事及び監事の任期は、次の事業年度における通常総会（新組合が総会に代るべき総代会を設けた場合には通常総代会）の終了の時までとする。但し、その時までに任期の満了その他の事由により退任したものについては、この限りでない。

2　前項の規定は、旧組合が新組合となつた場合の総代の任期に準用する。

（旧法の罰則の規定の効力）

第十三條　この法律の施行前（第二條第一項及び第七條の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為に対する罰則の適用に関しては、旧法は、第一條の規定にかかわらず、この法律の施行後（第二條第一項の旧組合及び同條同項並びに第七條の規定による保険関係及び再保険関係については、それらの規定により効力を有する旧法の失効後）も、なおその例による。

（委任規定）

第十四條　この法律に規定するもの外、新法施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（事業者団体法の一部改正）

第十五條　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「ヲ　漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）」を「ヲ　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）」に改める。

（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第十六條　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

十　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章

（所得税法の一部改正）

第十七條　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「漁船保険組合、」の次に「漁船保険中央会、」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十八條　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「漁船保険組合、」の次に「漁船保険中央会、」を加える。

（水産庁設置法の一部改正）

第十九條　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「漁船保険」を「漁船損害補償」に改める。

第七條の六第一項中「漁船保険審査会」を「漁船再保険審査会」に、「漁船損害補償法（昭和十二年法律第二十三号）」を「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）」に、同條第二項中「漁船保険審査会」を「漁船再保険審査会」に、「漁船保険法」を「漁船損害補償法」に改める。

附　則

この法律は、新法施行の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭二七、三、三一）

◉失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「百分の二」を「千分の十六」に改める。

第三十六條第五項中「これを徴収しない。」の下に「但し、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

四　保険料について、滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五　保険料を納付しないことについてやむを得ない事情があると認められるとき。

第三十八條の十五第二項中「百分の二」を「千分の十六」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　失業保険法第三十條第一項の改正規定は、この法律の施行の日以後に失業保険法第三十四條第一項に規定する納付すべき期限の到来する保険料の額の算定について適用する。

3　この法律の施行の日の属する月の前の月以前の月を失業保険法第三十八條の十五第一項の規定により被保険者期間として計算することによつて同法第十五條第一項の規定に該当するに至つた者について、同法第三十八條の十五第二項の規定によりその月に支拂われた賃金額とみなされる額の算定を行う場合における保険料の額を除すべき数値は、同項の改正規定にかかわらず、百分の二とする。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭二七、三、三一）

◉船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬	
	月額	日額
第一級	四、〇〇〇円	一三〇円
	報酬月額	
	四、二五〇円未満	

第二級		四、五〇〇円
第三級		五、〇〇〇円
第四級		六、〇〇〇円
第五級		七、〇〇〇円
第六級		八、〇〇〇円
第七級		九、〇〇〇円
第八級		一〇、〇〇〇円
第九級		一二、〇〇〇円
第一〇級		一四、〇〇〇円
第一一級		一六、〇〇〇円
第一二級		一八、〇〇〇円
第一三級		二〇、〇〇〇円
第一四級		二二、〇〇〇円
第一五級		二四、〇〇〇円
第一六級		二六、〇〇〇円
第一七級		二八、〇〇〇円
第一八級		三〇、〇〇〇円
第一九級		三二、〇〇〇円
第二〇級		三四、〇〇〇円
第二一級		三六、〇〇〇円
一五〇円	四、二五〇円以上	四、七五〇円未満
一七〇円	四、七五〇円以上	五、五〇〇円未満
二〇〇円	五、五〇〇円以上	六、五〇〇円未満
二三〇円	六、五〇〇円以上	七、五〇〇円未満
二七〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
三〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
三三〇円	九、五〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
四〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
四七〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
五三〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
六〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
六七〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
七三〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満
一、〇七〇円	三一、〇〇〇円以上	三三、〇〇〇円未満
一、一三〇円	三三、〇〇〇円以上	三五、〇〇〇円未満
一、二〇〇円	三五、〇〇〇円以上	

第三十三條ノ三第二項第三号本文を次のように改める。

三　左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム為使用セラルルトキ但シ一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ場合ヲ除ク

第三十三條ノ九第二項中「三百円」を「三百七十円」に改める。

第四十六條第一項中「三年以上十五年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間三年以上十五年未満ナル者」に、同條第二項中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保険者ニシテ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十七條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十九條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者（第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク）ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者（第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク）ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3　この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三條ノ三第二項第三号の規定により同條第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同條第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、この者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同條同項同号の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三條ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭二七、三、三一）

◉新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律

（この法律の目的）

第一條　この法律は、児童の国民としての自覚を深めることに資するとともにその前途を祝うために、国が毎年度新たに小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に入学する児童に対し教科用図書を給與することを目的とする。

（教科用図書の給與）

第二條　国は、毎年度、小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部（以下「小学校」と総称する。）の第一学年に入学する児童に対し、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書（学年の中途において転学した児童については、その転学後においてその使用するものを除く。）を給與するものとする。

2　前項の教科用図書の給與は、国立の小学校については当該小学校を設置する大学の学長、都道府県立の小学校については都道府県の教育委員会、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）立の小学校については市町村の教育委員会（教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長とする。以下同じ。）、私立の小学校については当該小学校を設置する学校法人の理事長（以下「管理機関」と総称する。）が、国のために、それぞれ、当該小学校の校長を通じて行うものとする。

（監督及び報告等の義務）

第三條　管理機関は、前條第二項の規定による教科用図書の給與について、それぞれ、当該機長を監督し、政令で定めるところにより、給與した教科用図書の種類、その給與を受けた児童の数その他必要な事項を文部大臣に報告するとともに給與した教科用図書の価額の総額その他必要な事項を記載した証明書を当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

（調査及び報告）

第四條　文部大臣は、第二條第二項の規定により管理機関が行う教科用図書の給與に関する事務について、その実施の情況を調査し、及び管理機関をして必要な報告をさせることができる。

2　文部大臣は、前項に定める場合のほか、第二條第二項の規定により市町村の教育委員会又は学校法人の理事長が行う教科用図書の給與に関する事務について、それぞれ、都道府県の教育委員会又は都道府県知事に、その実施の情況を調査させ、及び市町村の教育委員会又は学校法人の理事長から必要な報告を取らせることができる。

（契約の締結）

第五條　国は、第二條第一項の規定による教科用図書の給與のため、当該教科用図書の発行者と、発行者が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十條第二項の規定により小学校に供給した教科用図書のうち第二條第二項の規定により管理機関が当該小学校の校長を通じて児童に対し給與した教科用図書について、その対価を第六條に定める方法により支拂うべき旨の契約を締結することができる。

（対価の支拂）

第六條　文部大臣は、教科用図書の発行者が第三條に規定する証明書を添えて前條の契約に係る対価につき適法な支拂請求書を提出したときは、その支拂請求書を受理した日から三十日以内に、代金を支拂わなければならない。

2　文部大臣は、前項の支拂請求書を受理した後、添附された証明書に誤があると認めた場合には、すみやかに、その事由を明示して、その旨を当該発行者に通知するとともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機関に、誤があるかどうかを調査し、誤がないときはその旨を附記し、誤があつたときはその誤を訂正した上これを返送することを命じなければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず、文部大臣は、返送に係る証明書に誤がないと認めた場合には、証明書が到着した日から三十日以内に、当該証明書に係る代金を支拂わなければならない。

3　当該年度の国の予算（追加予算を含む。）が成立しないため前二項の規定により難い場合における代金の支拂の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。

（損害の賠償）

第七條　教育委員会又は学校法人の理事長が第三條の規定による文部大臣に対する報告書又は発行者に交付する証明書（第六條第二項の規定により文部大臣に返送する証明書を含む。）に作為を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不当に国に損害を與えたときは、文部大臣は、当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に対してその損害を賠償させることができる。

2　文部大臣は、前項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該教育委員会又は当該学校法人の理事長に対し、文書をもつて示さなければならない。

3　教育委員会又は学校法人の理事長は、第一項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、文部大臣に対し、異議の申立をすることができる。

（都の特例）

第八條　この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に関しては、都は、市町村とみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律（昭和二十六年法律第四十九号）は、廃止する。

3　当分の間、学校法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学校法人の理事長とみなして、この法律の規定を適用する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第三十三号（昭二七、三、三一）

◉輸出信用保険法の一部を改正する法律

輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一條の前に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章　総則（第一條―第一條の七）

第二章　甲種保険（第二條―第五條）

第三章　乙種保険（第五條の二―第五條の四）

第四章　丙種保険（第六條―第十條）

第五章　丁種保険（第十一條―第十四條）
第六章　不服の申立（第十五條）
第七章　輸出信用保険審議会（第十六條―第十九條）
附則

第一章　総則

第一條の次に次の六條及び章名を加える。

（定義）

第一條の二　この法律において「輸出契約」とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であつて、政令で定める事項についての定があるものをいう。

2　この法律において「輸出者」とは、輸出契約の当事者であつて、貨物を輸出するものをいう。

3　この法律において「供給契約」とは、輸出者が輸出契約に基いて輸出すべき貨物を本邦内で生産し、加工し、又は集荷して当該輸出者に引き渡す契約をいう。

4　この法律において「生産者」とは、輸出する目的をもつて本邦内で貨物を生産し、加工し、又は集荷する者をいう。

（輸出信用保険の種類）

第一條の三　輸出信用保険は、甲種保険、乙種保険、丙種保険及び丁種保険とする。

（保険料率）

第一條の四　輸出信用保険の保険契約（甲種保険にあつては、甲種保険を再保険する契約をいう。以下同じ。）の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うように、政令で定める。

（契約の解除等）

第一條の五　政府は、輸出信用保険の保険契約者、被保険者又は保険金受取人（これに基く命令を含む。）の規定又は輸出信用保険の保険契約の條項に違反したときは、当該保険契約に基く保険金の全部若しくは一部を支拂わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

（保険関係の成立の制限等）

第一條の六　政府は、取引上の危険が大であるとき、その他この法律による政府の保険事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、再保険する甲種保険の保険金額を制限し、又は甲種保険の再保険若しくは丙種保険の保険契約に基く保険関係を成立させないことができる。

（契約の限度）

第一條の七　政府は、一会計年度内に締結する保険契約により再保険する甲種保険の保険金額の総額、一会計年度内に引き受ける乙種保険の保険金額の総額、一会計年度内に締結する丙種保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額及び当該丙種保険の保険契約に基いて支拂うべき保険金の総額並びに一会計年度内に引き受ける丁種保険の保険金額の総額が、それぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、輸出信用保険の保険契約を締結するものとする。

第二章　甲種保険

第二條の前の見出しを「（再保険契約）」に改め、同條第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、「（以下「再保険契約」という。）」を削り、同條第二項中「再保険契約」を「前項の契約」に、「輸出信用保険契約」を「甲種保険の保険契約」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第三條に見出しとして「（保険契約）」を加え、同條中「政府が再保険を引き受ける輸出信用保険」を「甲種保険」に、「輸出契約（本邦内で生産、加工又は集荷される貨物を輸出する契約であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）」を「輸出契約又は供給契約」に改め、「輸出者」の下に「又は供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者」を加え、「損害保険（以下「甲種保険」という。）」を「輸出信用保険」に改める。

第四條　削除

第四條を次のように改める。

（保険金）

第五條　輸出者を被保険者とする甲種保険において保険会社がてん補すべき額は、輸出契約で定める輸出貨物の代金の額のうち第三條各号の一に該当する事由により輸出者が輸出契約に基いて受け取ることができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額（当該事由による航海又は航路の変更により輸出者が新たに負担すべきこととなつた海上の

運賃又は保険料の増加額をてん補すべきことを保険契約の締結の際約したときは、その増加額を加算した額）に、百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。但し、保険金額をこえることができない。

一　輸出者が輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二　輸出者が当該事由の発生により輸出契約の履行を免かれたために支出を要しなくなつた金額

三　輸出者が貨物の輸出により取得すべきであつた利益（当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。）の額から輸出貨物の代金（当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。）の額に政令で定める割合を乗じて得た額を控除した残額

2　前項の規定は、第三條に規定する生産者を被保険者とする甲種保険において保険会社がてん補すべき額に準用する。

第三章　乙種保険

第五條の二の前の見出しを「（保険契約）」に改め、同條中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項中「政府」を「乙種保険」に、「輸出信用保険（以下「乙種保険」という。）を引き受けることができる。」を「輸出信用保険とする。」に改め、同項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

政府は、乙種保険を引き受けることができる。

第五條の三に見出しとして「（保険価額）」を加える。

第五條の四に見出しとして「（保険金）」を加え、同條中「第五條の二第一項」を「第五條の二第二項」に改める。

第五條の五及び第五條の六を削る。

第十條に見出しとして「（庶務）」を加え、同條を第十九條とする。

第九條を第十八條とし、第八條に見出しとして「（組織）」を加え、同條第一項中「九人」を「十一人」に、同條第三項中「貿易」を「貿易、金融」に改め、同條を第十七條とする。

第七條の見出しを「（設置及び権限）」に改め、同條を第十六條とし、同條の前に次の章名を加える。

第七章　輸出信用保険審議会

第六條の見出しを削り、同條第一項中「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」を削り、「第二條第三項又は第五條の五」を「第一條の六」に、「不服があるときは、」を「不服がある者は、」に、「その旨を申し立てる」を「不服の申立をする」に改め、同條第三項を削り、同條を第十五條とし、同條の前に次の章名を加える。

第六章　不服の申立

第五條の四の次に次の二章を加える。

第四章　丙種保険

（保険契約）

第六條　政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行（日本銀行を除き、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を含む。以下同じ。）を相手方として、丙種保険の保険契約を締結することができる。

2　丙種保険は、銀行が輸出者又は生産者に対し左の各号に掲げる資金を融通するため手形貸付又は手形割引により融通を受けた資金によつて輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡しようとした貨物の全部又は一部を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡することができなくなつたことによつて生ずる銀行の回収未済の額をてん補すべき保険関係が成立する輸出信用保険とする。

一　輸出者が輸出契約に基いて政令で定める地域に向け、若しくは政令で定める代金の決済方法により輸出すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するために必要とする資金

二　前号に掲げるものの外、通商産業大臣が、政令で定める地域に向け政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する見込があると認めた場合において、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するために必要とする資金

（保険価額及び保険金額）

第七條　丙種保険の保険関係においては、手形金額を保険価額とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得

た金額を保険金額とする。

（保険金）

第八條　丙種保険の保険関係に基いて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第六條第二項に規定する事由により銀行が手形の満期において回収することができなかつた金額から満期後に回収した金額を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額とする。

（資金の回収）

第九條　保険金の支拂を受けた銀行は、第六條第二項の保険関係が成立した手形貸付又は手形割引により融通した資金について、手形上の権利の行使によりその回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十條　保険金の支拂を受けた銀行は、その支拂の請求をした後回収した金額から手形の満期以後保険金の支拂を受けた日の前日までの利息を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第五章　丁種保険

（保険契約）

第十一條　政府は、丁種保険を引き受けることができる。

2　丁種保険は、生産者が政令で定める地域に向け貨物を輸出することを目的として当該貨物の見本の輸出その他広告に必要な費用を支出した場合において当該貨物を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡することによつて当該費用を回収することができなかつたことにより受ける損失をてん補する輸出信用保険とする。

第十二條　丁種保険の保険契約においては、貨物の種類及び貨物を輸出すべき地域、当該貨物の広告のため支出すべき費用の額、その費用を回収すべき期間（以下「回収期間」という。）並びに回収期間内に当該地域に向け輸出される貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支出により取得すべき金額に対する当該費用の額の割合（以下「回収率」という。）を定めるものとする。

（保険価額）

第十三條　丁種保険においては、前條に規定する費用の額を保険価額とする。

2　丁種保険の保険金額が保険価額に百分の五十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

（保険金）

第十四條　丁種保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち生産者が当該貨物の広告のため支出した費用の額から回収期間内に当該地域に向け輸出された当該貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支出により取得したものとみなす金額に回収率を乗じて得た金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

法律第三十四号　（昭二七、三、三一）

◉郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二　（南西諸島との間の郵便為替）本土と北緯二十九度以南の南西諸島との間において送金する場合における郵便為替については、省令で特例を設けることができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に保険会社が引き受けた甲種保険については、なお従前の例による。

3　政府は、第一條の七の規定にかかわらず、昭和二十七年度に限り、丁種保険の保険金額の総額が一億円をこえない範囲内で、丁種保険の保険契約を締結することを妨げない。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号　（昭二七、三、三一）

◉海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律

（航海命令）

第一條　運輸大臣は、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のため航海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行う者を得ることが困難である場合においては、船舶運航事業を営む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

2　運輸大臣は、前項の命令により航海を行う者に対し、当該船舶について当該航海に必要な施設を設けることを命ずることができる。

3　第一項の命令により航海を行う者は、当該航海について、運輸大臣の指示に従わなければならない。

（損失補償）

第二條　政府は、前條の命令により航海を行う者に対し、同條第一項又は第二項の命令により通常生ずべき損失（その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む。）を補償しなければならない。

2　前項の損失の補償に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第三條　第一條の規定による命令に従わない者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項第四号を次のように改める。

四　海外からの日本国民の船舶による集団的引揚輸送に関すること。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号　（昭二七、三、三一）

◉国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九條中「五千円」を「一万円」に改める。

第十條中「一万三千五百円」を「一万五千円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三十七号（昭二七、三、三一）
◉特別調達庁設置法の一部を改正する法律

特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

調達庁設置法

本則中「特別調達庁」を「調達庁」に、「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に、「特別調達局」を「調達局」に、「特別調達局長」を「調達局長」に改める。

第三條を次のように改める。

（任務）

第三條 調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の需要する建造物及び設備の営繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條の規定に基く請求の処理

第八條中「終戦処理費及び解除物件処理費」を「経費」に改める。

第九條第一号及び第二号中「終戦処理費」を「経費」に改める。

第十條第一号中「終戦処理事業費」を「庁費以外の経費」に改め、同條第二号中「連合国」を「駐留軍」に改め、同條に次の一号を加える。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條の規定に基く請求の処理に関すること。

第十二條中「連合国の要求する」を「駐留軍の需要する」に改める。

第十二條の二を次のように改める。

（附属機関）

第十二條の二 調達庁に、附属機関として中央調達不動産審議会を置く。

第十二條の三を削り、第十二條の四を第十二條の三とし、同條に次の一項を加える。

6 前各項に定めるものを除く外、中央不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二條の五を削る。

第十五條を次のように改める。

（名称、位置及び管轄区域）

第十五條 調達局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌調達局	札幌市	北海道
仙台調達局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
東京調達局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 長野県
横浜調達局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
名古屋調達局	名古屋市	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
大阪調達局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
呉調達局	呉市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡調達局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三條、第十條第二号及び第七号並びに第十二條の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 他の法令中「特別調達庁」とあるのは「調達庁」と、「特別調達庁長官」とあるのは「調達庁長官」と、「特別調達局」とあるのは「調達局」と、「特別調達局長」とあるのは「調達局長」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭二七、三、三一）
◉外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　地方支分部局（第十七條―第十九條）」を「第三節　削除」に、「第四章　在外公館（第二十二條―第二十五條）」を「第四章　在外公館（第二十二條・第二十七條）」を「第四章　在外公館（第二十二條・第五章　職員（第二十六條―第三十條）」に改める。

第三條第九号を削り、同條第十号を同條第九号とする。

第十二條を次のように改める。

（国際協力局の事務）

第十二條 国際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 国際機関及び国際会議への参加に関すること。

二 條約その他の国際約束の実施に関すること。

三 国際行政に関すること。

第三節を次のように改める。

第三節　削除

第十七條から第十九條まで 削除

第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、第四章中第二十四條の次に次の三條を加える。

（領事館及び領事官）

第二十六條 この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、総領事館、領事館、総領事館分館又は領事館分館をいう。

2 この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、総領事館、領事館、その事務を代理する者をいうものとする。

3 大使館又は公使館が設置されている地に領事館が設置されていない場合その他特に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

（領事官の徴収する手数料）

第二十七條 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に関して手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

（手数料の免除及び減額）

第二十八條 領事官は、当該在外公館の所在地の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三條及び第十二條の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十三條を削る。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭二七、三、三一）

◉農林省設置法等の一部を改正する法律

（農林省設置法の一部改正）

第一條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 動植物の病菌害虫等の防除に関し、都道府県及び防除を行う者に対し、補助金を交付すること。

第十條第一項第四号の次に次の一号を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

四の二 統計的調査資料に基き、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

第十三條中「動植物検疫所」を「植物防疫所動物検疫所」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（植物防疫所）

第二十七條 植物防疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締並びに病菌害虫の調査研究

二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十三條の規定による発生予察事業の実施

三 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。）及び防除用器具の保管

2 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山県
神戸植物防疫所	神戸市	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、山口県（下関市を除く。）
門司植物防疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

3 農林大臣は、植物防疫所の事務を分掌させるため、所要の地に植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 植物防疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

第二十九條を削り、第二十八條を第二十九條とし、第二十七條の次に次の一條を加える。

（動物検疫所）

第二十八條 動物検疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）による輸出入検査及びこれに基く処置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基く検査

三 輸出入動物の健康検査

四 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲與及び貸付

五 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

2 動物検疫所は、横浜市に置く。

3 農林大臣は、動物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 動物検疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

「かんがい排水委員会」を「国際かんがい排水委員会」に、「かんがい排水審議会」を「排水に関することその他かんがい排水に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

中央作況決定審議会を「農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。」と。」

（水産庁設置法の一部改正）

第二條 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「日光養魚場」を「日光養魚場」に改める。

十和田湖ふ化場

北海道さけ・ますふ化場

第七條の三第二項の表の位置の欄中「高知県」を「高知市」に、「七尾市」を「新潟市」に改める。

第七條の四の次に次の二條を加える。

（十和田湖ふ化場）

第七條の四の二 十和田湖ふ化場は、ます類のふ化及び放流並びにその種卵の生産及び配付を行う機関とする。

2 十和田湖ふ化場は、秋田県に置く。

3 十和田湖ふ化場の内部組織については、農林省令で定める。

（北海道さけ・ますふ化場）

第七條の四の三 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行う機関とする。

2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

第七條の五第二項を次のように改める。

2 水産講習所は、下関市に置く。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（植物防疫法の一部改正）

2 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第四項、第八條第一項、第四項及び第六項並びに第十條第二項中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。

（植物防疫法の一部改正）

3 植物防疫法の一部を改正する法律の一部改正）

法律第二百四十三号）の一部を改正する法律（昭和二十六年「農林省防疫所」に改める。』を削る。

附則中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

4 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四章中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に、「動植物検疫所長」を「動物検疫所長」に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭二七、三、三一）

◉経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

（経済安定本部設置法の一部改正）

第一條 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中第二章中「第一節 内部部局（第六條―第十

四條）」を「第一節　内部部局（第六條―第十四條の二）」に改め、第三章中「第一節　物価庁（第二十條―第三十二條）」を「第一節　削除」に改め、「第一款　総則（第二十條、第二十一條）」、「第二款　内部部局（第二十二條―第二十七條）」、「第三款　削除」及び「第四款　附属機関（第三十一條）」を削る。

第五條第三十二号中「物価庁、」を削る。

第六條第一項中「建設交通局」を「建設交通局　物価局　」に改める。

第七條第三項中「建設交通局に次長二人」の次に「、物価局に次長三人」を加える。

第二章第一節中第十四條の次に次の一條を加える。

（物価局の事務）

第十四條の二　物価局においては、左の事務をつかさどる。

一　物価に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　価格等の統制を行うこと。

三　物価安定のための国庫補助金に関すること。

四　物価に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に関すること。

五　物価及び生計費の調査及び統計に関すること。

六　原価計算の統一に関すること。

第十五條第一項の表中「

国土調査審議会	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
米価審議会	経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に応じ、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を経済安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

」を

国土調査審議会	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」に改める。

第十九條中「物価庁　経済調査庁　外資委員会」を「経済調査庁　外資委員会」に改める。

第三章中第一節を次のように改める。

第一節　削除

第二十條から第三十二條まで　削除

第三十四條の二中「、物価庁」を削る。

第三十四條の三第一項中「前項第一号」の次に「及び第二号」を加え、「同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の、」を削る。

第三十四條の五第一項中「四部」を「三部」に、

「調整部　物価部　監査部　査察部」を「調整部　監査部　査察部」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「

経済安定本部	外資委員会　経済調査庁

」を

経済安定本部	物価庁　経済調査庁

」に改める。

（地代家賃統制令の一部改正）

第三條　物価統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に物価庁の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、経済安定本部物価局の職員となるものとする。

（経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭二七、三、三一）

◉外務公務員法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　職階制（第五條・第六條）
第三章　任免（第七條―第十二條）
第四章　給與（第十三條）
第五章　能率（第十四條―第十六條）
第六章　保障（第十七條―第二十二條）
第七章　服務（第二十三條）
第八章　名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用（第二十四條・第二十五條）
第九章　雑則（第二十六條―第二十八條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保障、服務等に関し国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の特例その他必要な事項を定め、あわせて名誉総領事及び名誉領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定することを目的とする。

（外務公務員の定義）

第二條　この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいう。

一　特命全権大使（以下「大使」という。）

二　特命全権公使（以下「公使」という。）

三　政府代表

四　全権委員

五　政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員

六　外務職員

2　この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付與された者をいう。

3　この法律において「全権委員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ、條約に署名調印する権限を付與された者をいう。

4　この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）及びその一般的補助業務に従事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。

（外務職員に対する国家公務員法等の適用）

第三條　国家公務員法並びにこれに基く法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に関して適用があるものとする。

（特別職の外務公務員に対する国家公務員法等の準用）

第四條　国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條並びに第百條第一項及び第二項の規定は、大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員に準用する。この場合において、国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條及び第百條第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全権委員の代理、顧問若しくは随員」と、第百條第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。

2　前項に定めるものを除く外、大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員の任免その他の身分上の事項及び

服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

第二章　職階制

（外務職員の官職の格付）

第五條　国家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は、同條及び国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）第十二條の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。

2　外務職員の官職の格付に関し必要な事項は、政令で定める。

（外務職員の公の名称）

第六條　外務職員（外務事務次官を除く。）は、組織上の名称の外、公の便宜のために国際慣行に従い用いる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

2　外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。

3　前二項に定めるものを除く外、公の名称に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第三章　任免

（外務公務員の欠格事由）

第七條　国家公務員法第三十八條の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。

2　外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

（特別職の外務公務員の任免）

第八條　大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2　政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

（信任状等の認証）

第九條　大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

（選考による外務職員の任命）

第十條　外務大臣は、もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

（外務職員の昇任）

第十一條　外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

（大使及び公使の待命）

第十二條　在外公館の長たる大使及び公使は、その在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外国に派遣されるまでの間、待命となる。

2　待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

3　待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

4　待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

5　前三項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることはない。

第四章　給與

（在外公館に勤務する外務公務員の給與）

第十三條　在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基いて支給するものとする。

第五章　能率

（勤務成績の評定）

第十四條　外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修）

第十五條　外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所で研修を受ける機会を與えなければならない。

（査察）

第十六條　外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2　査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3　外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4　前三項に定めるものを除く外、査察に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章　保障

（勤務條件に関する行政措置の要求）

第十七條　外務職員は、勤務條件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十六條の規定にかかわらず、外務人事審議会（以下「審議会」という。）に対して要求しなければならない。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九條　外務職員が外交機密の漏えいによつて国家公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務した場合における当該処分に関する審査の請求は、国家公務員法第十七條第一項と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九條　外務職員が外交機密の漏えいによつて国家公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務した場合における当該処分に関する審査の請求は、国家公務員法第十七條第一項と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條　外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

2　国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務公務員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3　前二項に定めるものを除く外、勤務條件に関する行政措置の要求に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章　服務

（休暇帰国）

第二十三條　外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務

する期間（不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一月を加算した期間）が四年をこえる者に対し、二月以内の期間（勤務地と本邦との間を往復するに要する期間を除く。）で一回に限り、休暇のための帰国（以下「休暇帰国」という。）を許すことができる。

2　特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとすることができる。

3　第一項の休暇は、有給休暇とする。

4　前三項に定めるものを除く外、休暇帰国に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第八章　名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用

（名誉総領事及び名誉領事の任命）

第二十四条　外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名誉総領事又は名誉領事を任命することができる。

（外国人の採用）

第二十五条　外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができる。

2　在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外国人を採用することができる。

第九章　雑則

（政令及び外務省令）

第二十六条　外務大臣は、第十七条第三項及び第二十二条の規定に基く政令案の立案並びに第十条、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

（罰則）

第二十七条　第四条において準用する国家公務員法第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（国外犯罪）

第二十八条　国家公務員法中外務職員に関して適用される罰則の規定及び前条の規定は、国外において当該各条に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

附　則

1　この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日（昭和二十七年四月一日までに同条約が効力を発生しないときは、同日）から施行する。但し、第二十六条及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2　第十九条から第二十二条までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替えるものとする。

3　国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十一号を次のように改める。

十一　大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員

4　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十条の二　在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特例は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「外務省研修所」を「外務人事審議会外務省研修所」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（外務人事審議会）

第十四条の二　外務人事審議会（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2　審議会は、前項の規定による外、外務公務員の給与その他勤務条件に関し必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に応じてその意見を答申することができる。

3　審議会は、委員五人で組織する。

4　委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

5　前各項に規定するものを除く外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」を「外務公務員法及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」に改める。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第四十二号（昭二七、三、三一）

◉連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律

連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　連合国軍人等住宅公社（以下「公社」という。）は、この法律施行の日において、解散する。

3　この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、国がその時において一般会計に承継するものとする。

4　特別調達庁は、特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第三条に掲げる事務の外、公社の解散に関し必要な整理事務を行うことができる。

5　内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならない。

6　登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　特別調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を削る。

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号の三を削る。

10　附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。

11　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号の六の二を削り、同条第六号の六の三を同条第六号の六の二とする。

12　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。

13　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「連合国軍人等住宅公社、」を削る。

14　公社の昭和二十六年度の決算については、なお従前の例による。この場合において、公社の行うべき事務は、特別調達庁長官が行うものとする。

15　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「連合国軍人等住宅公社、」を削る。

16　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「連合国軍人等住宅公社、」を削る。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵大臣署名）

法律第四十三号（昭二七、三、三一）

◉ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律

（閉鎖機関令の一部改正）

第一條 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

第二條を削り、第一條の二を第二條とする。

第五條第六項を削る。

第十八條の二を削る。

第十九條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き」を削る。

第十九條の八から第十九條の二十四までを削る。

第二十條第三項を削る。

第二十四條を削り、第二十三條の二を第二十四條とする。

第二十九條の二中「左の各号の一に該当する者」を「第一條の規定による指定があつたことを知りながら、第七條第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者」に改め、同條各号を削る。

第三十條中「左の各号の一に該当する者」を「第五條第五項の規定に違反した者」に改め、同條各号を削る。

第三十一條の二を削る。

第三十二條中「第二十九條の二第二号又は第三十條第一号」を「第二十九條の二又は第三十條」に改める。

（閉鎖機関整理委員会令の一部改正）

第二條 閉鎖機関整理委員会令（昭和二十二年勅令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「昭和二十一年勅令第五百六十七号〔会社の証券保有制限等に関する勅令〕第十一條及び」を削る。

第十六條第二項を削る。

第二十條を次のように改める。

解散する。

前項に定めるものの外、整理委員会の解散に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とする。

（閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令の一部改正）

第三條 閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三條を削る。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第四條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項第一号中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

第二十五條第四項及び第五項を削り、同條第六項を同條第四項とする。

第三十四條の三第四項中「法律」を「別に法律」に改める。

（国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令の一部改正）

第五條 国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「国外居住外国人に対する債務」の下に「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二條第一項第一号に規定する在外会社の債務以外の債務で日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後生じたもの並びに」を加える。

第七條中「別に」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「前條第四項の規定によりする場合を除く外、」を削り、「承諾書」を「還付を承諾する旨の承諾書（以下「承諾書」という。）」に改め、同條第二項中「前條第四項又は」を削る。

第十二條中「附則第四項」を「附則第三項」に改める。

第十三條中「（昭和二十四年政令第二百九十一号）」を削る。

第十四條を削る。

附則第二項から附則第五項までを次のように改める。

2 この政令施行前国外居住外国人に対する債務の弁済のため供託した供託者は、その供託した供託物が金銭である場合において当該債務が国外居住外国人に対する債務であることの主務大臣の認定を受けたときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しこれを東京法務局に保管替することを請求することができる。

3 前項の規定による主務大臣の認定があつたときは、第三條第一項の認定があつたものとみなす。

（国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令の一部改正に伴う経過規定）

第六條 改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第九條及び第十四條の規定は、この法律施行前旧令第九條及び第十四條の規定により供託された主務大臣の認定に係る供託物について、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

2 旧令附則第三項から附則第五項までの規定は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

3 旧令第十二條の規定は、前項の規定によりなおその効力を有する旧令附則第四項の規定により旧令第三條第一項の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

（日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件の一部改正）

第七條 日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件（昭和二十二年大蔵省令、司法省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「閉鎖機関整理委員会」を「大蔵大臣及び司法大臣」に改める。

第二條中「閉鎖機関整理委員会」を「大蔵大臣及び司法大臣」に改める。

第三條第二項中「大蔵大臣及び司法大臣」を「法務総裁及び大蔵大臣」に改める。

（将来存続すべき命令）

第八條 第一條から第五條まで及び前條に規定する命令並びに左に掲げる命令及びこれに伴う財政措置に関する政令（昭和二十六年政令第二百七十九号）の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭和二十一年勅令第七十一号）附則第六項

二 軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第二百八十三号）附則第二項及び第三項

三 横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百八十八号）

四 外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第三十五号）附則第二項

五 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第二百二十四号）附則第二項から附則第四項まで

六 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十六号）

七 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭和二十五年政令第三百六十九号）

八 特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）

九 会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（昭和二十六年政令第二百四十七号）附則第八項

十 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭和二十六年政令第二百六十一号）

十一 学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令（昭和二十六年

政令第三百七号）

十二　外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件（昭和二十年大蔵省令第百一号）附則第二項及び第四項

十三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（昭和二十四年大蔵省令第十号）附則第三項及び第四項

（命令の廃止）

第九條　左に掲げる命令は、廃止する。

一　戰争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞與金の国庫返納に関する件（昭和二十一年勅令第百五号）

二　臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第百十号）

三　軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに関する件（昭和二十一年勅令第百十二号）

四　会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七号）

五　ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）

六　金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）

七　日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十四号）

八　三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭和二十五年政令第三百四十号）

九　指定外国証券の報告に関する政令（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第三号）

十　日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十九号）

十一　通貨等製造工場管理規則（昭和二十一年大蔵省令第二十八号）

十二　軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭和二十一年大蔵省令第七十三号）

十三　連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭和二十一年大蔵省令第七十七号）

十四　外国人出資の報告に関する件（昭和二十一年大蔵省令第百二十号）

十五　外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件（昭和二十一年大蔵省令第九号）

十六　皇族に対し祖税に関する法令を適用する場合に関する件（昭和二十二年大蔵省令、司法省令第一号）

十七　イースト・エイシヤ・ミッションの財産に関する件（昭和二十二年大蔵省令、司法省令第四号）

十八　在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭和二十三年大蔵省令第六十五号）

十九　ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第二号）

二十　株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第三号）

二十一　ドイツ国有限会社ハインリツヒ　コツペルスの不動産移転に関する命令（昭和二十四年大蔵省令、法務庁令第一号）

二十二　スタンダード・ブランヅ・オブ・エシア・インコーポレーテツド及びドツドウエル・エンド・コンパニー・リミテツドに関する登記の抹消に関する命令（昭和二十四年法務府令、大蔵省令第二号）

（廃止した命令に関する経過規定）

第十條　旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年度以降において收納又は支出若しくは支拂の判明した金額については、当分の間、これを旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、据え置くものとする。

2　前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による毎会計年度の整理金額（旧臨時軍事費特別会計の終結に関する件第三條第二項の規定による整理金額を含む。）との合計額の計算書を調製し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。

第十一條　旧会社の証券保有制限等に関する勅令第十七條の二第一項（同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第二條第一項第一号ロ又はハの規定により株式の取得を認められた会社がこの法律施行の際当該株式を所有する場合における当該株式の取得及び所有並びに当該株式についての議決権の行使については、同令第十七條の二第一項（同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第二條第二項から第四項までの規定（これに係る罰則の規定を含む。）は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第十二條　帝国製糸株式会社が旧ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第四條の規定により富士紡績株式会社から無償で財産の譲渡を受けたことに因り生じた益金に対する法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）上の取扱については、なお従前の例による。

2　富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝国製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

第十三條　第六條に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條　第六條及び前四條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第二條中閉鎖機関整理委員会令第二十條の改正規定、第七條、第九條第二号及び第十條の規定は、公布の日から施行し、第十條の規定は、昭和二十五年度以降の旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金の整理について適用する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を削り、同條第五十一号を同條第五十号とする。

第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。

第五十三條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第四十四号（昭二七、三、三一）

◉在外公館等借入金の返済の実施に関する法律

（この法律の趣旨）

第一條　在外公館等借入金の返済の実施に関しては、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二條　この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号。以下「審査会法」という。）の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいい、以下「借入金」と略称する。

（借入金の返済）

第三條　大蔵大臣は、国に対して借入金の返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行う。

（借入金の金額）

第四條　借入金の金額は、審査会法第六條に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額（同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは五万円、同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五百円に満たないときは五百円）とする。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第五條　大蔵大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金の金額及びその返済に関する事務に要する経費に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（事務の委託）

第六條　大蔵大臣は、借入金の返済に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2　大蔵大臣は、借入金の返済に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（返済手続の細目）

第七條　借入金の返済手続の細目は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第二十二号中「返済の準備」を「返済」に改める。

3　第十三條第一項の表在外公館等借入金整備審議会の項中「在外公館等借入金の返済に関する法律案」を「在外公館等借入金の返済」に改める。

4　賠償金法の一部を次のように改正する。

附則中「この法律を」の下に「この法律に改め、附則に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2　借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第四十四号）施行の際、第五條第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失つているものは、同條同項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までに、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

3　借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律施行の日以後昭和二十七年六月三十日までに第五條第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失うべきものについても、また前項と同様とする。

4　第五條第一項の規定は、前二項の場合に準用する。

5　前三項に規定する借入金の確認の請求に関する第四條第一号の規定の適用については、同号中「第五條」とあるのは、「第五條及び昭和二十七年法律第　号附則第二項から第四項まで」とする。

4　在外公館等借入金の返済の準備に関する法律（昭和二十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第一條の法律案を」「借入金の返済に係る。

別表

在外公館等借入金換算率表

借入金提供地域	現地通貨	借入金提供時期	換算率（本邦通貨一円に対する現地通貨表示による金額）
朝鮮	朝鮮銀行券		1.50円
	日本銀行券		1.50円
満洲・関東州	朝鮮銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	満洲中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
華北	中国連合準備銀行券		100.00円
	法幣		20.00元
	関金券		1.00元
華中・華南	中国中央儲備銀行券		2,400.00円
	法幣		12.00元
	関金券		0.60元
	アメリカ合衆国ドル		0.01ドル
	中国連合準備銀行券		100.00円
	昭和十二年軍用手票		10.00円
ヤミ国	ヤミ国通貨		1.00ポーア
仏領印度支那	仏領印度支那通貨		1.00ピアストル

備考

一　第四條の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は関東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用して行うものとする。

二　借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に応じ、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭二七、三、三一）

◉財産税等収入金特別会計法を廃止する法律

財産税等収入金特別会計法（昭和二十二年法律第五十三号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　財産税等収入金特別会計の昭和二十六年度分の収入支出並びに昭和二十五年度及び昭和二十六年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3　この法律施行の際財産税等収入金特別会計に属する貸金（現金及び昭和二十六年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十六年度中に支拂義務の生じた支出金で、この法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律施行の際一般会計に帰属するものとする。

4　前項の規定により一般会計に帰属するものの外、財産税等収入金特別会計の昭和二十六年度の決算の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）